

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録目次

議会会議結果概要	-----	1
会期日程及び処理結果	-----	2
議会議員出席状況	-----	4
○第1号（9月12日）	-----	5
開会	-----	8
日程第1. 会議録署名議員の指名	-----	8
2. 会期の決定	-----	8
3. 諸般の報告	-----	8
4. 行政報告	-----	8
5. 議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）	説明 -----	9
6. 議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	説明 -----	13
7. 議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	説明 -----	14
8. 議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	15
9. 議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	17
10. 議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	20
11. 議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例について	説明 -----	21
12. 議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	説明 -----	21
13. 議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命について	説明 -----	24
14. 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	説明 -----	24
15. 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明 -----	26
16. 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明 -----	27
17. 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	説明 -----	28
18. 決議案第7号 議員派遣の件について（主要施策の現地調査）	採決 -----	29
19. 決議案第8号 議員派遣の件について（町村議会議員・事務局職員研修会）	採決 -----	29
20. 決議案第9号 議員派遣の件について（北部三村議会議員及び事務局職員研修会）	採決 -----	29
21. 決議案第10号 議員派遣の件について（県外視察研修会）	採決 -----	29

○第2号 (9月16日)	-----	31
開 議	-----	33
日程第1. 議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算 (第2号)	質疑 -----	33
	討論 -----	44
	採決 -----	44
2. 議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	質疑 -----	44
	討論 -----	45
	採決 -----	45
3. 議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算 (第2号)	質疑 -----	45
	討論 -----	46
	採決 -----	46
4. 議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑 -----	46
	討論 -----	46
	採決 -----	46
5. 議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑 -----	47
	討論 -----	47
	採決 -----	47
6. 議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	質疑 -----	47
	討論 -----	48
	採決 -----	48
7. 議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例について	質疑 -----	49
	討論 -----	49
	採決 -----	49
8. 議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	質疑 -----	49
	討論 -----	50
	採決 -----	50
9. 議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命について	質疑 -----	50
	討論 -----	50
	採決 -----	50
10. 認定第 1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 -----	51
	委員会付託 ---	51
11. 認定第 2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 -----	51
	委員会付託 ---	51
12. 認定第 3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 -----	51
	委員会付託 ---	51

13. 認定第 4 号 令和 6 年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	質疑 -----	52
	委員会付託 -----	52
散 会		52
○第 3 号 (9 月 18 日)		53
開 議		55
日程第 1. 一般質問		55
① 渡 口 直 樹 議員		55
② 島 袋 晴 美 議員		62
③ 大 田 孝 佳 議員		72
④ 山 川 安 雄 議員		77
散 会		86
○第 4 号 (9 月 19 日)		87
開 議		89
日程第 1. 一般質問		89
① 宮 城 誠 議員		89
② 与 儀 一 人 議員		91
③ 山 城 正 和 議員		100
散 会		109
○第 5 号 (9 月 26 日)		111
開 議		113
1. 追加議案第 57 号 奥公民館建築工事請負契約について	説明 -----	113
	質疑 -----	114
	討論 -----	118
	採決 -----	118
2. 認定第 1 号 令和 6 年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	報告 -----	118
	質疑 -----	119
	討論 -----	119
	採決 -----	120
3. 認定第 2 号 令和 6 年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	報告 -----	120
	質疑 -----	121
	討論 -----	121
	採決 -----	121
4. 認定第 3 号 令和 6 年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	報告 -----	121
	質疑 -----	122
	討論 -----	122

	採決	122
5. 認定第 4 号 令和 6 年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	報告	122
	質疑	123
	討論	123
	採決	123
6. 意見書案第 1 号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書	説明	124
	質疑	125
	討論	125
	採決	125
7. 決議案第 11 号 議員派遣の件について（総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式）	採決	126
閉会		126
1. 陳情等一覧表		127
2. 議長の公務報告書		129
3. 村長の行政報告		131
4. 議員派遣の件		137
5. 議案等処理一覧表		139

議会会議結果概要

令和7年第5回定例会

1、招集年月日 令和 7年 9月 12日

2、会期 令和 7年 9月 12日
令和 7年 9月 26日 15日間

3、会議録署名議員 8番 宮城 誠 9番 金城 利光

4、議会答弁のための出席者

村長 知花 靖	福祉課長 金城 由美子
副村長 宮城 明正	環境保全課長 平良政 幸
教育長 宮城 尚志	農林水産課長 田場 盛久
会計管理者 知花 博正	建設課長 新垣 隆雄
総務課長 宮里 幸助	商工観光課長 前田 浩也
企画政策課長 興儀 光浩	教育課長 宮里 光
住民課長 山城 修	振興策推進室長 橋口 淳一

5、職務のための出席者

事務局長 奥原 崇	主任 宮城 美希
-----------	----------

会期日程及び処理結果

自：令和 7年 9月 12日

15日間

至：令和 7年 9月 26日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
9月 12日 (第1号)	金	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3		諸般の報告	
		4		行政報告	
		5	議案第 48号	令和 7年度国頭村一般会計補正予算 (第 2号)	説 明
		6	議案第 49号	令和 7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2号)	説 明
		7	議案第 50号	令和 7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算 (第 2号)	説 明
		8	議案第 51号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		9	議案第 52号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		10	議案第 53号	国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		11	議案第 54号	国頭村景観条例の一部を改正する条例について	説 明
		12	議案第 55号	国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		13	議案第 56号	国頭村教育委員会委員の任命について	説 明
		14	認定第 1号	令和 6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
		15	認定第 2号	令和 6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
		16	認定第 3号	令和 6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
		17	認定第 4号	令和 6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	説 明
		18	決議案第 7号	議員派遣の件について (主要施策の現地調査)	採 決
		19	決議案第 8号	議員派遣の件について (町村議会議員・事務局職員研修会)	採 決

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
9月12日 (第1号)	金	20	決議案第9号	議員派遣の件について（北部三村議会議員及び事務局職員研修会）	採 決
		21	決議案第10号	議員派遣の件について（県外視察研修会）	採 決
9月16日 (第2号)	火	1	議案第48号	令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）	原案可決
		2	議案第49号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
		3	議案第50号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
		4	議案第51号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
		5	議案第52号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
		6	議案第53号	国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
		7	議案第54号	国頭村景観条例の一部を改正する条例について	原案可決
		8	議案第55号	国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
		9	議案第56号	国頭村教育委員会委員の任命について	原案同意
		10	認定第 1号	令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
		11	認定第 2号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
		12	認定第 3号	令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
		13	認定第 4号	令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
9月18日 (第3号)	木	1		一般質問 ① 渡 口 直 樹 議員 ② 島 袋 晴 美 議員 ③ 大 田 孝 佳 議員 ④ 山 川 安 雄 議員	

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
9月19日 (第4号)	金	1		一般質問 ① 宮 城 誠 議員 ② 与 儀 一 人 議員 ③ 山 城 正 和 議員	
9月26日 (第5号)	金	1 2 3 4 5 6 7	追加議案第57号 認定第 1号 認定第 2号 認定第 3号 認定第 4号 意見書案第1号 決議案第11号	奥公民館建築工事請負契約について 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書 議員派遣の件について (総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式)	原案可決 原案認定 原案認定 原案認定 原案認定 原案可決 採決

議会議員出席状況

議席番号 月 日	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	計
9月12日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	9人
9月16日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	9人
9月18日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	9人
9月19日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	9人
9月26日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	9人

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和7年9月12日			
招集の場所	国頭村議会議場			
開散会等日時 及び宣告	開会	9月12日 午前10時00分	議長	山城弘一
	散会	9月12日 午前11時09分	議長	山城弘一
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	島袋晴美	6番	与儀一人
	2番	大田孝佳	8番	宮城誠
	3番	山川安雄	9番	金城利光
	4番	山城正和	10番	山城弘一
	5番	渡口直樹		
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	8番	宮城誠	9番	金城利光
職務のため議場 に出席した者	事務局長	奥原崇	主任	宮城美希
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	環境保全課長	平良政幸
	副村長	宮城明正	農林水産課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	新垣隆雄
	会計管理者	知花博正	商工観光課長	前田浩也
	総務課長	宮里幸助	教育課長	宮里光
	企画政策課長	與儀光浩	振興策推進室長	樋口淳一
	住民課長	山城修		
	福祉課長	金城由美子		

議事日程	日程第1	会議録署名議員の指名
	2	会期の決定
	3	諸般の報告
	4	行政報告
	5	議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）
	6	議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	7	議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
	8	議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	9	議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	10	議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	11	議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例について
	12	議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
	13	議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命について
	14	認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について
	15	認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	16	認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	17	認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について
	18	決議案第7号 議員派遣の件について（主要施策の現地調査）
	19	決議案第8号 議員派遣の件について（町村議会議員・事務局職員研修会）
	20	決議案第9号 議員派遣の件について（北部三村議会議員及び事務局職員研修会）
	21	決議案第10号 議員派遣の件について（県外視察研修会）
会議に付した事件	1. 議案第48号 説明	
	2. 議案第49号 //	
	3. 議案第50号 //	
	4. 議案第51号 //	
	5. 議案第52号 //	
	6. 議案第53号 //	
	7. 議案第54号 //	

会議に付した事件	8. 議案第55号 説明 9. 議案第56号〃 10. 認定第1号〃 11. 認定第2号〃 12. 認定第3号〃 13. 認定第4号〃 14. 決議案第7号 採決 15. 決議案第8号〃 16. 決議案第9号〃 17. 決議案第10号〃
会議の経過	別紙のとおり

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第5回国頭村議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 宮城 誠議員、9番 金城利光議員を、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、令和7年9月12日から9月26日までの15日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、令和7年9月12日から9月26日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情等一覧表のとおりでございます。各自お目通し願います。

〔陳情等一覧表 卷末に掲載〕

次に、議長の令和7年6月から8月までの公務の報告をいたします。お手元に議長の公務報告書を配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔議長の公務報告書 卷末に掲載〕

次に、村長より入札結果公表の写し及び規則等の写しがお手元に配りましたとおり送付されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告が、お手元に配りましたとおり提出されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、村長から報告第5号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてが提出されております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第6号 令和7年度に公表する財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についても提出されておりますので、それから地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第7号 令和6年度国頭村観光物産株式会社営業報告及び決算書の報告についても提出されておりますので、各自お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許します。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。令和7年6月から8月までの主な内容について御報告をいたします。

〔村長の行政報告 卷末に掲載〕

まず、6月4日から6日まで、大阪・関西万博において世界自然遺産5地域で参加をいたしました。映像の上映、シンポジウムなどを通じ、世界自然遺産の魅力と共生や環境文化という日本型自然保護のメッセージを世界に向け発信をいたしました。また、各地域の紹介においては仲間由紀恵さんからやんばるの森の紹介をしていただきました。

めくっていただき、7月18日から20日まで、友好姉妹都市である鳥取県岩美町、道の駅きなんせ岩美10周年イベントに出席をいたしました。国頭村茨城県境町の物産フェアも同時に開催をし盛況ありました。

7月30日、昨年企業版ふるさと納税で1千万円の寄附をいただいた大和リビング社長に内閣総理大臣からの紹綬褒章受章伝達式を行いました。

めくっていただき、8月18日、北大東大雨災害へ役場職員を8月1日から4日まで2名、4日から7日までの2名の計4名の派遣支援に対し、北大東村長が来庁しお礼がありました。その他についてはお目通しをお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第48号

令和7年度国頭村一般会計補正予算

令和7年度国頭村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,208,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和7年9月12日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明いたします。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）について補足いたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,590,536	74,402	2,664,938
	1 地方交付税	2,590,536	74,402	2,664,938
15 国庫支出金		1,307,653	16,733	1,324,386
	1 国庫負担金	224,377	750	225,127
	2 国庫補助金	1,082,359	15,983	1,098,342
16 県支出金		616,075	27,123	643,198
	1 県負担金	117,127	375	117,502
	2 県補助金	478,275	26,748	505,023
19 繰入金		232,417	4,128	236,545
	1 繰入金	232,417	4,128	236,545
21 諸収入		153,174	4,000	157,174
	4 雑入	131,083	4,000	135,083
22 村債		716,900	2,500	719,400
	1 村債	716,900	2,500	719,400
歳入合計		7,079,255	128,886	7,208,141

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		65,664	15	65,679
	1 議会費	65,664	15	65,679
2 総務費		1,146,091	11,702	1,157,793
	1 総務管理費	1,029,354	11,702	1,041,056
	5 統計調査費	3,745	0	3,745
3 民生費		860,126	10,560	870,686
	1 社会福祉費	727,620	7,070	734,690
	2 児童福祉費	132,451	3,490	135,941
4 衛生費		600,042	5,522	605,564
	1 保健衛生費	372,927	5,372	378,299
	2 清掃費	227,115	150	227,265
6 農林水産業費		622,047	18,504	640,551
	1 農業費	267,050	11,539	278,589

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	298, 536	4, 752	303, 288
	3 水 産 業 費	56, 461	2, 213	58, 674
7 商 工 費		710, 743	54, 171	764, 914
	1 商 工 費	710, 743	54, 171	764, 914
8 土 木 費		232, 607	10, 613	243, 220
	1 土 木 管 理 費	49, 953	287	50, 240
	2 道 路 橋 梁 費	158, 244	8, 326	166, 570
	4 住 宅 費	19, 089	2, 000	21, 089
10 教 育 費		1, 339, 743	14, 923	1, 354, 666
	1 教 育 総 務 費	349, 526	4, 663	354, 189
	5 社 会 教 育 費	395, 868	10, 260	406, 128
11 災 害 復 旧 費		414, 901	2, 876	417, 777
	1 農 林 水 産 業 施 設 費 災 害 復 旧 費	12, 194	2, 876	15, 070
歳 出 合 計		7, 079, 255	128, 886	7, 208, 141

第2表 変更

起債の目的	地 方 債 の 補 正					補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国頭村森林公園機能強化事業 公営住宅等ストック総合改善事業	千円 6,800 7,500	(借入先) 財務省財政融資 資金、地方公共 団体金融機構資金 金、民間等資金 又はその他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (借入時期) 令和7年度、た だし、事業その 他の都合によ り、その一部又 は全部を翌年度 に繰り延べるこ とができる。	年10%以 内 (ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて利率の 見直しを 行つた後に おいては当 該見直し後 の利率)	償還について はその融資條 件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰り上げ償 還もしくは低 利に借り換え することができる。 （借入時期） 令和7年度、た だし、事業その 他の都合によ り、その一部又 は全部を翌年度 に繰り延べるこ とができる。	7,300 9,500	(借入先) 財務省財政融資 資金、地方公共 団体金融機構資金 金、民間等資金 又はその他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (借入時期) 令和7年度、た だし、事業その 他の都合によ り、その一部又 は全部を翌年度 に繰り延べるこ とができる。	年10%以 内 (ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて利率の 見直しを 行つた後に おいては当 該見直し後 の利率)	償還について はその融資條 件による。 ただし、村財 政の都合によ り繰り上げ償 還もしくは低 利に借り換え することができる。
合 計	14,300					16,800		

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付してありますので、お目通しよろしくお願ひいたします。
以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第6 議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第49号

令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度国頭村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足いたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 支 出 金		675,771	473	676,244
	2 県 補 助 金	675,770	473	676,243
歳 入 合 計		859,299	473	859,772

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国民健康保険事業費 納付金		177,220	473	177,693
	1 医 療 給 付 費 分	123,571	3,900	127,471

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国民健康保険事業費 納 付 金	2 後期高齢者支援金等分	41,756	△3,144	38,612
	3 介護納付金分	11,893	△283	11,610
歳出合計		859,299	473	859,772

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しあるいはお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第7 議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第50号

令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度国頭村簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	既決予定額	(補正予定額)		(計)
		入	出	
第1款 簡易水道事業収益	311,241千円	2,900千円	314,141千円	
第2項 営業外収益	241,775千円	2,900千円	244,675千円	
支 出				
第1款 簡易水道事業費用	286,070千円	2,900千円	288,970千円	
第1項 営業費用	280,538千円	2,900千円	283,438千円	

第3条 予算第9条中、「122,030千円」を「124,930千円」に改める。

令和7年9月12日提出

沖縄県国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

[宮城明正 副村長登壇]

○ 宮城明正 副村長 議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

3ページをお願いいたします。補正予算実施計画書となります。収益的収入及び支出について説明いたします。収入のほうからです。款、項、目、既決予定額、補正予定額、計、備考の欄で読み上げ説明いたします。

す。1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目補助金、9, 102万9千円、290万円、9, 392万9千円、一般会計からの繰入となります。

次に支出です。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、3, 118万3千円、110万円、3, 228万3千円。使用料及び賃借料、発電機にかかるリース代となります。2目配水及び給水費、5, 442万円、180万円、5, 622万円、水質検査の委託料の追加分。それから水道資材の材料費となります。

次ページはお目通しください。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第8 議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第51号

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議會議長 山城 弘一 殿

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年国頭村条例第1号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第15条の4第1項において「配偶者等」という。）」
を加える。

第15条の2の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）第21条第1項の措置
を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）

に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以降に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立を資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を

講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

今回の一部改正は、国の法改正に伴うもので、子の年齢に応じた柔軟な働き方に関する改正となります。3ページの新旧対照表をお願いします。妊娠、出産について申出をした職員等に対する意向確認等として、第15条の3を新設し、第1号及び第2号で両立支援制度等に関する情報の提供と利用に係る意向確認。第3号で職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項についての意向確認を規定します。また、同条第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対して前項と同様に第1号及び第2号で両立支援制度等に関する情報の提供と利用に係る意向確認。第3号で職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項についての確認を規定します。同条第3項は意向確認した事項への配慮規定となります。

第15条の4は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等となります。また、同条第2項で40歳に達した職員に対しての意向確認等を規定します。

第15条の5は、勤務環境の整備に関する規定となります。令和7年10月1日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第9 議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第52号

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

[宮里幸助 総務課長登壇]

○ 宮里幸助 総務課長 議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の育児休業等に関する条例（平成4年国頭村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号イ中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項中「を承認されている職員」を「又は同規則第16条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「部分休業の承認」に改め、同条本文を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

今回の一改正は、国の法改正に伴うもので、育児時間の多様化に関する改正となります。主な内容は現行の部分休業を第1号部分休業と第2号部分休業に区分するものです。

4ページの新旧対照表をお願いします。第18条では、部分休業を第1号部分休業とし、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の育児時間を規定しています。

次に、第18条の2を新設し第2号部分休業として1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の育児時間を規定します。同条第1号及び第2号は1時間未満の端数取扱いに関する規定となります。

第18条の3は、1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとする規定となります。

第18条の4では、1年につき請求できる第2号部分休業について、同条第1号で常勤職員77時間30分、同条第2号で非常勤職員1日当たり勤務時間に10を乗じて得た時間を規定します。

第18条の5では、部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情を新たに規定します。

次に、第21条を新設し妊娠または出産等についての申出があった場合の措置として、育児休業に関する制度の情報提供と利用に係る意向確認。同条第2項で申出に対する取扱いを規定します。

第22条は、勤務環境の整備に関する規定となります。令和7年10月1日からの施行となります。以上、

補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第10 議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第53号

国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

被災地支援として国又は他の地方公共団体からの要請に基づき職員を派遣した場合の手当を整備するため、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

[宮里幸助 総務課長登壇]

○ 宮里幸助 総務課長 議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年国頭村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（4）災害派遣手当

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第6条 災害派遣手当は、国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、重大な災害が発生した地域に派遣され、当該災害の応急措置等の業務に従事したときに支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和7年8月1日から適用する。

今回の一部改正は、被災地支援として職員を派遣した場合の手当を加えるものです。

2ページの新旧対照表をお願いします。第2条特殊勤務手当の種類に第4号災害派遣手当を加え、第6条で災害派遣手当支給に関する規定を新設します。災害派遣手当の額については、規則で1日につき3千円と

する改正を行います。交付の日から施行し、令和7年8月1日からの適用となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第11 議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第54号

国頭村景観条例の一部を改正する条例について

国頭村景観条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

景観重点地区の指定は上位法である景観法に基づくものではなく、市町村の景観条例において指定するものであるため、本条例の一部を改正する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

[與儀光浩 企画政策課長登壇]

○ 與儀光浩 企画政策課長 それでは、議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村景観条例の一部を改正する条例

国頭村景観条例（平成31年国頭村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「法第74条の規定により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

それでは、新旧対照表のほうをお開きください。景観重点地区の指定第16条第2項の一部を改正することとしております。自治体が制定する景観条例の重点地区の指定は村独自の視点で行うものであり、法の規定によるものではないことから今回第16条第2項の文中、「法第74条の規定により」を削除するものであります。なお、現在国頭村の景観条例において景観重点地区の指定はございません。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第12 議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第55号

国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

水道法施行令の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。

建設課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

[新垣隆雄 建設課長登壇]

○ 新垣隆雄 建設課長 議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年国頭村条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学」を削り、「若しくは」を「又は」に、「2年以上」を「1年6箇月以上」に改め、同項第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科以外の学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上」を「2年以上」に改め、同項第8号中「1年以上」を「6箇月以上」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「2年以上」を「1年6箇月以上」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校」を削り、「7年以上」を「3年6箇月以上」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を加え、「又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校」を削り、「卒業した後、」の次に「(同法による専門職大学の前期課程に

あっては、修了した後。次号において同じ。）、「2年6箇月以上」を加え、「5年以上」を削り、同号の次に次の1号を加える。

（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号及び第2号を削り、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

（1）前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（2）前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第4号を削り、同項第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（4）前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を終了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第5号中「前条第1項第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第6号中「厚生労働」を「国土交通」に改め、「大臣」の次に「及び環境大臣」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和7年4月1日から適用する。

今回の一部改正は、水道法施行令の一部改正に伴う改正でございます。全国的に布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから資格要件の見直しが行われております。

1ページより改正条例文。3ページより新旧対照表を明記しておりますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。なお、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用となります。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第13 議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第56号

国頭村教育委員会委員の任命について

下記の者を国頭村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記

1 住 所 国頭村字辺土名2046番地 ヴィレッジ兼久303

2 氏 名 浦崎 葉子

3 生年月日 昭和42年9月12日生

令和7年9月12日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

教育委員会委員が令和7年9月30日付けで任期満了のため。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

本案続行中といたします。

10分間、休憩いたします。 (午前10時43分)

再開いたします。 (午前10時53分)

日程第14 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

認定第1号

令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月12日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

会計管理者が補足説明いたします。

○ 山城弘一 議長 知花博正 会計管理者。

[知花博正 会計管理者登壇]

○ 知花博正 会計管理者 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

決算書の説明につきましては、実質収支に関する調書のみで説明させていただきます。なお、出納室より決算資料を提出していますので、参考にお目通し願います。

決算書の142ページをお開きください。

(実質収支に関する調書のみ掲載)

実質収支に関する調書

一般会計

区分		金額
1歳	入 総額	7,136,070 千円
2歳	出 総額	6,422,540
3歳	入歳出差引額	713,530
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繼続費過次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	143,182
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	143,182
5 実質収支額	570,348	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0
備考		

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、令和6年度財産に関する調書について説明します。財産調書の2ページをお開きください。財産に関する調書につきましては、決算年度中の増減のあった項目を読み上げて、説明させていただきます。

1. 公有財産の区分、行政財産では、決算年度中増減高で建物の木造が96.00平米の減。非木造が74.05平米の増となっております。主な内容は森林公園キャンプ台の撤去による減、森林公園宿泊研修棟建築工事、ポンプ場建築工事による増でございます。普通財産では、決算年度中増減高で土地が2,995.68平方メートルの減となっております。内容は宅地分譲地と村有林の売払による減となっております。村林の立木推定蓄積量の決算年度中増減高は1万7,169.02立法メートルの増となっております。

4ページをお開きください。次に、2. 物品の車両でございますが、前年度末現在高83台から8台の増、9台の減で、決算年度末現在高は82台となっております。

3. 基金につきましては、決算年度中の増減のあった主な項目を読み上げて、説明いたします。なお、決算年度中増減高で増になっています基金は主に利息と積立金になっております。増減高の大きい基金について説明します。土地開発基金1,988万5,145円の増となっております。内容は4,277万7千円を取り崩して宅地分譲整備事業に活用し、6,266万1,801円を一般会計から積立て、344円が利

息となっております。減債基金 1, 415万9, 828円の増となっております。内容は 1, 415万8千円が一般会計からの積立てで、1, 828円が利息となっております。地域振興基金は条例廃止を行い、前年度末現在高 4, 449万2, 574円を全額災害救助基金に積立てを行っております。ふるさとづくり応援基金 1億6, 017万35円を取り崩して教育・福祉・文化・環境保全・村政一般の経費として活用し、1億2, 369万4千円を積立てて、差引き 3, 647万6, 035円の減となっております。過疎振興基金 4百万円の減となっております。内容は 4百万円を取り崩して農業振興補助事業に活用しております。公共施設等総合管理基金 1, 198万6, 360円の減となっております。内容は 2, 198万6, 360円を取り崩して僻地教員宿舎代替工事費、中学校部室修繕、総合体育館建設基本計画に活用し、一般会計から 1千万円の積立てを行っております。まち・ひと・しごと創生基金 6, 423万6千円の減となっております。内容は 6, 423万6千円を取り崩して 6 次産業化支援交流拠点整備、観光施設防災機能強化事業に活用しております。令和6年度より新たに災害救助基金を創設し、1, 849万2, 574円の積立てを行っております。以上で財産に関する調書の説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第15 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

認定第2号

令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月12日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

会計管理者が補足説明いたします。

○ 山城弘一 議長 知花博正 会計管理者。

〔知花博正 会計管理者登壇〕

○ 知花博正 会計管理者 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

決算書の説明につきましては、実質収支に関する調書のみで説明させていただきます。なお、出納室より決算資料を提出していますので、参考にお目通し願います。

決算書の38ページをお開きください。

(実質収支に関する調書のみ掲載)

実質収支に関する調書

国民健康保険特別会計

区分	分	金額
1 歳入	総額	千円 812,549
2 歳出	総額	812,549
3 歳入歳出差引額		0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繼続費過次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実質収支額	額	0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0
備考		

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第16 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

認定第3号

令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月12日 提出

国頭村長 知花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

会計管理者が補足説明いたします。

○ 山城弘一 議長 知花博正 会計管理者。

[知花博正 会計管理者登壇]

○ 知花博正 会計管理者 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

決算書の説明につきましては、実質収支に関する調書のみで説明させていただきます。なお、出納室より決算資料を提出していますので、参考にお目通し願います。

決算書の16ページをお開きください。

(実質収支に関する調書のみ掲載)

実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

区分			金額
1 歳	入	総額	67,844 千円
2 歳	出	総額	67,844
3 歳	入 歳 出 差 引	額	0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繼続費過次繰越額		0
	(2) 繰越明許費繰越額		0
	(3) 事故繰越し繰越額		0
	計		0
5 実質収支額	支	額	0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額			0
備考			

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第17 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

認定第4号

令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月12日 提出

国頭村長 知花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

会計管理者が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 知花博正 会計管理者。

〔知花博正 会計管理者登壇〕

○ 知花博正 会計管理者 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について補足説明いたします。

決算書の説明につきましては、損益計算書で説明させていただきます。なお、出納室より決算資料を提出していますので、参考にお目通し願います。

以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第18、日程第19、日程第20、日程第21 決議案第7号から決議案第10号 議員派遣の件についてを一括議題といたします。

〔議員派遣の件 卷末に掲載〕

決議案第7号、決議案第8号、決議案第9号、決議案第10号の議員派遣の件については、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、決議案第7号から決議案第10号は、議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の決定をいたしましたが、変更等が生じた場合は、議長に一任することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、変更等が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さんでした。

散会（午前11時09分）

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和7年9月12日			
招集の場所	国頭村議会議場			
開散会等日時 及び宣告	開議	9月16日 午前10時00分	議長	山城弘一
	散会	9月16日 午前11時52分	議長	山城弘一
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	島袋晴美	6番	与儀一人
	2番	大田孝佳	8番	宮城誠
	3番	山川安雄	9番	金城利光
	4番	山城正和	10番	山城弘一
	5番	渡口直樹		
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	8番	宮城誠	9番	金城利光
職務のため議場 に出席した者	事務局長	奥原崇	主任	宮城美希
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	環境保全課長	平良政幸
	副村長	宮城明正	農林水産課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	新垣隆雄
	会計管理者	知花博正	商工観光課長	前田浩也
	総務課長	宮里幸助	教育課長	宮里光
	企画政策課長	與儀光浩	振興策推進室長	樋口淳一
	住民課長	山城修		
	福祉課長	金城由美子		

議事日程	日程第1	議案第48号	令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）		
	2	議案第49号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
	3	議案第50号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）		
	4	議案第51号	国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	5	議案第52号	国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	6	議案第53号	国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について		
	7	議案第54号	国頭村景観条例の一部を改正する条例について		
	8	議案第55号	国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について		
	9	議案第56号	国頭村教育委員会委員の任命について		
	10	認定第1号	令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について		
	11	認定第2号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		
	12	認定第3号	令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
	13	認定第4号	令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について		
会議に付した事件	1. 議案第48号	質疑	討論	採決	
	2. 議案第49号	〃	〃	〃	
	3. 議案第50号	〃	〃	〃	
	4. 議案第51号	〃	〃	〃	
	5. 議案第52号	〃	〃	〃	
	6. 議案第53号	〃	〃	〃	
	7. 議案第54号	〃	〃	〃	
	8. 議案第55号	〃	〃	〃	
	9. 議案第56号	〃	〃	〃	
	10. 認定第1号	〃	決算特別委員会付託		
	11. 認定第2号	〃	〃		
	12. 認定第3号	〃	〃		
	13. 認定第4号	〃	〃		
会議の経過	別紙のとおり				

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑の前に、ページを告げてから質疑を行ってください。それと、質疑と討論は区別して行うようお願いいたします。8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 おはようございます。予算書の11ページをお願いします。衛生費の中の予防費でコロナの予算が6百万円計上されていますが、去年の今頃11月に予防接種を行う予定があると聞きましたけれども、村の感染状況はどうなっているか。7月の終わりから8月頃、名護市では結構感染者が増えたということで、老人ホームなどに出入りするときに簡単に入れなかつたのですが、国頭村はどうだったかお伺いします。それと、去年の接種対象者の年齢とかが分かればお伺いします。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

まず、コロナが5類になりますから何人の方が感染しているとか、細かい状況の報告というのは保健所から来ないことになっているのは御存じかと思うのですが、各診療所や医療機関からの大変大まかな状況としましては、既に夏の時期でも年齢にかかわらず、コロナに罹患している小中学生、それから高齢者の報告は入っています。今回10月から高齢者の65歳以上の予防接種を行うこととして今回補正予算を組ませていただいているのですが、こちらについては去年のことも若干勘案しておりますが、65歳以上の高齢者はほかの病気との合併が起きて重症化しやすいという観点から、接種費用を補助するという計画であります。そして国のほうからも、必ずやりなさいということではありませんが、お若い方よりも高齢者に向けての接種費用の補助というのは必要ではないかという考えが述べられています。ですが、1回につき幾らという国の補助が来るわけではなくて、こちらは交付税措置という説明も受けている次第です。それで、今回は対象者の25%が接種にいらっしゃるのではないかという計算で補正は組ませていただいている以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 説明資料の37-4、修繕費の中で1、2、3であります、1はポンプ修繕という形で内容が分かるのですが、2と3のやんばる学びの森修繕費、奥ヤンバルの里修繕費、この修繕費は何の修繕なのか、確認です。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、やんばる学びの森の修繕費ですが、主に宿泊施設や管理棟にありますビジネスフォンです。これが経年劣化に伴って故障が多々発生しており、これも一斉に交換するというところが主な修繕費の内容となっています。奥ヤンバルの里の修繕費の中で大きなものが、一部奥ヤンバルの里の宿泊棟の後ろのほうにフェンスがあります。それが去年の北部豪雨において一部倒壊してしまって、これの修繕。それと、宿泊所の1棟のうち、2部屋に分かれている部屋がありまして、その間にある壁、当然知らない人同士が泊まるときもありますので、声とか雑音がよく聞こえるということで前々からそういう相談がありまして、防音壁の修繕だったり、そういうところに使う修繕費となっています。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 3点ほど続けて確認します。説明資料の37-6、地域おこし協力隊事業という

ことで補正額66万5千円、そもそも合計で組んでいますけれども、この地域おこし協力隊の業務というか、どのような仕事を計画しているのかお願いします。

- **山城弘一 議長** 前田浩也 商工観光課長。
- **前田浩也 商工観光課長** お答えいたします。

地域おこし協力隊の予算に関しましては、安波の道の駅に配属予定で計上しています。その安波の道の駅の中の業務に携わっていただきたいというところで予算計上しています。

- **山城弘一 議長** 2番 大田孝佳議員。
- **2番 大田孝佳議員** もう一点、説明資料の37-27、工事請負費、村内公営住宅改修工事請負費2百万円、これはどこにある村営住宅なのか確認します。
- **山城弘一 議長** 新垣隆雄 建設課長。
- **新垣隆雄 建設課長** お答えいたします。

村営住宅改修費につきましては、安波地区です。当初予算で組んでいたのですが、物価高騰によって予算の組替えで今回2百万円の補正予算を計上しています。

- **山城弘一 議長** 2番 大田孝佳議員。
- **2番 大田孝佳議員** 説明資料の中でいろいろと説明してもらったのですが、この説明資料である程度、議員がパッと目を通して内容が分かるような形でやってもらいたいという要望だけはしておきます。
- **山城弘一 議長** 5番 渡口直樹議員。
- **5番 渡口直樹議員** 3点ほど質疑をさせてください。初めに予算書の11ページ、一番下、衛生費の中に生ごみ処理容器設置補助金、説明資料に電動処理機3万円掛ける5機と明記があります。これについては、国頭村コンポスター容器及び生ごみ処理機設置費補助金交付要綱に沿っての交付になりますか。
- **山城弘一 議長** 平良政幸 環境保全課長。
- **平良政幸 環境保全課長** 今、渡口議員がおっしゃったように、今回の生ごみ処理機設置補助金については、補助金要綱に基づいての交付になります。それで、今回の補正を上げた理由としては、今年7月の村の広報誌のほうに、補助金ありますということでお知らせさせていただいた結果、複数件要望が上がっておりまして、それに対応する補助金の補正予算という形になります。
- **山城弘一 議長** 5番 渡口直樹議員。
- **5番 渡口直樹議員** 分かりました。なかなかこれまで住民も知らない方が多くて、今回5機というのは珍しいパターンかというふうに理解しておきます。

次、12ページ、農林水産振興費の中に宜名真フーヌイユまつり補助金が出ていますが、この補助金の使い道の概要についてお伺いします。

- **山城弘一 議長** 田場盛久 農林水産課長。
- **田場盛久 農林水産課長** お答えいたします。

今回の補正は、フーヌイユまつりが令和元年を機に、コロナの影響とか、あるいは人員不足等が理由でずっと中断していたところなのですが、今年の11月下旬に再開して再出発したいということで、8月に区のほうから要望がありました。その中で私たちは50万円組んではいるのですが、これが直接何に使われるというわけではなくて、実行委員会のほうで収入、フーヌイユの売上げであったり、寄附金であったり、そういうものをあてがっております。支出の部からこういうものにいろいろ使うであろうということで計算されていますけれども、それに不足しそうだということで50万円程度、村のほうに要望がありましたので、

今回再出発のための一時的な補助金ということで考えて、今回補正予算を組ませていただいたところであります。次年度からはそれを元にして自走していただけるものと想定しております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 しっかり継続できるような中身の精査をしてほしいと思っておりますけれども、一点、今回は水産業の振興という位置づけで予算が組まれていると思うのですが、宜名真区においては、辺戸岬の拠点ができたことによって3村の観光施設の連携ということで、たしか辺戸区、あるいは宇嘉区、3村の連携によって小さな拠点づくりでしたか、そういうのを活用して観光につなげていくと。そのときの内容にもフーヌイユまつりに3点の集落も協働連携しながらつなげていくということも書かれているわけですね。その辺の取組は一緒に共有されていないですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今回フーヌイユまつりの内容については、近隣の区の協力体制、あるいは辺戸岬の拠点施設の協力体制、そもそもを網羅した内容の祭りにしようということを伺っています。予算については、名称がフーヌイユまつりという、水産業に合致した名称になるということで、私どものほうで予算は組ませていただいているが、これまでに振興策推進室であったり、商工観光課であったり、そういうところについても連携をしながら、区のほうとも話合いは進められているところであります。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 課にまたがって、以前にやった事業の展開等も含めしっかり取り組んでほしいと思います。

最後の一点は、次の13ページをお願いします。商工費の中の18の補助金、国頭村超小型化EV自動車購入補助金として3台、702万3千円ですか、補助金として出ています。これについては補助金ということになっていますけれども、事業主体はどこがどのようにしていくのか。3台に対する補助金の率はどのように考えているのか伺います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、事業運営主体となる補助金交付先ですが、国頭村観光協会を予定しています。補助率は7百万円で100%という形で考えています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 観光協会が事業主体で進めていくということで、購入時のEV車の購入する時点での発注形態の調整も一緒にやっているのか。それと、納入した後の財産管理、あるいは維持管理、公道を走るのでもちろん車検等はついてくると思うのですが、その辺の維持管理費用に関してはどのように考えているのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 発注時の手続等に関しては、当然役場も一緒になってやっていくということで協議を進めているところです。恐らくEV自動車に関しては、ほぼほぼ今からの形となっていきますので、取り扱っている店舗も限られますので、その辺も踏まえて進めております。今後事業を展開していく中で、1台につき経費が年間約47万7千円かかります。これは事業主体である観光協会が持つというところで協議もなされています。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。
- 5番 渡口直樹議員 レンタカー的な役割だというふうに認識はするのですが、これを導入することによって、実際使われていく中での期待される効果、それについて最後、お伺いして終わります。
- 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。
- 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

特に村内を回る足がないことで、二次交通も含めて話しております。実際、環境に優しいEV自動車ということで、2名乗りで、去る6月には試乗会等を行っています。その中で、観光客の足として今後さらにインバウンド含めて増えるだろうということで、需要があるのではないかということで今後の展開に期待しているところでございます。

- 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 予算書の10ページ、一番上、総務費の保護収容猫の譲渡推進手数料45万円というところですが、以前猫の収容施設を拝見させていただいたところ、かなりの猫が捕獲されて、これから行き場を決めていきますというようなお話を担当の方から伺っていたのですけれども、現状どのような形になっているのか伺えればと思います。

- 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 現状でいきますと、例年より保護する数は増えています。約40頭超えている状況で、新しいシェルターは約50頭前後がキャパシティかと。今、2名体制で業務を行っていただいているのですが、それを超えてくると業務量はかなり煩雑化するのではないかと。今までいくとほぼマックスに近づいてきている状況があって、譲渡の推進というのをしっかりとやっていかなければいけないと思っています。それで、現在東京都は保護猫が譲渡される分母が、1,000万人以上の人人がいらっしゃるという部分で、やはり譲渡推進は沖縄県内というよりも関東圏を中心とした県外も視野に入れた形で進めていくべきであると。それに伴う譲渡推進費を今回45万円計上させていただいたところです。

- 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ぜひ国頭村の猫を東京都に連れて行っていただきたいのですが、監視カメラではなくて、ウェブでどういう猫がいるかというのを配信できるというシステムもこれから構築されるというようなことも伺っていますので、ぜひ進めていただければと思います。

もう一点、予算書11ページ、説明資料ですと37-15ページ、葬祭場等修繕費について少しお伺いしたいのですが、デジタル調整計取替えというふうに、印刷が薄くてよく見えないのですが、これについて少し教えていただければと思います。

- 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

- 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

火葬の火力の温度の調整を自動で行うものが、こちらデジタル調整計というものでございます。こちらは不具合が生じて交換しなければならないということになっていまして、現在は手動で火力を見ながら時間を調整するということを委託業者が行っています。それについては皆さん御存じの委託業者の方と、それから保守を受け持っている業者とで連携して行っていますが、こちらは昨年の大規模修繕のときには壊れていたものですから、そのときは取替えしなかったのですけれども、最近になって不具合が生じてきていることから、火葬場を止めるというような事態にはならないのですけれども、ぜひともデジタル調整計が必要ということで今回補正に上げさせていただきました。

- 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。
- 1番 島袋晴美議員 承知いたしました。火葬場は築何年ということでかなり古い建物となっていまして、外観の風化、劣化というのも見られると思いましたので、ぜひ御遺族の方、御参列の方が気持ちよく故人をお見送りできるような整備・清掃をしていただければと思いますので、その辺もよろしくお願ひいたします。
- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 説明資料の37-30をお願いします。医療的ケア看護師派遣業務242万円の説明をお願いします。どのような内容でしょうか。
- 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。
- 宮里 光 教育課長 山川議員の質疑にお答えします。

今回補正で上げました医療的ケア看護師派遣事業ということで約242万円計上提案しています。これについて、学校において医療的ケアが必要な児童がいらっしゃいます。今年4月から通常の学校に通い、それで主治医の意見から実際にカテーテルを用いた尿意に対応しないといけないということも踏まえ、自分で対応することがまだ厳しいこともあります。主治医からの意見でどうしても看護師を配置してもらいたいとのことでした。子どもを学校に通わせるための必要な行為だと考えています。引き続き委託先の業者に状況、意見を聞きながら今後の対応を考えていきたいと思います。

- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 いいことですね。看護師のめどはついているのですか。
- 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。
- 宮里 光 教育課長 質疑にお答えします。

こちらについては、当初主治医から短期間で自分でカテーテルが使えるようになるだろうということを聞いていたので、福祉課が配置している看護師やこども園の看護師と合わせて、通常の業務を見極めながら派遣していましたが、その後、どうしても通常業務に支障を来していたので、それを踏まえて、予算の範囲内で、委託先である業者で実際医療的ケアをやっているところであります。これから先に予算の不足もあるということを踏まえて、当然先ほどお話ししたとおり、今後10月以降、児童の医療ケアが自分でできるようになれば、今回の補助金の範囲内で終了するのかと考えています。現在学校においては通常に通いながら、委託している業者が医療ケアの行為を行っているという状況です。

- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 この委託先は村内の業者でしょうか。
- 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。
- 宮里 光 教育課長 質疑にお答えします。

学校なので医療保険の適用ではございません。ですので、学校に配置できる業者といえば県内で幾つかあったのですが、その対応ができる業者や学校も入りながら時間と期間を調整し、県内の企業のほうにお願いしたところでございます。

- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 すごくいいことかと思います。

説明資料の37-4をお願いします。観光施設機能強化事業委託料1, 254万円。観光コンテンツの造成委託業務、それから観光プロモーションの委託業務ということでかなりの額が入っていますけれども、そ

この内容を説明してください。

- **山城弘一 議長** 前田浩也 商工観光課長。
- **前田浩也 商工観光課長** お答えいたします。

まず、観光コンテンツの造成委託業務としましては、特に東部地域のトレッキングや収穫料理体験などのプログラムの設計、マニュアル作成と、それに基づいての意見交換会や研修費用というところを組んでいます。あと、観光プロモーションの委託業務としましては、それに附随してPR用のプロモーションの映像撮影であったり、多言語対応を含む公式サイトの作成、さらにウェブサイトと連動した観光ガイド冊子の作成などというところの業務を組み込んでおります。これは、特に東部地域のやんばる学びの森や安波の道の駅、安田くいなふれあい公園、それと各東部地域の宿泊施設等も連携して行う業務となっています。

- **山城弘一 議長** 3番 山川安雄議員。
- **3番 山川安雄議員** 毎回何か同じような名称のものが出てくるのですが、これまで20年間いろいろなことをやってきて積み上げているものもあると思うんです。そこは安波の道の駅をやったときも料理も含めていろいろやっているし、今までやってきたことのブラッシュアップという考え方は全くないのか。また、新規にやろうとしているのか、どちらですか。
- **山城弘一 議長** 前田浩也 商工観光課長。
- **前田浩也 商工観光課長** お答えいたします。

当然、今までやってきた幾つかの事業もございます。特に、西海岸を中心に北エリアはいろいろな形でプロモーションも行ってきています。当然東部地域もいろいろな事業を展開してきています。その中でも全く新しいことだけをやるということではなくて、今までやってきたことも常に協議の中で組み込んで、さらにブラッシュアップしていこうという進め方で認識しています。

- **山城弘一 議長** 3番 山川安雄議員。
- **3番 山川安雄議員** どこかのコンサルタントが入るのですか。
- **山城弘一 議長** 前田浩也 商工観光課長。
- **前田浩也 商工観光課長** 今から公募で事業を展開していって業者を決めていくのですが、特にどこのコンサルタントを入れるのか今はまだ何も決まっておりません。
- **山城弘一 議長** 3番 山川安雄議員。
- **3番 山川安雄議員** 最近環境省がやっていたインタープリテーションのもので、若い人たちがすごくいいことを言っていました。これまでやってきたものをまず表に出してくださいと。例えば2000年の頃で言ったら、各区長がやんばるのリクルートとやったものだけれども、そういうことも含めて過去にたくさんあるわけです。そういうのを一回全部表にして、東部地域もたくさんやっています。おばあちゃんから聞き取りしたいわれ食のこともやっているし、そういうことをしっかりと表にしてブラッシュアップしていくと。できたら電子媒体化していくと。そういうことも含めてコンサルタントは、業者によっては全く自分たちの形だけを押しつけようとするところもあるので、そこに対する考え方は副村長辺りはどう考えていますか。

- **山城弘一 議長** 宮城明正 副村長。
- **宮城明正 副村長** 過去に行った事業を再度再活といいましょうか、そういうところも含めて検証しながら、さらにグレードアップしていくという考え方は非常に大事だと思います。御指摘の過去にやったものをどのような形で表現していくかというところを、今回の事業で拾えたらいいのかというふうには認識し

ます。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 せっかくやってきたものを埋もれさせないできちんと表にして、絶対使えると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

同じく説明資料の37-2です。金額は69万5千円で、役場庁舎クリーニング作業業務委託料というのがあります。特に目立つのが、北と南側の1階部分の階段の袖などはすごく汚れているのですが、これはどのような内容のクリーニングの作業業務の委託でしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

基本的には共用部分となっています。ですので、今おっしゃっていただいた階段、廊下です。あと、追加情報ではないのですが、水回り、トイレ、職員では日頃カバーできないようなところというのを予定しています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 ほこりがついている場所も結構あって、このクリーニングは何回という契約になるのか分かりませんが、床のほうも常に磨かないと。常にというか、1年に何回か計画的に磨かないところつく、それから3階に上がるときに赤土等が階段に結構落ちていたりする場合も、そこは農林水産課や建設課が3階にあるし、そういうのはそれでしょうがないときもあるのでしょうかけれども、なるべく早くよけるとか、意識の向上を含めて、基本的に年に何回かのフロアの研磨、掃除というのはすごく大事だと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 予算書の9ページ、そこの11節役務費です。説明で非核宣言石碑建立筆耕料が3万5千円、12節の委託料、非核宣言碑建立委託料ということで143万7千円が今回計上されています。私は3年前に令和4年6月定例会の一般質問で、当時昭和61年9月27日の議会で、その当時は議員定数は18名で欠員がお一人いましたけれども、全会一致でもって核兵器廃絶平和の村という宣言をしていました。それで一般質問でも申し上げましたが、当時この17名が全会一致で議決したわけですが、その方々は全議員沖縄戦を体験した方々でした。現在は既に8名は故人になられています。そういうことで復帰してちょうど50年を迎えるし、そして庁舎もできて、この敷地内に建立できないかということで村長に質問し、その当時の村長の答弁では、様々な意見等を踏まえて検討したいという答弁でした。3年が経過して、今回補正予算で建立するということで、私は非常に喜ばしく思っています。時期はちょっと遅れましたけれども、他市町村も早々と全部その願いを小さな子どもたちに伝えていくという強い決意でもって、そういう碑を建立されています。今回の補正予算に当たって、村長の思いをまず確認したいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

去る6月定例会でも山川議員から一般質問がございました。非核宣言、村議会でやったのは昭和62年頃でしたか。先ほど説明があったとおり、全会一致で宣言は採択されたということで大分時間はたっているのですが、今年はまた戦後80年という節目の年であり、新庁舎もできました。そういうことを踏まえて、再度非核宣言を全国に、また県民、村民含め発信をしていくという、そういう思いで今回補正予算を計上しています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 村長の思い、まさにそのとおりだと私は思っています。その件については、賛同いたします。

それでは碑の建立に当たって、検討委員会というか、庁舎内部で石碑を村内で調達するのか、村内の石材を用いるのかとか、正式にはどういう碑文名称なのかとか、予算書では非核宣言ということなのですが、そういう碑文の文言になるのか。または設置場所についてどこに建立するのか。筆耕料も計上していますけれども、筆耕に適した人なのか、その人選等の検討。建立して完成後、式典とともに考えているのかどうか。その辺を含めて答弁を求めます。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず、今回予算を計上するに当たって、どういう形で検討したのか。今、議員からも村長からもありました。今回戦後80年の節目に当たると。そして新庁舎の建設もあると。そこを含めて敷地内もどうかというところを話しさせていただいた中で、今回計上させていただきました。場所としましては庁舎の敷地内、正面になります。今回予定している石碑については、村民憲章と並べるような形で設置したいと考えています。非核宣言の村という理念と村民憲章というところで、もちろん平和があった上で憲章等が成り立つかというところも意図としては合致するのではないかと思っています。そういうところで設置場所については、村民憲章の隣に設置しようと考えています。あと石材やデザインについてというお話もありました。石材についても、村民憲章とのデザインの統一というところを想定しています。別のもので設置するよりも統一感を持たせたいというのが今のところございまして、そのデザインも同じような形でもっていきたいと思っています。文言についてですが、設置する石碑の正面については、実際には核兵器廃絶平和の村というタイトルといいますか、そういうものを大きく表記しようと思っています。その裏面に、昭和61年に決議された宣言の内容を盛り込むというところで想定はさせていただいている。筆耕は村出身の方ということで宜名真にゆかりのある方がおりました。祖父母が宜名真の出身ということで、大学でも書道に携わっている方でございました。まだ若いのですが、現在名護市で書道教室も開催しているという方がおりまして、実際その方に連絡を取らせていただいて、こういう趣旨で進めていきたいんですけどということで事前にお話はさせてもらいました。そこについては、その方も快く承諾をいただいているので、予算が計上されましたら、そういう作成のスケジュール感というのを連絡して進めていこうかと思っています。今、実際計上の段階では、その石碑の予算になっていまして、式典についてどうするかというところまで検討はできていません。なので、予算上も計上はない状態となっていますので、これについてどうするのかは検討させていただきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 いろいろな先人の思いとか、そしてその心をつなげていくという大事なモニュメントですので、そこはしっかりと慎重に、石材もできたら国頭村にある石材を活用して、その大きさが決まって、それから碑文の大きさのイメージも出でますので、まず石材をしっかりと決めて、場所は限られたスペースの中でその調和というのも総務課長はおっしゃっていましたので、単なる御影石とか、そういうものを購入してやるということではなくて、そこは村の思いとしてしっかりと後世にも伝えるような形で創意工夫してやっていただきたいと思います。それはもちろん村内の建設業者にお願いするとか、いろいろな方法はあると思います。そして、石材を実際に見るとか、確認をして碑文を書かれる方にはサイズもみんなに見

せてもらってやるということになれば、非常にバランスよくそういう思いが込められるのではないかという感じがしますので、そういうことを含めていろいろと検討して進めていただきたい。式典についても考えていただきたいと思っています。

あと一点、予算書の13ページ、12節の委託料、説明で国頭村集落案内人育成事業委託料91万8千円が今回計上されています。集落案内人については、私たちも議員全員屋久島の先進地事例ということで、実際集落を案内していただきました。地元の方が地元の声で案内をしていただいて、非常にいいなと感銘を受けました。私は以前にもその提案をしたわけですが、今回やっとそういう案内人を育成するという委託料が計上されて、その委託料でもってできれば全集落におのの1人でもいいし、2人でもいいし、3人でもいいし、人数はともかくその案内人をぜひ地元の方々から、しっかりとその取組ができるような形、そして活用できるような形でぜひ取り組んでほしいと思っています。今回のものはどこに委託して、実際どの程度の期間というか、回数でもって人材を育成していくのか。そして、村は今後その受講された方々を認証するというふうな形を取るのか。そして、どう生かしていくのかも含めてお伺いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、今回の集落は宜名真というところで調整しています。この業務に関しましては、国頭村観光協会が主体となって運営しています。今後補正予算が可決後は、会合を含めて12回開催しまして、宜名真の集落に入ってガイドの養成、育成を進めていきます。ちなみに、去年は辺戸の集落で3名の集落ガイドが巣立っています。実際今回の目標も、集落ガイドに関しましては3名の集落ガイドを目標にやっていきましょうというところで確認は取れています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 前年度は辺戸ということで、実際辺戸は活動されているかと思いますが、今回は宜名真だということです。残る集落については、今後どのような形で進めていかれるのか。そういう計画があるのかどうか。私からすると、できるだけ早く事業に取り組まないと、世界自然遺産の村にはいろいろ抱えていますので。村長、副村長も大阪万博の中でも国頭村をアピールしたけれども、なかなかまだ浸透していないということもおっしゃっていましたので、もっと国頭村はこういうものだということで、琉歌でもすごい村ですし、古典にうたわれるような伝統文化の安田のシヌグも国の重要無形民俗文化財に指定されているとかいろいろある。我々は文化的にも先人が築いたすごい村なんです。そういうことで早めに、計画的にスピード感を持ってやってほしいと思うのですが、課長、その辺の思いを伺います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まさに山城議員がおっしゃったことがとても大事で、観光協会の会長とたまに議論するのですが、全集落やりたいというところで伺っています。ただし、一步一歩ずつしかできませんというところまでも確認は取れていますし、当然集落の区長であったり、ある程度の調整が必要ですので、ただ、会長の全集落やりたいという気持ちはこちらのほうにも伝わっています。実際集落の中では、集落の皆さんのが主体となってやりましょうという観点から、あとは観光協会だったり、村議会で予算を可決していただいたり、協力は今後もやっていきたいというところでの話はしています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 これまでに各集落の案内パンフを要約したものを発刊されていますよね。まだ未

発刊の集落はありますか。もしあるんだったら、これはまた問題。早めにそれをやらないと前に進められないよ。各集落には古老がいますから、そういう人が健在のときに聞き取りをしたり、いろいろなものを加えていくというふうな作業が大事ですので、その辺はこういう案内人を育成するに当たっても非常にいい教材というか、そういう資料に活用できるわけです。そういうことで、もし未整備のところがあつたら、すぐ次の補正予算を計上して進めていくぐらいの気持ちがないと、これは前に進まないよ。どうですか、課長。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

私の記憶では、平成19年度に浜、与那、比地、3集落を1年間かけて徒歩ナビガイドブックを作成しています。それから継続して約半分の集落は作成しているかという認識はございます。実際ゆいゆい国頭道の駅で冊子で販売したりというところもございました。その後は作成していないという認識でありますので、そこら辺は確認して、今後作成するに当たっては課内でも協議して進めていければと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 課長、今の件はぜひ早めに調べて、早めの対応をしてほしい。ちなみに、今回3番議員から教えてもらったのですが、宜名真のほうは既にガイドブックが作成されているということですので、ぜひその辺も活用して、さらに補足すべきものがあるんだったら補足して、内容を充実した形で人材を育成してほしいと思います。村長、今課長が答弁したのですが、残された集落を早めに進める必要があると思うのですが、もちろん予算も伴うし時間もかかるわけですから、その辺の決意というのを示さないと、部下も動きづらいと思いますので、村長、副村長でもいいし、その辺の決意をまずお伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 まず、ガイドの育成というところから始まっていると思います。村としては、ネイチャーガイドを含めて森林セラピーガイドというところは構築しているところですけれども、集落ごとの集落ガイド、いわゆる語り部というところは、その歴史文化を継承するという意味でも残さないといけない分野なのかというふうには認識していますので、それをしっかりと伝えていくためのガイドブックというところも重要な案件になるかと思いますので、そこは残された地域もございますから、ある意味、その地域との合意形成も含めてつくれないかというところも含めて、どのように進めていくか検討していきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 予算書の13ページをお願いします。比地大滝キャンプ場入り口ゲート設置使用料、比地大滝の災害においては甚大な災害で、今復旧に向けて取り組んでいるところでございますが、当初その場がとても危険だということでゲートを管理しているということでありましたが、それを無視して現在どんどん入っているのか、その管理体制はどうなっているのか。そしてもう一点、比地大滝のキャンプ場浄化槽維持管理、トイレの状況等、多分立入禁止だとは思います。施設は使われていないと思いますが、その維持管理をするということはどういうことなのか。それと、その施設は現在どのような進捗状況なのか。今後どれぐらいの期間、概算でもよろしいのですが、費用等も含めて、今後復旧してまた新たに使用できる状況になるまでどのぐらいの期間かかるのか。そして、観光施設として失われて、この辺も現在できていよいと思うのですが、損害はどの程度見込んでいるのか。そのところ、分かる範囲で答弁をお願いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、ゲートに関しましては、ゲート設置後、特に侵入された形跡もございませんし、中で一部利用して

いるあーびやーんも一ゆ琉球月桃さんも、特にそういうところはないということで確認が取れております。あと、週一回比地の管理棟施設は窓を開けて換気して対策はしているところです。それと、浄化槽に関しましては、浄化槽の復旧工事は2か月前に終わっています。その後、当然稼働しないとまた故障の原因になるということで、それで今稼働しています。業者と契約も行うというところでございます。今回、復旧と復興に分けて進めています。策定委員会も立ち上げて、第2回目も比地大滝の滝つぼのほうまで委員の皆さん、一緒になって行きました。これは北部広域の室長なども交えて、北部土木事務所も一緒に行っています。比地区長も含めてですね。その中で課題を見つけて、今アンケートを収集して、第3回目の策定委員会を今月29日に開催する予定です。それで復旧・復興に向けた設計に反映させていこうというところでございます。当然、復旧は単独災害事業債を活用していますけれども、復興に関しましては補助メニューを模索しているところでございますので、そこに關しても概算的なものも、その計画を立ててからしかある程度見込めないので、そのように進めています。復旧に関しては令和8年度、復興に関しては令和9年度以降というところでスケジュールを組んでいます。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 協議会も立ち上げて、予算関係はなるべく自主財源を使わないように制度を活用して、ぜひ頑張って取り組んで再開していただきたいと思います。

次は15ページ、公民館費の国頭村公共施設低炭素化推進事業工事請負費の説明をお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 与儀議員の質疑にお答えします。

国頭村公共施設低炭素化推進工事請負費約1,026万円計上させていただいている。こちらは御存じのとおり、昨年の行政懇談会において、2030年度までに国はLED化を目指すということで計画がございます。それを踏まえて昨年度から、設計から工事まで各集落にある公民館について4か年かけて整備する予定で進めています。今回計上した1,026万円につきましては、昨年設計に至った単価のほうは、どうしても正式な単価ではございませんでしたので、新単価で物価高騰による単価の見直しがございましたので、今回の金額となっております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 1,026万円で4か年かけて、総額どれくらいになるのか。それに対する効果、例えば電力量の低減、効果、そして長寿命化効果、そういうのはどのように費用対効果を見込んでいるのか。それにおける地域への負担がどのくらい減っていくのか。その辺は試算しているのか。試算があるのであれば答弁をお願いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 与儀議員の質疑にお答えします。

通常の電気ですと電気料が相当高騰しているということが、各家庭も含めて現状となっています。各公民館においては、地域のコミュニティ施設の一つとして地域住民が集まる場所となっています。そのため、各集落においてうまく運営していく中での費用は、どうしても電気料がかさんでいるのが現状ということでお聞きしています。LED化することによって約3割から4割電気料が減るということでお聞きしていますので、引き続き、そういう対策をしながら、各集落の運営ができるような対応をできたらと考えています。

○ 山城弘一 議長 9番 金城利光議員。

○ 9番 金城利光議員 一点だけお伺いしたいと思います。12ページをお聞き願います。農村整備費の

中に土地購入費が3百万円予算措置されていますけれども、その事業内容も含めて、ひとつ説明をお伺いします。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

辺土名集落内の場所が、村長宅から山手側の場所になります。平成14年に整備はされているのですが、これまで土地の購入がされていなくて、今回相続登記が完了しまして土地の購入ということになっています。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第48号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。 (午前11時08分)

再開いたします。 (午前11時17分)

日程第2 議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第49号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 予算書の3ページ、配水及び給水費の中で説明のところの委託料が80万円計上されていますが、説明書を見ると漏水調査委託料に回す委託料なのか。その調査箇所は集落なのか。漏水については早めの点検をやらないと漏水対策は進まないと思うんです。ですから、水道会計を健全な形に持っていくための重要な調査だと思いますので、今後残された集落はどこなのか。もちろん漏水が多い地域から多分進めるというのは当たり前だと思うのですが、今後の計画等を含めてどうなのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午前11時22分)

再開いたします。 (午前11時23分)

新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

漏水箇所は、どうしても辺土名地区が圧倒的に多くなっております。今年は宜名真、辺野喜の漏水調査を入れてまして漏水箇所の特定はしたのですが、辺土名地区につきましては、配水管からの一次側、どうしても引き込みは昔のPP管、1層管が使われてまして、それを2層管に替えてやるのですけれども、どうしても弱いところがまた漏水するということで、漏水につきましては辺土名区が圧倒的に多くなっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第50号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第51号 国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第52号 国頭村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 議案第53号について質疑をしたいと思います。

これについては去る北大東村へ国頭村から4名、経験を生かして迅速に派遣されたことに関連してくると思うのですが、また、これまでにはこういう事例が実際なかったのだろうと理解をするところですけれども、これに関連して条例の災害派遣手当が適用されることによって、国頭村職員の給与に関する条例、(特殊勤

務手当) 第13条に当たってくると思うのですけれども、その支給する方法、いわゆる金額というか、日当手当の方法というか、その辺の内容を確認させてください。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回のような災害派遣というところで行くと、まず基本的には公務出張になります。公務出張になりまして、旅費のほうが適用されます。なので、旅費の規定に基づいての支給があります。それとその他手当ということになっていまして、今回条例改正で上げさせてもらっているのは、その他手当に分類される部分となっています。支給方法については、旅費についてもこういう手当についても、給与振り込みと同じような形での支給となっています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 これが可決された場合には、即公布の日から施行し、遡って令和7年8月1日から適用するということになると思うのですが、それに対して第7条の特殊勤務実績簿はもう既に提出されているのかと認識しているのですが、実際すぐに適用して支給される体制というのは取れるのか。その辺まで聞いて質疑を終わりたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

公務出張ということで旅費の支給、それに伴うものとして出張復命書というものがもちろんございますので、今回の災害派遣についての報告書といたしましては、この出張復命書というものはもちろん既に作成していますので、それに基づきます。支給については遡る形になるのですが、復命書等をきちんと整理していますので、それを基に支給することを想定しています。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第53号 国頭村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第54号 国頭村景観条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第55号 国頭村水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

休憩いたします。 (午前11時40分)

再開いたします。 (午前11時47分)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願

います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第56号 国頭村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第10 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行いますが、決算認定においては、決算特別委員会で審議することになっていますので、本会議での質疑は簡潔にまとめていただきたいと思います。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

日程第11 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

日程第12 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

日程第13 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午前11時52分）

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	令和7年9月12日			
招集の場所	国頭村議会議場			
開散会等日時 及び宣告	開議	9月18日 午前10時00分	議長	山城弘一
	散会	9月18日 午後 2時58分	議長	山城弘一
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	島袋晴美	6番	与儀一人
	2番	大田孝佳	8番	宮城誠
	3番	山川安雄	9番	金城利光
	4番	山城正和	10番	山城弘一
	5番	渡口直樹		
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	8番	宮城誠	9番	金城利光
職務のため議場 に出席した者	事務局長	奥原崇	主任	宮城美希
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	環境保全課長	平良政幸
	副村長	宮城明正	農林水産課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	新垣隆雄
	会計管理者	知花博正	商工観光課長	前田浩也
	総務課長	宮里幸助	教育課長	宮里光
	企画政策課長	與儀光浩	振興策推進室長	樋口淳一
	住民課長	山城修		
	福祉課長	金城由美子		

議事日程	日程第1	一般質問 ① 渡口直樹議員 ② 島袋晴美議員 ③ 大田孝佳議員 ④ 山川安雄議員
会議に付 した事件	1. 一般質問	
会議の 経過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 これから一般質問を行います。

初めに、5番 渡口直樹議員の一般質問を許可します。5番 渡口直樹議員。

〔5番 渡口直樹議員登壇〕

○ 5番 渡口直樹議員 皆さん、おはようございます。それでは通告書に沿って一般質問を行います。

国頭村防災計画の再確認及び見直しについて。

近年、世界各地で地震、津波、集中豪雨、台風、山火事などの自然災害が多発しており、我が国でも各地で甚大な被害が発生している。本村においても、過去の災害から台風被害、地震の影響、土砂災害の危険性があり、住民の生命・財産を守るための防災体制の強化が急務である。

特に昨年11月、沖縄本島北部を襲った集中豪雨は、比地川の氾濫を引き起こし住宅・農地・道路等に甚大な被害をもたらした。この被害は、村民の生活や地域経済に大きな影響を与えたのみならず、災害時の情報伝達や避難体制、河川管理の課題を浮き彫りにした。この経験は「忘れてはいけない教訓」を起点に、防災の強化と計画見直しに反映していく事が重要であることから、今後に向けた方向性や体制整備について伺う。

- 1、昨年11月の集中豪雨における災害対策本部「国頭村災害再建支援会議」対応の総括について。
- 2、豪雨被害の検証及び科学的知見による地域防災計画の見直しについて。
- 3、比地川の氾濫及び比地大滝等における復旧など、優先順位や予算及び工程などの現状について。
- 4、津波・地震対策の現状課題及び津波避難計画の住民及び観光客等への周知方法について。
- 5、災害時の情報伝達と非常時の多重化・多様化推進及び現状課題について。
- 6、指定避難所の運営（要配慮者対応・物資・トイレ等）の点検状況及び更新などについて。
- 7、地域防災計画に基づく広域連携及び自主防災計画や人材育成の具体化に向けた推進計画についてであります。

答弁いかんによっては、質問席より再質問を行います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。渡口直樹議員の一般質問にお答えをいたします。

国頭村防災計画の再確認及び見直しについての1点目、昨年11月の北部豪雨では、比地川上流の観測所で1時間雨量159ミリと記録的な豪雨となり、11月9日から10日にかけて2回の比地川氾濫が発生しました。これまでに経験したことがない甚大な被害となり、災害復旧・再建支援へ向け職員一丸となって取り組んでまいりました。特に生活再建支援については、村独自の見舞金や支援金の支給、避難生活者の支援、住宅の応急修理など初めての経験もありましたが、各課の役割を明確化することで迅速・効果的に対応することができたと総括をしています。去る8月1日からの北大東村への災害派遣においても、この再建支援の取組が活きた経験になっていたことを実感しています。

次に2点目の豪雨被害の検証等については、被害の要因となった比地川氾濫の専門的な検証が必要だと考えています。沖縄県においても有識者を含めた専門者会議を検討すると聞いていますので、検証内容を共有し、地域の防災対策に活かしていきたいと考えています。地域防災計画の見直しについては、北部豪雨の被

害検証を含め、国や県の被害想定調査の更新に合わせて見直しを行ってまいります。

3点目の比地川浚渫については、比地川の管理者である沖縄県に確認したところ、比地集落周辺の浚渫はほぼ完了しており、残りの長根橋から上流側の比地砂防施設までの区間と集落から下流側、奥間川合流地点までは今年度実施予定だと伺っています。比地キャンプ場等施設の復旧・復興については、現在、復旧工事に向けた設計業務を進めています。去る7月11日には「第2回比地キャンプ場等施設リニューアル基本計画策定委員会」を開催し、実際に比地大滝遊歩道を滝つぼまで歩き、現地調査を行いました。災害により歩行不能な遊歩道も多く見られることから、引き続き委員会において検討を進めてまいります。復旧については令和8年度までを予定しており、復興リニューアルについては令和9年度以降を予定しています。

4点目の津波避難計画の住民及び観光客等への周知方法については、村ホームページの「防災・安全情報ページ」で閲覧できる環境を構築していますが、平成29年3月から計画の修正が行われていない現状となっています。避難所などの各種情報や被害想定区域の更新など、状況の変化に応じた計画の改正を進めてまいります。

5点目の災害時の情報伝達の多重化・多様化については、現在の防災無線放送、エリアメール、NHKテロップ、QABデータ放送に加え、新たに登録メールやLINEへの配信機能を追加いたします。これにより、これまで課題としていた台風などの災害時や非常時に迅速な情報伝達が可能となります。

6点目の避難所の運営については、施設管理者である区長や指定管理者などで受入れの対応を行っており、備蓄品についても備蓄用の飲料水、食料の期限や在庫などを管理していただいている。備蓄品の更新については、在庫状況に応じて村で補充することとしています。

7点目の広域連携については、防災計画において各種想定されているところですが、本村では沖縄県、県内市町村等、沖縄県産業資源循環協会による「災害発生時の廃棄物処理に関する協定」を締結しています。また、広域連携ではありませんが、昨年11月の北部豪雨の経験を踏まえ、社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結いたしました。

自主防災計画については、現在、桃原、与那、謝敷、辺野喜、辺戸、安田、安波の7集落で自主防災組織が結成され、それぞれ自主防災計画が作成されています。自主防災計画と自主防災組織は相互に関連機能するもので、災害時には重要な位置づけとなります。既に先行事例があることから、自主防災組織の結成とともに自主防災計画の作成を推進してまいります。併せて人材育成についても、防災訓練や災害対応の経験・蓄積が地域人材の育成と防災組織の強化につながると考えており、例年実施している広域津波避難訓練への積極的な集落参加を推進しています。以上です。

○ 山城弘一 議長 休憩いたします。 (午前10時12分)
再開いたします。 (午前10時12分)

5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 每年9月1日は防災の日ということで制定されていることから、令和2年と令和5年の9月定例会の一般質問には防災に関連する質問をこれまで行ってきました。再質問しながら関連づけていきたいというふうに思っています。比地の災害については、これまで私なりに集めた新聞の資料だとかなりの量で、これまで取り上げられてきていることあります。これをしっかりと今後につなげていかないといけないかというふうに再認識するところです。

再質問には7項目、大体1点ずつ質疑をしていきたいと思いますので、まず1点目の対応の総括についてから。答弁の中で、前例のない豪雨災害に直面したが、課ごとの役割を明確化し、初めての生活重建支援や

住宅応急修理を迅速に実施できたと評価をしています。今回の経験を次にどう生かしていくかが重要となります。また去る8月に北大東村への災害派遣については、まさに経験を生かした迅速な対応と評価をするところであります。総括評価として、特に被害の大きかった比地区民の皆さんから見て、どのように感じているか。先ほどの答弁は行政から見た自己評価だというふうに認識していますけれども、比地区から見たときの評価はどうなのかなというところも気になるところです。また、比地区として感じたことなどをしっかり照合していくことが重要かというふうに感じているところです。そこで伺います。現在は被害を受けた方々からの要望や課題について何かないか。また、今後に向けて懸念されることについてはないか、2点をお伺いします。

- 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。
- 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず被災した地域、比地区からの要望というところになりますが、避難者の支援ということでこれまで住家の応急修理等を実施させていただいて、実際には今年の7月上旬に最後の1人の住家の応急修理が完了したところであるということが現状であります。そういったところを今、その被災者であったり避難地域であったりの支援というところの一つのめどになっているのかと思っておりまして、さらに生活再建支援としてはこれまで村独自の見舞金、支援金、そして県からの義援金ということで、これについても第2回目の義援金が先月8月28日ということで、一つの支援の位置づけとして完了したところでございます。そういったところが今まさに少し区切りがある程度見えてきたのかというところですので、また今後それを踏まえて要望があるのかどうかというのを確認しながら、そういったものをお伺いしていく流れになるのかとは思っています。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。
- 5番 渡口直樹議員 まだまだ不安もあるかと思いますので、区民にしっかりと寄り添っていくことも重要かというふうに思います。今回の災害によって、今後につなげる重要なポイントとして私的に考えてみました。1点目は避難体制、これは命を守る初動であると。2点目に生活再建については、被災後の安心につながる。3点目、河川の管理、将来の予防につなげる。3点をしっかりと整理し、継続的に意識を持ち続けることが重要だというふうに認識をします。

次に2点目、科学的知見による地域防災計画の見直しについてでありますけれども、答弁に県の検証結果を共有していくというふうにありました。そこで大事なのは、その知見を村民にどういうふうに伝えていくのか、それを行動にどういうふうにつなげていくのかが最も重要かというふうに思っています。それではお伺いします。今後に向けた具体的な周知の方法、また周知の場を設けるなどの考えはあるのか。また、防災計画の見直しは国や県の調査待ちとするべきではなく、もちろんそれもあるのですが、避難経路の確保や危険箇所の点検などを含めて村独自で早急に取り組むべき課題もあるかというふうに思っています。この点について村の主体的な対応や考え方はないのか伺います。

- 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。
- 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず2点目であります豪雨被害の検証ということで村長からも回答させていただいているところ、判断のメカニズムというところになるのかと思っています。これについては河川管理者である沖縄県のほうで専門者会議等を検討していると聞いています。ただ、これは改修に向けてのメカニズム等というところになるのかと思っておりまして、もう一つ、今回その2級河川、1級河川は沖縄県にはないのですけれども、その2

級河川について県のほうで今回の氾濫のメカニズムの検証ではなくて、氾濫の被害想定というところで新たに調査をまとめると聞いています。その調査が今年度まとまるとき聞いているので、それを踏まえて次に行うのが村として行う想定被害を踏まえたハザードマップの作成になるのかと思っています。なので、今年度実際に被害が想定される比地川2級河川について調査が上がってきたのと併せて、ハザードマップの作成というのを次年度に向けて準備していきたいなと。そこについては村で主体的に地域に入ってまとめていくというところを予定しています。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。
- 5番 渡口直樹議員 今課長がおっしゃるとおりしっかりと村民側に伝わるように、村民の不安を取り除くような周知をしっかりと行ってほしいというふうに思います。防災計画は村民の命を守る実践の計画だというふうに思っています。

次、3点目に比地川の浚渫及び比地大滝等における復旧についてですけれども、浚渫について比地集落周辺はほぼ完了との答弁と、また昨日、現場を見させていただきました。残りの上流側、下流側については今年度の実施予定と答弁にありましたけれども、しかし昨日、現場を確認すると下流側、奥間川との接点部分含めてまだかなりの土砂がある状態で、そこが詰まってしまうとどうなのかなという懸念を感じました。そこで区民からの要望、比地川に対する要望、課題点なども昨日、現場でも聞きましたけれども、総合的な改善が望まれるというふうに感じました。本村として県への要望や連携を一層強めるべきではないかというふうに強く昨日感じたところです。そこで質問ですけれども、県に対しての要望や連携を一層強めるべきではないかというふうに思いますが、その点について1点お伺いします。

それと比地キャンプ場等の復旧・復興が長期化すれば、地域の経済への影響はとても大きいものだというふうに考えています。多角的に調査を行い、早期実現へ向け国・県への支援を積極的に活用するため、さらなる要望などが重要かというふうに思いますが、そのことについての行動も含めて2点お伺いします。

- 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。
- 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

まず浚渫につきましては比地区から再三要請が出てきておりまして、村を通して沖縄県のほうにこれまでも要望をしています。それから行政懇談会等でありますと、途中にある頭首工も撤去したほうがいいという要望がありまして、それも今県と調整中で、撤去の方向に向かっているということです。それから護岸についても決壊している部分がありますので、そこも写真を撮って県のほうとは共有しております、これからも比地区から要望がありましたら県のほうに村からも訴えていきたいと考えています。以上です。

- 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。
- 前田浩也 商工観光課長 比地キャンプ場等についてお答えいたします。

再質問がありました県に対する対応に関しましては、村長からも答弁がありましたとおり復旧・復興については令和8年度、令和9年度以降ということで長期にわたります。多角的な展開で見てみると、例えば委員の中ではキャンプ場から先にオープンして徐々に復興に向けてはどうかとか、いろいろ意見がございます。今月も第3回目の委員会を開催しますので、その点も含めて委員会の中で進めていきたいと思っています。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。
- 5番 渡口直樹議員 河川についても今の状況を県としっかりと調整して区民が安心できるように、課題、要望に対してフィールドバックして伝えていくという事が不安を取り除く第一歩だと思うので、しっかりとそ

こはやってほしいというふうに思います。比地大滝については、かなり協議をしながら進めていくと思いますが、そこはしっかりとどういう形でつくり上げていくのがいいのかというのはかなりの吟味が必要かというふうに感じていますので、よろしくお願ひします。災害の教訓を風化させずに、住民の安全と地域経済を守る両方の観点から、県や国としっかりと連携して復旧・復興を迅速に進めることを願っています。

次、4点目に移りますけれども、住民及び観光客等への周知についてです。村のホームページで平成29年3月以降、計画の修正が行われていない状況という答弁がありました。これについては大きな課題かというふうに認識します。そこで最新の被害想定や避難所情報の更新について具体的な実施時期を示していただきたいと思います。また、情報の伝達や避難体制の課題を踏まえ、今後の見直しの優先順位としてどのような位置づけを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず、先ほどの防災計画の見直しとも少し関連するところもございます。これまでどういうタイミングで見直しを行っているのかというところについてですが、科学的な被害想定調査というのは市町村独自ではなくて国や県のほうにおいて行うと。そういったところの最新の情報に合わせながら防災計画の見直し、あるいは上位法の改正、そういったところに合わせながら、これまで行ってきたという内容があります。今ある防災計画等の内容、津波に関する部分と、防災マップ、さらには津波避難計画にある津波の範囲等そういったものについては、今の現時点では防災計画の見直し、防災計画の内容と合致するという形でございます。ただ、例えば避難所であったり、そういったところの位置づけについては変わってきているのが現状としてありますので、ここに記載されている避難所が現在では避難所としての位置づけとしてはないと、そういった施設もございます。そういったところの更新も踏まえながら、この内容については早急にといいますか、そういった形で対応をさせてもらいたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 情報は常に最新の情報を伝達していくことが大事だというふうに思います。これまでの津波避難のときに、例えば森林公园などへ向かう車と、あとはこども園あたりから歩いて行く人たちの安全管理、あるいはルートなどの整理が必要だと思うし、また整理をしているとも思います。その辺をどのように村民にしっかりと伝えていくかということが今少し疑問になるところです。また、近場では避難警報のときに、例えば一番危険な海に、知らずにサーフィンをしている人、ダイバーの人たちとか、あとは潜り漁をしている人たちが実際知らなかつたというのを多く耳にするのです。ですので、近場でそういう課題もかなりあるので、その辺もどういうふうに改善する必要があるのかと。例えば事例があるのかどうなのかというのは、しっかりとまた調査していく必要性があるかというふうに感じています。

次、5番目に移りますが、災害時の情報伝達として新たにメールやLINEの配信が可能になるということで評価をいたします。この件については令和5年9月の一般質問のときに自然災害の被害対応、今後の対策についてということで、そのときの情報発信として本村の公式LINEを活用できないかというふうに質問を取り上げています。それが可能になるということで大変うれしく思いますが、この件については特に若い方々から要望が多かったので、有効な取組だというふうに感じています。しかし、実際の災害時においては停電や通信被害が重なり、1つの手段に依存する危うさもあるかというふうに思っていますが、そこでお伺いします。今回のLINE機能追加の実施については、いつ頃からの実施を予定しているのか。また、実際に通信が途絶した際、情報伝達手段が失われる場合や、また高齢者などデジタル機器に不慣れな方々もい

ます。そういう方々に対する伝達を具体化していくことも重要かというふうに思っていますが、現場で確実に機能する体制整備についての見解と併せて2点お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 新たに登録メールやLINEへの配信する機能については、繰越事業としてまさに今月完了することとなっています。来月以降、実際に住民に対してメールの登録、あるいはLINEの登録というところを促していく、周知をしていくというところで時期については予定しています。もう一つ、この機能強化に併せて今、行政放送もシステム化します。これまで人で録音していたものを、文字入力から音声データに変えて流すというのも10月から予定しています。これもそういう形で音声をデータに変えることで、またLINEやメールへデータ情報として配信できるというところもありますので、そこも併せて変わってくるところになります。ただこういった環境が整っても実際通信ができなくなったらどうなるのかというところがございます。やはりメール、LINEというところについては一般的な通信回線ということになりますので、本当に大災害が起きてそういった拠点となる通信鉄塔、通信事業者、そこが被害を受けた場合には使えなくなります。ただ、いろいろな手段を持つというところで言いますと、今村で整備している防災無線等についてはそのチャンネルであったり、あとは衛星を用いた情報交換手段というのは消防とも連携しながら確保はさせてもらっています。あと今回このメール、LINEというところについては、若い方々にとっては難なく受け入れられるというところだと思いますが、やはり高齢者もというところがございます。これについてはこれまでの無線放送であったり、あるいはテレビ、NHKのテロップであったりデータ放送、そういった幾つかの手段を用意することで対応していけないのかと思っています。今後新たな手段が出てくるというところもあるかもしれませんので、そういったところをまた検討しながら進めていくことになります。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今月では整うということで安心しています。現在、本村のホームページにはLINEのアカウントが3つあると思います。全く動かないものもあるし、課ごとに管理している部分もあるのかというふうに思いますけれども、それも一本化するのか、整理するのかどうかについては、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。災害時には様々な想定の中で確実に届く多重的な伝達手段と高齢者などを含めた誰一人取り残さない体制が不可欠であり、実効性のある体制整備が重要だと思います。また、さきに課題とした緊急時、海にいる方もこれがあると、例えば防水のスマートウォッチなどがあれば通信伝達が可能になるかもしれませんですね。

次に6点目、指定避難所の運営について。答弁で特定避難所の受け入れ対応は指定管理者に委ねられ、備蓄品の補充は村で対応しているとのことの認識をいたします。そこで質問ですけれども、各避難所において要配慮者への対応訓練など具体的にどの程度整備、実施されているのか伺います。また、備蓄品の期限管理だけではなく、災害発生時に十分な量を確保できているのか。避難所運営に関する実効性を高めるための定期的な点検や訓練に対するマニュアルは整備して、共有して実行されているのか、3点伺います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

現在避難所としては、公共施設については全て避難所として指定させてもらっています。45施設になります。その中で福祉施設というところも3件でしたか、指定をさせてもらっているところであります。要配慮者に対しての訓練というところになるのですが、今後こういう福祉施設について、例えば北部豪雨であつ

たような河川が氾濫する、そういう被害が及ぶような地域、その範囲に位置する施設については訓練を実施しなければいけないという、その管理する側に義務といいますか、そういうものの位置づけというのが今動いていますので、まずどういった被害がどこまで及ぶのかというのを抑えた上で、今指定している福祉施設については要配慮者に対する訓練というものが、より具体化していくのかと思っています。備蓄品についてですが、全体数、どこに幾つあるというのもそうですけれども、全体数で言うと例えば食料については非常食の3点セットというものを備蓄品として用意しています。これについては今現在、8月時点では約3,000食というところを用意しています。ただ、これについては整備した年度で保存期間というのが異なってきますので、そういうものを確認しながら、また新たに備蓄品については補充していく。同じように保存水、水についても約2万本、これまでも出てはいるのですけれども、2万本もありますので、これも10年の保存期間の中で随時補充が必要なものについては補充していくというところで進めていっているというところでございます。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午前10時41分)

再開いたします。 (午前10時42分)

宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 3点目、マニュアルについて、災害ごとにどういった動きをしていくとか、どういった対応をしていくというところで実施計画に近いようなマニュアルについてですけれども、これについては村で整備した計画の更新がまだできていないという、先ほどの津波の計画もあるのですけれども、あるいはマップ、そういうものについてはもちろん世帯配布も含めて共有されているのかとは思っています。これは村のほうで、こういった形でどういった災害についてはというところでの位置づけとして整備しているものではありますが、各集落において結成される組織等の計画であったり、マニュアルであったりというものは位置づけていくという具体的なところもありますので、そこも併せながら生きた計画、マニュアルとして活用できるように進めていければいいのかと思っています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 要配慮者への対応とかを含めて関連する福祉課あたりとしっかりと連携を取りながら、この辺は情報の共有を願いたいと思います。災害時に最前線となるのは指定避難所だと思います。要配慮者の対応や備蓄体制、そして訓練、点検を含めて村が主体となって総合的に強化を図り、住民が安心して避難できる環境を整えることを願っています。

最後に7点目、自主防災計画や人材育成についてですが、答弁に県や市町村との協定締結のほか、昨年の経験を踏まえ社会福祉協議会との締結については大変評価をするところです。自主防災組織については令和4年9月に質問をさせていただいています。地域防災における具体策をということで、各集落における自主防災組織の推進状況はどうなっているかということで質問をしました。それから直近の議会だよりも追跡調査として確認をして、現在も2か年前から7集落の組織で増えていない状況だというふうに認識をしています。そこで自主防災組織が未結成の集落への拡充をどのように目標として計画で進めていくのか。また、広域連携や防災訓練を通じて地域人材の育成を実効性ある形で推進していくのか、2点お伺いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

自主防災組織については村内20集落で現在7集落ということで、目標としている年度については防災計画のほうにも記載させてもらっているのが、令和13年度というところで20集落結成したいということで

記させてもらっているところであります。ただ、現状としては7集落というところですが、これは人材育成のところでもちょっと触れた防災訓練等、そういうところの実施の状況というのも影響しているのかなと分析しています。これについては広域津波避難訓練というのを毎年11月に開催しています。令和2年コロナ禍があって、その実施の方法が大幅に縮小しています。令和元年までは9集落の参加もありながら広域避難訓練というのを実施しています。それというのは、やはりそういった自主防災組織の結成も含めてすごく意識の高かった時期を踏まえながら、経過しながらコロナ禍に入ってしまったと。できるところは、できる範囲でやってくださいよという流れがそこで起きています。なので、令和2年度からは実際には集落の参加というのがなかったというのが現状でありますので、またこれについては先ほどの目標年度に対して推進していくことを併せて、今回の11月に行われる広域の津波避難訓練についても集落参加、あるいはこの機会にさらには自主防災組織の結成、そういうことをさらに区長会などを通して推進を求めていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 一番身近で守っていくのが地域だというふうに思います。去る11月も比地区の皆さんの協力で人的な被害はなかったのかというふうに思います。そういうことも含めて7集落の中には、比地区においてはまだ自主防災組織が結成されていないということですね。ぜひ区民の気持ちを酌み取りながら、しっかりと把握をしながら、そういう心のケアも含めた状態で、できる限りそのつらい経験から組織の結成ができるようを願いたいと思います。それによって、またほかの地域への助言にも大きく寄与することにつながるのかというふうに思っています。

最後にまとめて終わります。昨年の比地川氾濫による甚大な被害は、まさに忘れてはいけない教訓です。今後の災害に備えるためには防災計画を現実に即して再確認し、情報の伝達、避難体制、河川管理を含めた総合的な見直しが不可欠です。村民の生命と財産を守るために、行政として速やかに体制強化と防災計画の再確認及び見直しを要望して質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで5番 渡口直樹議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。 (午前10時50分)

再開いたします。 (午前10時58分)

次に、1番 島袋晴美議員の一般質問を許可します。1番 島袋晴美議員。

[1番 島袋晴美議員登壇]

○ 1番 島袋晴美議員 それでは一般質問通告書に沿って行いたいと思います。

1、漂着ゴミ問題、その後について。

令和5年の6月議会一般質問で「海浜等ゴミ収集後の対応について」という質問をした。村長答弁ではホームページに詳細を表示して案内、村民にも周知を図っていく、ということであった。再質問での答弁では看板等の撤去新設については今後検討、ゴミ箱の設置は試験的に実施したいとのことだったが、これまでにどのような改善がなされたのか、ゴミ箱の試験的運用などは行なったか現況を伺う。

2、防災の取り組み、進捗を伺う。

去る7月30日、カムチャツカ半島地震で津波注意報が発令された。沖縄県ではわずかな潮位変化で收まり、大事に至ることは幸いなかった。その最中でもさまざまな防災システムが働いたと思うが、昨年の津波避難で学んだことが今回どのように活かされたか、また防災システムとして不足しているものはないのか、さまざまな角度から検討検証がなされているのか伺う。

3、「地域の善意頼み」ではない公的支援による生活困難者支援体制の構築について。

現在、足腰が弱く自力でゴミ出しが困難な高齢者が、地域内に複数存在している。これまで区長や民生委員が個人的な善意で対応してきた。しかし、区長や民生委員自身も高齢化が進み、継続が難しくなっている。

この状況は「個人の善意」に依存しており、持続可能性は低いと考えられる。本来、こうした生活困難者支援は、福祉課や社会福祉協議会との連携が図られていることが理想的だと思われるが現況を伺う。

村長の御答弁をいただいた後、質問席より再質問を行わせていただきます。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 島袋晴美議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1の漂着ごみ問題、その後についてであります。

本村では、ビーチクリーンを行う団体や個人向けに、村ホームページで継続的な周知を行っています。現在ではボランティア団体の多くから事前に連絡をいただき、ごみ袋の提供や分別方法の案内を行っています。原則として、回収した海岸漂着ごみは団体や個人の方々に処分場やごみステーションまで運搬をしていただいている。個々で運搬が難しい場合や処分できないごみについては、職員が回収に対応しています。

次に看板の設置については、令和5年9月8日に村内数か所の海岸に試験的に看板を設置いたしました。看板にはごみの分別方法や事前相談の案内を表示していますが、設置場所がごみ集積場のように扱われるケースが続発し、BBQ後のごみや海岸漂着物以外のごみが持ち込まれる事態が発生したため、撤去しています。

そのことを踏まえ、ごみ箱の試験的運用については、看板設置の際に生じたような不適切な利用や家庭ごみなどの持ち込みが懸念されるため、現時点では設置に至っておりません。

質問2 防災の取組と進捗についてであります。

7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震では、9時40分に津波注意報が発令。10時15分に災害対策準備体制へ移行、防災無線による注意喚起、NHKテロップによる避難所情報の発信を行いました。また、注意報発令直後には、こども園、辺り名小学校、国頭中学校から児童生徒の避難受入れを行いました。幸いにも大きな混乱や被害等はなく、翌31日10時45分に津波注意報が解除となりました。

既存防災システムについては、エアメールの配信、防災無線による放送、NHKテロップによる情報発信などが稼働しています。昨年の津波警報で確認された非常時通信環境の確保については、津波避難先である森林公園の通信環境が改善されています。また、現在防災無線システムの更新作業を進めているところであります。整備後は登録メールやLINEへの防災情報の配信が可能となります。引き続き様々な角度からの検討・検証を行い、防災体制の強化に努めてまいります。

質問3 「地域の善意頼み」ではない公的支援による生活困窮者支援体制の整備についてであります。

本村では老人福祉法に基づき、日常生活を営むのに支障がある老人に対して生活援助員を派遣し、日常生活の世話をを行い、老人が健全で安らかな生活を営むことができるよう支援することを目的に、軽度生活支援事業を実施しています。

介護保険制度施行後は訪問介護事業体制が構築されていますが、介護認定非該当の場合はサービスが利用できないため、介護保険外の支援として社会福祉協議会に委託し、実施しています。

本事業につきましては、今後の高齢化に伴い在宅支援体制に必要なサービスについて検討するとともに、

福祉課と社会福祉協議会の連携を強化し、区長や民生委員に対し周知の徹底を図ってまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ありがとうございます。村長からは以前に1番についてですけれども、ごみ拾いのボランティア活動は増えている、そして地域の方々のごみ拾いの活動については感謝している、ごみ箱・看板の設置も検討していくと前向きな答弁をいただいている。ただ一方で、これを次の一步につなげていくための工夫が必要ではないかと思います。ごみ箱や看板は不法投棄を招くおそれがあるという懸念については大変理解をいたします。しかし、また自治体ではごみ拾いイベント期間中限定で仮置き場を設けたり、施錠型、鍵をつけた回収ボックスというのを設置したりと、工夫をしながら対応しています。不法投棄のリスクを理由にやめるのではなく、むしろ善意を受け止める仕組みをどうつくるかが村の責任ではないでしょうか。そこで3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目として、観光客を巻き込んだごみ拾いの仕組みが構築できないかということです。本村は世界自然遺産の地でもあります。せっかく来ていただいたのに、観光客にただ観光して帰るのではなく当村の問題である、このごみ漂着問題というのをビーチで少しごみを拾って帰るとか、ごみを拾ったら記念品がもらえるといった仕組みをつくれば観光と環境保全を結びつけることができるのではないかと思います。そういう取組をこれから観光協会や、そして地域、事業者と連携して実現することも可能かと思われますが、いかがお考えでしょうか。お願いします。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今、観光客を巻き込んだイベント等についてという仕組みをどうするのかという御質問だと思うのですけれども、まずその部分で行くと株式会社マナティという民間の事業者が観光客、いわば宿泊者から500円を頂いてビーチクリーンを行う仕組みは以前から行われており、国頭村でもその支援事業者がいらっしゃいます。ですので、その観光客を巻き込んだイベントというよりも、民間事業者レベルでそういう取組は現在実施されているので、新たなその仕組みを現時点では確かに計画はないのですが、やんばる3村の世界自然遺産協議会の任意団体のほうでは、毎年3村合同でのビーチクリーンイベントというのは継続させていただいておりまして、今年度に関して来月10月にそのイベントを実施する予定で、今その参加者の募集を行っているところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 マナティさん、とても有名なので存じ上げていますけれども、とにかく観光客の皆さんも海を歩いて、ごみが落ちている状況を見ています。拾っている人も見たことがありますので、ぜひ何か村独自の取組というのを進めていただければと思います。

次に2点目ですが、今申し上げられた企業・団体との連携です。近年はCSR企業、企業の社会的責任、そしてSDGsの観点から企業が地域のごみ拾いや環境保全活動に参加する事例というものが全国的に増えています。村としても登録ボランティアの制度というのを設けて、地域住民だけでなく企業や団体も巻き込む形にすれば継続可能、継続的な清掃活動が可能になるのではないかでしょうか。この点についてはいかがですか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 まず企業のCSRであったり、SDGsの取組という部分についても以前から企業と連携をさせていただいている。特にANAですけれども、そちらのほうは海浜ボランティアというよりも特定外来生物の防除のボランティアをおととしから連続して継続させていただいておりまして、今

年度も計画をしています。あと沖縄県内の59の企業で組織する世界自然遺産推進共同企業体とも、こちらに関しては海浜ボランティアで毎年、今年度もそういった計画をしています。やはり今、島袋議員からありましたとおり民間企業のCSR活動であったり、SDGs活動に関しては非常に要望が多いという部分があるので、そういう企業の皆様とタイアップした形で今後も積極的に取組を進めていきたいと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ぜひ登録という言葉が非常にキーワードになってくるかと思いますので、どんどん集めていただければと思います。

3点目、教育委員会との連携ができないかということについて伺います。今回のテーマは、子ども議会からの発言でもあります。子どもたちの感性やアイデアは非常に柔軟で、地域を変えていく力があります。例えば学校単位で海ごみ対策アイデアコンクールを開催し、優秀な提案を実際の看板デザインや啓発活動に反映していく。こうした教育的な取組を通して子どもたち自身が誇れる地域づくりを進めていくことができると思いますが、教育委員会とも協議・協定して取り組むお考え等はありますか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 御提案ありがとうございます。現状で行くとそういう取組を委員会と打合せをしているかという部分に関しては、現在そこはできていない状況はあります。ただ、今御提案いただいた内容に関しては非常に興味深い部分はあるかと思うのですけれども、ただ一方で小学校、中学校も共にですけれども、例えば交流事業であったり、いろいろと通常の学校生活以外の部分で教育委員会と協力・連携をしているところは多々ありますので、それを増やすことによって子どもたちへの負担になるのも正直懸念する部分はあります。とはいっても環境教育という部分に関して言えば、教育長を中心に、子どもたちへ総合学習も含め現在取り組んでいただいている部分は非常に多岐にわたっているのかという認識です。今後教育委員会とといった環境教育で、海ごみの問題でどのように連携、タイアップしていくのかに関しては、教育委員会と調整させていただいて、今後の取組を検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 環境保全課との連携における保全活動というのは特にやっていないのですけれども、海岸の清掃については例えばこの間、安田区は安田の子どもたちと海岸清掃をして小学校だよりも載っていましたし、辺土名小学校でも総合的な学習の時間を使って海岸のごみを集めたり、あるいは図工ですけれども、漂流物を使って作品を作る、そういう活動はされています。その中で海をみんなできれいに守っていると。あと兼久子ども会においては、現在は分からぬのですけれども、私が子ども会を見ている頃には夏休みに週1回みんなで海岸のごみを拾いにいって、それを分別する。そういう啓発活動はしています。もう一つ連携してやっているものとしては世界自然遺産に登録されてロードキルをなくしていくということで、環境省と環境保全課が連携して子どもたちがポスターを作り、それこそ守っていこうという働きかけをしているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 もっとその漂着ごみ問題についてマイクロプラスチック問題、世界的に問題になっているところもあります。子どもたちのアイデアは大人が考えるそれ以上のものを生む場合がありますので、ぜひ子どもたちの声を聞くということを前向きにやっていただければと思います。そしてホームページについて村長からもありましたけれども、2022年11月15日の日付のままになっているようで、こ

れは更新がされていないという状況でしょうか。現行のホームページの掲載では団体向けに偏っていて、散歩中や観光中に拾った方への案内がありません。せっかくの善意を生かすために対象を広げて分かりやすい表現にする、改めるべきではないでしょうか。例えば、これまでのごみ回収量は何トンという積算があると思います。それを載せたり、あとこのボランティア数、今ANAのお話もありましたし、これまでにどういうボランティアの方が来ていますというような数を掲載してみる。そして「放置すると不法投棄を誘発します」の表記を「せっかく拾っていただいたごみがスムーズに処理できるよう御協力をお願いします」に変えるなど、村民や観光客に周知する方法はたくさんあるかと思いますので、執行部のほうで工夫をしていただけることを期待いたします。

もう一つ、朝の風景の一つにカラスがごみをあさって、ごみが道端に散乱するという光景が最近少なくなったように見受けられます。家庭の努力によるものだと思いますが、環境保全課では生ごみ処理機の補助を案内、そして今回補正予算でも取り上げていますがごみの減量、そして環境保全の観点から今後どのような展開やビジョンをお持ちであるか、お伺いいたします。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 先日、補正予算のほうでも生ごみ処理機の補助金を15万円計上させていただいて、実際複数件依頼があるという部分で、今年の7月の広報誌に載せた結果、それだけのレスポンスがあったということについていくと、やはり地域住民での環境保全や、ごみの減量化という部分の意識が高まっているのかなという認識です。今後どのようなビジョン、展開をしていくのかという部分でいくと、ごみの減量化を進めていくに当たって、まずはこの補助金をもう少ししっかりとした形で広報していくという部分も必要だと思いますし、逆にいろんな御意見をいただきながらどのような改善、要は今後どのようなことをしていただきたいのかという部分で、村民等からそういった御意見をいろいろ吸い上げていって新たな活動につなげていきたいという認識です。あとホームページの件に関しては、まさにおっしゃるとおりで、現在ホームページの見づらい場所にあるというのも正直、懸念をしているところなので、その点に関しては総務課と調整していきます。ボランティアという部分で、そのポジティブな表現はおっしゃるとおりだなと思っていますので、そういった部分も創意工夫をしていきながらもちろん団体もそうですが、個人や観光客向けにどのような発信ができるのか、ホームページの内容等も含めて今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ゼひこのごみ処理機のこともホームページにも載せていただければと思います。繰り返しになりますが、村民や観光客、企業、そして子どもたちを含めた、みんなでつくるきれいな村という視点が大切だと思います。単なる清掃活動にとどまらず、村の魅力を高める戦略的な取組として展開をしていただきたいと思いますが、改めて村長、何か一言ありますか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 様々な御提案ありがとうございます。議員がおっしゃるとおり世界自然遺産にも登録された、これは山なのですが、もちろんビーチもみんなきれいにしようと、それは当然進めるべきだと思います。今、様々な方法があります。地域の子どもたちであったり、あるいは先ほど答弁したとおり様々な団体がボランティアで来たりと、ただしこれが1回回収したら終わりというわけではないですね。海が荒れるとまた漂着物が寄ってくるということは、継続的に続ける必要があるのだと思っています。先ほど提案のあった小学生に看板をデザインしてもらって、それを立てると。そういうのもマスコミを通じて

PRすれば、それも効果があるのかなと思っています。また、漂着物にはペットボトルや缶が結構あるので、そういった飲料水を出している事業者の皆さんも含めて協力ができないかとか、そのような方法を検討して継続すべきことだと思っています。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 それでは2番目、防災の進捗についてということですが、先ほどの渡口議員の一般質問でほとんど回答が出ている中ではございますが、重なる部分を含めて質問を幾つかさせていただきたいと思います。

まず災害時の情報伝達についてですが、答弁の中で様々な伝達方法がある、そしてLINEも調整・検討中の説明がありました。他自治体では既に公式LINEを導入し、防災情報や行政情報、朝の放送とか、これを即時に住民に届けています。能登半島の被災地、珠洲市では避難所情報、注意喚起などをLINEで発信しており、住民の利便性向上につながっています。地方自治体1,788か所あるうち、1,500か所が既に導入をしています。国頭村においても公式LINE導入を来月からですか、検討を進めていくという御答弁が先ほどもありましたが、ではこれはいつまでに実施する予定でしょうか。また、防災の基本は住民一人一人の備えにあるかと思います。他府県ですが、名護市や伊勢崎市では住民の備蓄状況や避難経路確認の有無をアンケートして、把握して足りない部分を行政が啓発につなげています。国頭村では村民がどの程度の備えをしているのか実態調査などを行う予定はございますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

登録メール、LINEについては今月がシステムの整備の完了となっているので、それに合わせた形で来月からどういった方法で登録していくかというのを今検討しています。その検討内容としては、QRコード等を使った形で、より簡易にといいますか、すぐ登録できるような手段で各世帯への配布、ホームページを含めた形で、できるだけ早く進めていきたいと思っています。次に住民等へのアンケート等を通しながら、実際どういったものを必要としているのかを含めて重要なことだとは思っています。今、大きな枠で考えているのは、住民個人でやる自助の部分と、地域や区で取り組んでいくという共助の部分、これについては繰り返しになるかもしれませんけれども、自主防災組織を推進することによって、より強化されていくというところを考えています。もちろん公助の部分についてはこれまでどおり村のほうで大きな計画等を含めながら、それぞれ一緒に地域、あるいは個人と情報収集しながら進めていければいいのかと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 防災に関わる情報伝達や住民の備えの把握というのは先送りできる課題ではありません。LINEの導入については多くの自治体が既に導入しており、御存じだと思いますが初期費用や運用コストも限定的です。LINEは多くの老若男女が既に利用していますし、これをいつまでに導入するのか、以前からこのLINEの導入については質問していますが、その期限というものを明確にすることが大切ではないでしょうか。また、住民アンケートの調査、備蓄は国の方針ではたしか3日分の備蓄が必要、ただインフラが困難であるような場合については1週間分の備蓄が必要というふうにも書かれています。現状を把握しなければ効果的な啓発も支援も打ち出せません。まず簡易な形でもいいので今年度中に調査を実施する意思があるのか、それとも来年度以降に先送りするのか、明確にお答えいただければと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

備蓄について、備えの中の大事な部分だと思います。村として、公として今やっている部分については、全体としての備蓄量というのをきちんと把握をしながら確保していると。さらに避難所、避難先である公民館等についての補充は村でさせてもらっています。ただ、管理等については報告を受ける形で補充していて、これからもそういった形で備蓄状況を把握しながら進めていきたいと思います。個人については村のほうで備蓄品というものの補充というところまでは行かないので、そこは自助の部分で対応してもらう部分であるのかと思っています。今後も、地域と連携してやるべきところ、あと個人というところで備えを進めていければと思っています。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 珠洲市の場合、停電時に機能していたのはLINEのみというような情報もございます。しかし情報に格差があったということも書かれておりましたので、様々な伝達方法もしっかりと検討して進めていただきたいと思います。そして各世帯の備蓄の情報を聞き出すということを簡易に進めていただけるとよろしいかと思います。

そして先日、森林公園の指定管理者との話合いが1年過ぎてやっと実施されたということを伺っていますが、どのような話合いがなされたか教えていただくことはできますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

森林公園の施設管理者である農林水産課と一緒に指定管理者のほうとも話をさせてもらったというのがございます。津波警報時に出た課題といいますか、見えてきた部分を踏まえた形の話にはなるのですけれども、まずは避難者受入れについての協定書の締結というところを予定しています。実際に指定管理者も、どの部分を我々が対応したらいいのかといったところがあると聞いていますので、そこを明確にしていきたいと思っています。なので、今森林公園については避難者受入れの協定書の締結。今後はほかの指定管理者についてもそういった流れを組んでいけばいいのかと思っています。あとは備蓄について、やはり大勢の方が集まつた場合に、特に販売機の水が尽きてしまったというところがあると。ここについても実際には備蓄倉庫、あるいは使わなくなるかもしれない倉庫や建物を今確認しています。そういう大きな整備というところを計画する前に、今できることということで管理者と小さなスペースですけれども、飲料水等そういうものについては既に配置させてもらっているというところでございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 まだまだこれから解決しなければいけない問題は山積みかと思います。災害は待ったなしですので、この問題解決に向けてどういうスケジュールで行くのか、情報を途中経過でもいいので共有していただきたいと思います。どこまで進んでいるかを知ることで安心も得られるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先日、公民館の備蓄に関してアンケートがあったというふうに伺っています。これは区長向けだったと思いますが、備蓄の現状を把握するためのものだというふうに認識いたしますが、アンケートを集計した後に何か実行するプランというものはございますか。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午前11時32分)

再開いたします。 (午前11時33分)

宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 今、各区長に対して備蓄について問合せがあったというところを聞いているとあります。私のほうでは直接そういったアンケートについてお伺いしたというところはまだ聞いていませんので、そこは再度確認した上でお伝えしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 備蓄に関して消費期限の近い食料備蓄というものの試食会などを行って、災害時の炊き出しの予行演習なども工夫すればできることかと思います。そして、せっかくある防災の日を利用しない手はないと思いますので、先ほど渡口議員の質問でもありました防災マニュアルの確認であるとか、既に確認を行っているところもあるかと思うのですが、電源を確保するために各公民館の非常用発電機というのがあると思います。こういったものが稼働するかを確認するように打診したことがありますでしょうか。非常に大切なライフラインですので、いかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

充電をするための非常用発電機について、もちろん災害時に動かなければ意味がないというところがございます。定期的にそういった動作の確認というものをこちらのほうから聞くというところは行っておりません。ただ、特に身近であれば台風時ですよね。そういったときに合わせて稼働するかどうかというのは判断できるのかと、今のところそういう形での把握にはなっています。ただ、今おっしゃるように稼働しなければ意味がありませんので、そういった備蓄の管理等については在庫等を確認もしていきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ゼひ事前の確認を行っていただきたいと思います。

以前に、一般質問で公民館のクーラー設備について伺ったことがあります。今年はまだ大きな台風での停電が起きていませんが、避難所となる場所、公民館や体育館への空調の整備は急務かと思われますが、ここに進捗をどなたかお願いできますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 島袋議員の質問にお答えします。

昨年でしょうか、一般質問がありましたが、その回答において近隣の市町村、今帰仁村になるのですが、そちらに出向いて当時のこといろいろと情報共有をしてきました。今帰仁村においては19施設ですか、1施設当たり150万円、約3千万円近くの補助金を投入して整備したと。ただ、各施設においては空調設備以外の対応も、その150万円以外の中で公平に補助金を支給したということを伺っています。その後、私たち教育委員会において各公民館の区長のほうに現状を確認いたしました。今現在、空調を整備している公民館を除いた15施設について確認したところ、約半分の6か所については整備していきたいということで、当然維持管理については各区において管理してくださいという条件で情報をお聞きしています。引き続きその情報を基に予算の捻出もありますので、調整できたらと思っています。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ゼひ進めていただくことを期待いたします。皆さんも御存じだと思いますがジチタイワース、これに移動式のクーラーの情報ですとか、備蓄品の啓発など、これは今年の8月号、39号ですけれども、ゼひ情報について確認をしていただければと思います。あとLINEについての情報ですが、インプレスウォッチというインターネットサイトのほうにかなりたくさんの情報が載っていますので、こちらも御確認ください。また、食料よりも実はトイレの問題が大きいですというような情報もありますので、

こちらも併せて確認をいただければと思います。情報伝達の方法、電源の確保と空調、そして住民に向けての防災備蓄啓発、防災カメラも含めて早く進めておけばよかったですとならないように期待いたします。

では3つ目、「地域の善意頼み」ではない公的支援による生活困難者支援体制の整備についてということですけれども、御答弁のとおり取組の必要性は認識されているということを理解いたしました。しかし、村民にとって最も大切なのは、今まさに困っている人に支援が届いているかどうかという実感です。人材不足や体制の難しさを理由に仕方がないとされては、村民から見れば排除された、ないがしろにされていると受け止められかねません。県内でも例えば那覇市や沖縄市では、生活支援サポーター要請や訪問型サービスといった仕組みづくりが進められており、一定の成果が上がっています。最もこれらは人口規模が大きな自治体の取組であり、必ずしもそのまま当村に当てはまるとは限りません。しかし、こういった成功事例を参考にしながら、村の実情に合った持続的可能な支援体制を構築することが求められているのではないかでしょうか。では伺いますが、このごみ出し支援を含め日常的に支援が必要な方というのは村内にどのくらいいらっしゃるか、お願いできますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

まず生活に支障のある方というのが高齢者である場合についてお答えいたします。その場合はもちろん区長であるとか民生委員、それから御家族、御近所の方から包括支援センターに御相談があります。そうしましたら、もちろんそこで介護認定に移ります。そこで要支援、要介護ということになりますと、介護保険法に定めるサービスに結びつけることになります。今回おっしゃっていただいている介護認定に該当しない場合というところで、やはり同じように調査して面談させていただいて、それから何に不自由なさっているか、それから周りの方たちの支援が得られるか、そういうことを細かく調査をして、そして何が必要なのかを判断した上で、今村長が答弁いたしました軽度生活支援事業に該当させていくという流れになります。それにしましても軽度生活に結びつけた方も少し時間がたちますと、やはり介護保険の該当になっていくという流れはどうしても否めないところではございます。ですけれども、まず包括支援センターに届いていない方たちがいらっしゃるのではないかという御心配も大変受け止めています。ですので、やはりそこで大切なのは、気づいた方がどこに連絡をすればいいのか、周知が徹底されていないのではというのを私も懸念しています。ですので、どうも暮らしで困っているという方々がこちらに御連絡をいただけるという、ここでの周知が非常に大切なではないかというふうに考えていました。どなたかが気づいていただけて御連絡をいただけた場合は、既存のサービスに乗せさえすれば必ずや暮らしやすくするという制度はきちんとできています。ですので、今地域で困っている方はどれだけいるのかということが実は把握できていれば、こんなにお困りの方がいらっしゃらないというのは重々分かっています。ですので、今後も支援が必要な方がきちんと我々のところに届くような周知を徹底していきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ありがとうございます。まさにそのとおりだと思いますので、進めていただきたいと思います。また、このごみ出し困難の問題は日常生活の課題であると同時に、災害時の安否確認や避難支援にも直結します。支援が必要な世帯を把握し、マップ化して備え共有するということが防災の観点からも急務だと考えます。

そこでお尋ねします。村として支援が必要な世帯を平時からどの程度把握しているのか。防災マップや要配慮者の名簿の形で整理、共有、アップデートというものが進んでいるのか、その現状をお分かりになればお

伺いしたいです。

- **山城弘一 議長** 金城由美子 福祉課長。
- **金城由美子 福祉課長** お答えいたします。

まず高齢者単身でいらっしゃるとか、それから持病がある、その他で災害が起きた場合に避難支援が必要という方たちについては把握できておりまして、名簿もございます。それから障がいのある方につきましても把握できています。これはなぜかといいますと、各種サービスに結びついていますので、障がい福祉サービス、高齢者に対するサービスというものを受けていらっしゃる方の状態というのがサービスを行う上で把握できているので、もちろん名簿化もされています。例えば先ほどの御質問にもありましたカムチャツカ半島ですか、あのときも私たちも大変いい訓練といいますか事例になりました。ですので、担当が持っている情報で全ての方にお電話を差し上げたり、また訪問して安否を確認したりということもできましたので、もっと大きい災害のときに迅速に動けるために、このときは私たちの把握している名簿からいろいろな手配ができたという経験にもなっています。やはり避難が遅れて何か惨事に至らないようにということは私たちも本当に常々考えています。ですけれども、やはりそこに完璧ということではなくて、何らかの形で漏れるというのが大変恐ろしいことではありますので、先ほどと同じようにお困りの方に関する情報が私たちのところに届くということがやはり同じように大事だと思っていますので、そこについても周知も徹底してまいりたいと思います。

- **山城弘一 議長** 1番 島袋晴美議員。

○ **1番 島袋晴美議員** ありがとうございます。そういった問題があるということを知らない住民も多いと思いますので、ぜひチラシなどを配布して全ての皆さんに知っていただくということを進めていただきたいと思います。このサービスを受けていないグレーゾーンの方がいる、そういった方がいつから支援が届くのかが最も重要なと思います。区長や民生委員の善意に頼る現状が続けば、福祉が役割を果たしていないと受け止められるのは必至です。社協との連携不足等もあるかと思いますが、ここは執行部が責任を持って道筋を示すべきだと思われます。

そこで伺います。村としてはこういった支援が必要な世帯をどのように把握し、区長や民生委員に依存しない形で支援体制を具体的にいつまでに構築していくのか、改めてお答えいただければと思います。

- **山城弘一 議長** 金城由美子 福祉課長。

○ **金城由美子 福祉課長** 実は区長というのは自治会の代表者の方ではありますので、そこは依存というわけではなくて、地域に関するお困りのことがあったら御連絡くださいということは常にお願いしているところではあります。民生委員に関しては国が委託している公務員ですので、地域に何か課題なり、お困りの方がいたら、それを役所に情報を提供するというのが仕事であります。ですので、民生委員・児童委員の協議会に対しても毎月協議会が開かれていますので、地域でお困りの方がいた場合はこのようにしてくださいというお願いも当然していまして、それをこちらにお知らせいただくのも民生委員の果たしていただく業務ではございます。ですので、これは善意ということではなくて国からの任命に基づくお仕事であることは、いま一度確認させていただきたいと思います。ですけれども、善意で受けている民生委員の方々が非常に御負担に感じているというのは、これはまた全国的な課題もあります。民生委員が何もかも把握して、そこを担わなければいけないということは全く思っておりません。ただ、誰かが相談したらそれは私たちに届けてくださいという意味でお願いしているところでございます。民生委員と区長を除いたらど

うやって地域で困っている人を発見するのかというところがございますが、実は地域頼みというふうなおっしゃり方もありましたけれども、やはり親戚ですかお友達ですか、そういうつながらりの中からどうしても「この人は困っているようですよ」という情報も入ってきています。ですので、横のつながりというのを情報源としていることは確かではございますが、それ以外にも例えば介護認定を受ける前の方たちに対する予防事業なども行っていますので、そういう事業を行う中からも情報は得ているというのが実情ではございますが、取りこぼしがもしもあるのであれば、そこを網羅する方法をこれから考えていきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 結論、地域づくり、そしてその横のつながりの情報が大事ということですよね。

最後になります。村長が所信表明で掲げられた福祉の向上という言葉が村民一人一人の生活の中で実感できるよう、区長、民生委員の善意任せだけではないというところではございますが、村が責任を持ってこの支援体制というものを1日も早く整えていただくことを強く求めます。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 山城弘一 議長 これで1番 島袋晴美議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。 (午前 1時5分)

再開いたします。 (午後 1時30分)

次に、2番 大田孝佳議員の一般質問を許可します。2番 大田孝佳議員。

[2番 大田孝佳議員登壇]

○ 2番 大田孝佳議員 一般質問通告書に沿って、大きく分けて2点質問いたします。

まず1、農業地域計画に向けての取り組み状況について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された、奥間・比地土地改良区の地域計画について質問を行います。

1-1 公表は何時行ったのか伺う。

1-2 地域農業の現状及び課題の項目で、圃場の給排水が経年劣化により万全でないため、関係機関と連携した土地改良事業を展開することが喫緊の課題であると記載されている。具体的に奥間土地改良区についてどのような状況であるのか伺う。

1-3 奥間土地改良区の課題に向けての調査や県・国との調整を進めているのか伺う。

2、農業振興補助金について。

資材等経費の高騰により農業経営は厳しい状況にあり、質問を行います。

2-1 過去5年間の農業振興補助金の予算額と執行率を伺う。

2-2 セグロウリミバエ防除対策に対する農家支援は考えているのか伺う。

答弁いかんによっては、質問席より再質問を行います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長 大田孝佳議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1の農業地域計画に向けての取組状況についての1点目の公表日については、令和7年3月28日となっています。

2点目についてお答えします。

地域計画策定時の意見交換会では、「所有者不明や相続の問題が要因で、利用できる農地に制限があり集積集約化が難しい」、「土地改良区内の給排水施設が老朽化により万全ではない」、「土地改良区が住宅地に近接しているため、獵銃の使用が制限され、有害鳥獣の駆除が困難である」、「圃場の立地条件を生かした農家の労働力の軽減化を図る必要がある」の以上4点が主な課題として上がりました。

3点目についてお答えします。

奥間土地改良区内の比地地区及び辺土名地区においては、県との調整が整い、今年度から令和9年度までの期間で農道、排水路の整備と併せて耕作放棄地を解消し、担い手への農地集積集約化を図ります。

奥間地区の大排水については、現在懸念されている農地の水はけの問題や大雨による住宅地の浸水が排水施設とどのような因果関係があり、どのような対策を考えられるかについて基礎調査を実施したいと考えています。

沖縄県とは、その結果に基づき事業内容や予算額などが把握できた時点で事業化に向けた調整を図ることと確認をしています。

質問2の農業振興補助金についての1点目、過去5年間の農業振興補助金の予算額と執行率については、令和2年度が予算額3,753万円、執行率100%、令和3年度が予算額1千6百万円、執行率95%、令和4年度が予算額1,807万円、執行率89%、令和5年度が予算額2千万円、執行率84%、令和6年度が予算額1,470万円、執行率88%となっています。

2点目のセグロウリミバエの対応としては、村内で新たに誘殺が確認された場合、そのエリアにおいて誘殺剤を散布し、防除作業を行っています。同時に行政放送などを通して防除の取組を促し、対象農家に対しては出荷等に関する対応を支援しています。

農家が取り組める内容としては、適時農薬を利用することが考えられますが、通常の営農作業の範囲で対応できると考えています。また、使用する薬剤については、農業振興補助金の対象品目に含まれていますので、新たな支援策について今のところ予定はございません。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 再質問を少し行います。

答弁の中で農道排水路の整備に合わせて耕作放棄地を解消する、担い手への集約化を図りますという、この農道と排水路というのはどの地区を指していますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

今回の地区については奥間の土地改良区内ですが、その中で奥間・比地地区、それから辺土名地区を主に今回は整備いたします。答弁でもありました鏡地・桃原地区については、また次の機会ということでやっていますが、今回の農道と排水路については比地区、それから辺土名のこども園の後ろの農道の舗装整備となっています。2地区で合計5か所の農道で、延長が600メートルを予定しています。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 とすると部分的に当然予算の都合上やっていくという形の中で、前回の議会の中でも特に大排水というのか、鏡地地域のそういう大きな事業になるかと思うのですけれども、その辺の検討というのは前回進めていきますよという答弁もいただいていますけれども、そこについてはいつ頃からとか、そういうのは見えないような状況ですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

- 田場盛久 農林水産課長 今現在のところ、その規模であるとか範囲ということを検討しております、予算については次年度執行できるような方法で今課内では調整しているところであります。
- 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。
- 2番 大田孝佳議員 次年度調整していくということで課内では検討しているということで、その排水があふれるという部分の専門的調査を行っていきたいと。そして鏡地の水門の状況も、もう少し広げるべきなのか、それとも今のとおりで大丈夫なのかという調査も含めてのものを次年度やるということで理解してよろしいですか。
- 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。
- 田場盛久 農林水産課長 そのような理解でよろしいと思います。
- 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。
- 2番 大田孝佳議員 今9月です。次年度予算というのは11月末ぐらいから12月中に入れ込んでいかないといけない状況ですので、その辺の調査をどの専門家に頼むのか今から進めていかないと、やはり財政に説明するにしても、しっかりと計画性の下で必要性を訴えないと、なかなか財政側もオーケーしないと思いますので、ぜひ頑張ってそこは早めの対応をお願いしたいと思っています。

これに関連してくるのですけれども、昨日の議員の視察で桃原の水門の管理の大変さと要望を直接聞き、桃原区長も鏡地のほうに同行して、現場状況を確認しました。その中で区長のほうからの声もあったかと思うのですけれども、この大正橋、と一る川ですね、奥間から桃原側に行く大排水はと一る川というらしいのですけれども、と一る川の水かさが上がると桃原地域の一部から排水が来ているそうです。すると、大雨時に逆流で一部浄化関係に支障が出るとか、実際に桃原区ではその氾濫した水が桃原にも来ているそうです。だけどその情報は私もまだ分からぬ状況で、鏡地の部分が危ないよというのは議会でも質問してきましたが、桃原区のほうでは区長として大雨が降ってはけ口を、台風時も一生懸命開閉している状況で、これがこのと一る川の氾濫からも相当の量が入ることを今回知りました。そのはけ口をどうするかはやはりしっかりと行政側も考えていかないといけないのかというふうに感じたところでありますけれども、そこで副村長も同行していましたので、今の話の中で鏡地の水門の改修の必要性があるのではないかと私は思うのですけれども、どう感じ取ったのか、お伺いしたいです。

- 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。
- 宮城明正 副村長 まず昨日の視察に同行させていただきました。この桃原の水門から区長の水門の開閉作業を毎日やっているというところで大変御苦労なさっているなど区長としての負担というのは相当感じましたので、どうにか改善しないといけないと感じたところです。それを含めて、まずしっかりと見ながら次年度どう予算づけできるかというところを検討したいと思います。それと鏡地の水門との関わりというのは今回の視察の中でも確認できたので、その関わりの中で同時に一緒にやるというとかなり難しいところもありますので、先ほど農林水産課長からも答弁がございましたが、まずはどういった形で調査できるのか含めて、予算づけも確認しながら進めていけたらというふうに思っています。
- 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。
- 2番 大田孝佳議員 ぜひ今年度中でどんどん固めていって、次年度に向けての調査を入れない限りはやはりステップアップしていかないだろうという部分がありますので、そこはお願いしたいと思っています。そして、この地域計画が公表されたということで私もネットのほうで調べると、農水省のほうからたどつていくと国頭村のものも見ることができました。そして今朝のニュース、お昼のニュースの中で、この地域計

画についての報道がありました。その中で沖縄県は後継者未定農地 76.7%、10 年後の後継者が決まってないよと。全国の平均が 71.7%、沖縄県はダントツ、後継者が決まっていないのが 76% ということで 1 位だったのかと思うのですけれども、この原因としてやはり高齢化や人口減少、いろいろあるかと思います。対策として村では農地の集約化等いろいろ検討をしていかなければいけないと。その中で農地に制限があり農地集約が難しいとか、その辺はやはり地主との交渉というのがすごく大事になっていくだろうなというふうに思います。土地改良区内の給排水が老朽化し、万全でないという形で、村としても大分老朽化しているから、しっかりと次の担い手をつくるためにはやはり整備していかなければというふうに感じます。この地域計画の策定というのは各市町村が策定する地域計画に基づき農地の実態を把握し、担い手確保を進めることが重要と言われている。現状の人も当然農家所得を上げてやっていきながらではないと担い手というものは育っていないという流れになってきますので、今の課題を、できることもあるかと思います。その辺を少しづつやりながら長期的な形で、やはり大きな予算を使う部分もありますので、これは国・県としっかりと調整しながらやってほしいということです。そして担い手をつくる場合に、やはり農地の排水がしっかりとしていかなければいけない。そして、そこに入ってくる給水もしっかりとしていなければ農業の作物は安心して作れない、今がその状況ではないかと。年に 3 回、4 回あふれ出て、作物が病気にかかったりしているのが現状ですので、そこをやはりできる範囲からどんどん進めていかないと、後継者づくりどころではないのかというのも感じますので、しっかりと今の農業で頑張っている皆さんとの意見交換を密にして吸い取って、それをできるところから、そして農家にお願いするところとか、その情報交換をすることによってお互いに少しづつアップしていくのではないかと思いますので、そこはどんどん努力してほしいと思います。

では次に同じ施設関係になってきますけれども、奥間土地改良区奥間川のほうからの結局は供給するため池というのかな、あれは壊れていますよね。そして現在、比地一本になっています。そしてその状況も昨日見て、議員の意見もいろいろ聞いたかと思うのですけれども、その中で 11 月の災害によってフェンスがまだ倒れているところがありますよね。その中でそこをやはり管理するためには、その池にたまつた木の葉を取らないと農地に流れる給水口につまるわけです。落ち葉を取るためには、このフェンスが倒れているとすくい網が届かないわけです。だからそのフェンスが倒れたところ、前のほうは改修やられていますので大丈夫ですけれども、奥のほうは倒れて周囲を人が管理するために歩けない状況、あれは逆に撤去して、管理しやすいようにしてほしいと。そういう予算というのはそんなにかかりないと私は思いますので早めに撤去して、そこを管理している農地・水ですか、農地・水も実際動いているのか私には見えない部分があります。そこはしっかりと農地・水の皆さんと再度協議してください。そのときにまず本人たちはあまり入っていないというのはもう目に見えて分かりますので、やはり農家も利用するという考えも今後の農地の利活用にありますので、そこをしっかりと管理している皆さんのがやりやすいように、まずはこの倒れたフェンスを撤去する。そしてしっかりと早めに今の管理状況を確認する。厳しいのであれば農家も逆に時給幾らかで、その費用があれば 2 週間に 1 回ずつできるのではないかとか、そういう形でちょっと調整してほしいという部分があるのですけれども、どうですか。

- 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。
- 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり村内の公費で整備された土地改良区については、国頭地区農地・水・環境保全管理組合、今は桃原区長が会長を務めておりまして、その構成地区の区長らがその主となる構成員となっていますが、その傘下には受益農家の皆さんも含まれていると認識しています。この管理組合の本体の動きにつ

いては、やはり本体のほうでしっかりと受益農家らにも情報共有がしっかりと図られるべきではないかと私どもも感じているところではありますが、そこがなかなか上手くいっていないということは承知しています。急いでやらなければいけないという作業とか、そういったのも昨年の豪雨災害の後に見えてきたところでありまして、この管理組合に対する1年間の維持管理経費については何年間に一度、農家の戸数であるとか、あるいは耕地面積などを県のほうに報告して、その交付額が決定するという作業があります。これがたまたま昨年度そういう動きがありまして、前回から昨年までの間にかなりの数の耕作放棄地が解消されたということで、農地の面積ではなくて、農地の面積の中でもしっかりと耕作されているところと放棄地であるところが混在していますけれども、その中で放棄地が若干減って耕地面積が増えたということで、県からの交付金についても約七、八十万円程度増えています。これまで二百七、八十万円程度だったのですが、令和7年度については三百五、六十万円程度まで増額されています。組合のほうにもせっかく予算が増えましたので、これまで農道の草刈りとかそういったものにもいろいろ賃金を払って、それで回していたという経緯がありますけれども、ぜひ今後は農地周りの農道の草刈りとか維持管理についてはしっかりと受益農家にやってもらって、公共的な施設、あるいはよそに委託しなければできないものであるとか、大きな金額がかかるというところに予算を傾けてはどうかというアドバイスをさせていただいているところであります。今後についてもそれは当然継続して、その方向性でやっていただきたいということで調整を進めていくところでありますけれども、今回の比地の取水場についても、まずは応急的に内側のフェンスの修繕というのをやらせていただきたいところであります。後ろ側については、また彼らの予定とか計画なども聞きながら必要な支援をしていきたいと考えています。おっしゃるとおり経費については、そう大きくかかるようなものではないと思いますので、あとは労力だと思います。そこを役員の皆さんでやるのか、役員の皆さんと担当課のほうでやるのか、あるいは農家もみんなひっくるめて一緒にやっていったほうがいいのかということについても、組合のほうと今後話し合いを進めていきたいと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 最後のほうで、答弁の中で組合としっかりと調整しながらという部分を聞けましたので、私が言いたいのは、現状はやはり管理ができていないだろうという部分です。そういう中で予算を流している行政側もしっかりと組合の今の状況、できない部分は何なのかとか、そういうのは把握しながら調整を、そして農家のつなぎとかも行政側もある程度支援しないとなかなかできないと思いますので、そこを頑張ってほしいということを強く要望します。

それともう一点、この比地の貯水池、1か所しかない。そして50ヘクタールの農地を今給水している、面積的にも多分小さくないかなというふうに感じるところもあるし、そこをやはり今後これも専門家の意見を聞くなり、それはいいと思うのですけれども、実質水が足りなくなったりして奪い合う時期がもうそろそろ来るのです。そういうところがあるので、やはり比地からしか取らなければ、その貯水池をもう少し大きくしたほうがいいのかとか、そして上流に移動して、そして比地のあの辺の土地改良のほうも水が供給できるような排水路を利用して、タンクを新たに造ってそこからあふれ出るのは、上のほうにあれば比地の貯水池の近くの畑も排水路に水が流れれば堰止めて、そこから水まきもできる。今の状況で、昨日見たかと思うのですけれども、今はもう比地川の土砂が処理されてきれいになっていますよね。それはそれでいいことだと思うのですけれども、農家はその川にホースを入れている現場は見ているかと思うのです。今まであっちこっち水たまりがあってそこで給水できたけれども、今はもう水かさがなくて、水を取るのに多分相当苦労されているかと思うのです。そういう現場の状況を考えると、今後やはりもう少し上に持ってい

くとか、タンクを大きくするとかの検討も必要かと思うのですけれども、その状況を見てどうですか。そういう考えはありますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

川からポンプで給水しているところについては、この取水場から上の比地地区の長根地区のミカンを栽培している農家とか、観葉をやっている農家だと思うのですけれども、これは奥間土地改良区の施設とはまた別のエリアになるということで、そのような取組がされているかと思います。そして、それを事業でどうにかしようとなると、やはり地域からの要望とかを吸い上げるという作業も必要になってくるかと思います。地域からの要望があれば当然行政としては検討しないといけないですし、その解消に向けて動いていかないといけないと考えています。それについても地域計画の中でその必要性をしっかりと記載していくという作業も必要になってきますので、地域計画については、今はまだその制度が始まって、国頭村についてはまだ最初の公表をしたところですが、これについては内容の更新については各市町村にまた委ねられていますので、年に1回程度はまた新たな話合いを持って、最初の公表から今日までの間に新たに発見された課題であるとかそういったものを拾い上げて、それを明記して公表して、その後、事業化に結びつけていくというストーリーになっていくかと思いますので、そこら辺も視野に入れながら地域の皆さんとの情報共有などを図っていきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 川から取水しているのは畑に大きいポンプを何か所かに置いて、ホースを川に置いているという状況は、今の貯水池の上流だけではないわけです。この貯水池がある下流もそうなのです。結局向こうは土地改良事業に給水を入れていないと思うのです。だからこんな低い場所にできたのかなという部分も考えられるのですけれども、しかしながらそういう地域の要望を聞きながらという部分もあるのですけれども、現状、やはり農家が苦しんでいる状況を見れば、逆に地域計画に乗せるのはどうですかという提案もしながら、上に必要性があれば持っていくとか、そういうふうに行政側が、農家が今何に困っているかというのをしっかりと見てほしいという気持ちで質問させていただいているのですけれども、あくまでも「要望があればやりますよ」では困ると思います。やはり農家が今困っていることを見たら、「どんなねー」と逆に支援してくれるような状況をつくってほしいということをこの場を借りて強く要望しますので、ぜひ将来の担い手をつくっていくためには施設の整備も絶対に必要かと思いますので、とにかく計画的に取り組んで、その計画をしっかりと農家にもこの計画が見えるような方向でやってほしいと思います。それを強く要望して一般質問を終わります。以上です。

○ 山城弘一 議長 これで2番 大田孝佳議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。 (午後 2時03分)

再開いたします。 (午後 2時10分)

次に、3番 山川安雄議員の一般質問を許可します。3番 山川安雄議員。

[3番 山川安雄議員登壇]

○ 3番 山川安雄議員 こんにちは。通告に従い、一般質問を始めていきます。

1 自然災害・流域再生、科学的知見の必要性。

1-1 昨年11月の国頭村で発生した豪雨災害、爪痕はまだまだ大きく残ったままの箇所もあります。やんばるにおいてその影響は村民の生活に直結する。農業や、林業、海域においては1年間の赤土が1日

で流出したと言われ、海底に堆積し、海を赤く染め、モズク収穫やサンゴに大きな影響を与えている。

豪雨災害、被害に対し、私は昨年12月議会での質問において、科学的な知見を有する土木工学や流域河川工学などの専門家、研究者を入れて災害要因調査や国頭村全体の流域地形を専門家に見てもらう、この必要性について質問をしました。

今年は北大東村、南大東村に起きた。九州地方にも線状降水帯による大災害が発生しています。地球温暖化の影響もあり、いつ、どこに起きてもおかしくない状況である。

国頭村に昨年11月のような豪雨、あるいはそれ以上の豪雨災害が起きる可能性も十分あります。

先日の「流域治水シンポジウム」には村長、副村長、多くの役場職員も参加していました。副村長においては比地大滝災害現場も研究者と同行していましたが、改めて地域に密着した流域河川工学の研究者による調査、科学的知見の必要性について、どう考えるか伺う。

1-2 「森林には、川の流量を平準化し、洪水を緩和する機能が備わっている」と言われるように流域治水における森林の役割を森林流域管理学の研究者や中小河川改修の河川工学の研究者、あるいは山の崩落や農地における赤土流出防止の考え方、海側から見ると赤土は流出してほしくない、一方陸域の農地から見ると作物を育てるために一生懸命造った養分いっぱいの土が雨で流失する。

「赤土の流出と流失」どちらも望むことではない。

その解決策を未来につなぐ共創の流域治水として現場を調査し、研究で支援する国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「共創の場形成支援プログラム」チームがあります。共創の場に地方自治体の参加が必須とされたことが特長のようです。世界自然遺産を有する国頭村だからこそ、国頭村森林地域ゾーニング計画「③再生するところ」流域単位の再生を目指している国頭村だからこそ、豪雨災害の減災につながり、地域課題の解決につながる、流域治水の研究者との連携共創が必要だと考えるが見解を伺う。

1-3 国頭漁協養殖部会は「やんばる藻場再生プロジェクト」を立ち上げたが藻場再生に対する行政の位置づけ、課題の共有、必要性に対する認識を伺う。

2 移住したい、住む家不足問題。

6月議会において私の住居不足問題の質問に対し、村長は「空き家活用事業、空き家バンク制度の推進に務める」「民間事業者の力もお借りしながら第2期人口ビジョンの目標達成に取り組んでいく」と答弁し、企画政策課長は「住宅問題は1丁目1番地の政策であり、スピード感を持った形での対応を考えていく」また、「民間事業者の力を借りることも十分に今後考えていかなければならない方策だと考える」と答弁している。そこで、次の質問をする。

2-1 移住希望者から先日も相談を受けたが、移住希望者は相当数いると感じます。スピード感を持った対応の進歩状況を伺う。

2-2 インターンで来て、国頭村の自然、文化、人が好きで、そのまま残りたいが住む家が無い。社宅助成制度があるといいなあ。移住前提で来る方がすぐに入居できる集合住宅があると将来のことがゆっくりと考えられる。ここまで住む家が少ないといい人材を取りこぼしている可能性がある等々の声があります。

PFI事業の形や、民間で投資する事業者へのインセンティブを与えるなど、その他の件について役場は調査、検討をしているか伺う。

3 重症心身障害児の支援。

令和6年6月議会でも医療的心身障害児の支援について質問しました。「日中一次預かり」が可能な事業所さんも村内にできて、とても助かっているお話を聞きました。また、村内事業所の人員確保や体制整備の

努力も確認いたしました。「緊急時の医療体制構築が課題としてあるが村内の対象者のニーズに応じて少しずつ拡大していくよう、今後も関係機関で協議を続ける」との答弁がありました。そこで最近の重度心身障害児の保護者の声から質問いたします。

3-1 リハビリは一般的には歩く練習等をイメージしますが、身体の緊張で固まった腱を緩めたり、側弯症で内臓が変形して臓器を圧迫したら、命に係わる事を少しでも進行を遅らせる、このようなリハビリは生きる為にとても大事なことである。

今、名護市の施設リハが人手不足で十分に利用できない。摂食のリハにはもう何年も人員がゼロで受けることが出来ない。保護者、私たちも各所で訴えているが村からも沖縄県に人員確保を要請して頂きたい。また、国頭村としても訪問リハの人員確保の検討をお願いしたいとの声です。見解を伺います。

3-2 親や本人の急な体調不良時に介護タクシーのような移動手段や訪問看護が付き添って病院まで行けるような仕組みが取れるか、また学校や利用事業所への送迎の充実が図れないか伺う。

3-3 災害時の医療ケア物品の確保の件です。吸引機・酸素ボンベ・胃瘻から注入できる形態のミキサー食・器具の洗浄用具などが考えられます。避難先で医療ケアが必要な子が生きれる様に備蓄が必要ですが見解を伺う。

村長の意見を聞いて、質問席から質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長 山川安雄議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1の自然災害・流域再生、科学的知見の必要性についての1点目についてお答えをいたします。

河川の氾濫は、大雨によって河川の水位が上昇し、堤防からの溢水や決壊などを起こし住宅地に水が流れ込む氾濫のほか、排水能力を超えて土地の低い場所に水が溜まる氾濫のメカニズムが考えられます。

このようなメカニズムの解析には地形の形や地質、高低データ等から引き起こされる様々な科学的データにより解析が可能と思われます。

この解析によって防災、減災による災害リスクの軽減や良好な水資源管理など幅広い分野で活用されると考えられ、専門研究者の調査による科学的な知見は必要と思われます。

2点目についてお答えします。

今では世界的な気候変動等による従来の対策では対応しきれない災害等が多発するようになり、地球規模での対策が求められています。

本村においても乗り越えなければならない行政施策としてSDGsへの取組と関連づけしているところですが、自治体単体での最終的な解決までは至らないのが現状としてあります。

そのことを踏まえると、専門的知識を有する大学の研究者等と地域を熟知する自治体及び関係機関が「産・官・学」の協働で、地域の課題解決に向けた取組を連携し合うことは重要と認識します。

3点目についてお答えします。

国頭村の漁場は、近年様々な要因で減少してきていることが漁業従事者の間で大きな課題となっており、国頭漁協養殖部会において「やんばる藻場再生プロジェクト」が始動いたしました。

本村では令和5年度から離島再生支援事業を活用し、村内3か所の地域で活動を支援し、また今年度から水産多面的機能発揮事業補助金を活用し、新たに1か所の活動を支援しているところでございます。

豊かな藻場は水産振興へ大きく寄与するもので、今後も国頭漁協養殖部会の活動を支援していく考えであ

ります。

質問2 移住したい、住む家不足問題についての1点目についてお答えします。

6月議会において答弁した内容と重複しますが、主要施策として子育て世帯や若者世帯をターゲットとした宅地分譲地の販売、空き家の有効活用を促進する「定住促進空家活用事業」、及び昨年度制定した「国頭村空き家バンク制度」を推進しています。

また、地域交流スペースにおいては、移住コーディネーターによる移住希望者の相談を受け付けており、きめ細かな対応やニーズの把握に努めています。

2点目についてお答えします。

P F I形式による事業や民間事業者へのアプローチ等、今後必要とは考えていますが、現時点において具体的な取組はございません。

質問3 重症身障がい児の支援についてであります。

1点目についてお答えします。

リハビリは身体の機能を維持し向上させていく上で重要となるケアで、摂食リハビリは言語聴覚士が行うものですが、北部圏域で専門職が少ないことが圏域の課題であります。北部圏域や村の自立支援協議会で議論をし、上位機関に対する効果的な働きかけを検討するとともに、対象となる方々の意見交換で実情をよく聞き、支援できる体制を構築してまいります。

2点目についてお答えします。

救急車を要しない症状の場合の移動手段としては、障がい福祉サービスの居宅介護に付随する通院等介助、村が行う地域生活支援サービスにある特別支援学校通学支援事業、重度障害者等通所移動支援事業の既存サービスがあります。さらなる送迎の充実には受入れ事業所におけるスタッフの確保が課題となりますので、対象の方々のニーズを明確にし、事業者と連携してまいります。

3点目についてお答えします。

医療ケアを必要とする方への支援は多種多様であり、災害時の医療ケア物品の確保については個別に検討していく必要があります。

避難行動要支援者名簿に係る個別支援計画を対象者やその家族、支援者と作成し、具体的に必要な物品や食料等を確認しながら備蓄に取り組んでまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 まず2番目の移住したい、住む家不足問題から入ります。

国頭村に移住体験住宅を体験した方々というのは滞在中に様々な体験、学校教育、それから保育園とか住環境の調査をして、移住して起業する、なりわいを起こす具体的なイメージを持っている人たちがいます。また、国頭村の自然の豊かさ、風土と人柄に惚れて移住したくなった方々の声も多くある一方、住居探しが最大の難点です。「まだ見つかっていません」の声もあります。本村の課題として住宅の供給不足は依然として深刻であり、体験住宅で滞在した移住希望者が住み続ける受け皿が不足しているというレポートもあります。それからもう一つの地域おこし協力隊インター活動報告には多くの示唆があり、優秀な若者たちが国頭を好きになり移住したいと考えている。起業やマネタイズの考え方をしっかりと持つ、国頭村の可能性を形にする行動力を感じるような人たちですが、このような若者たちをしっかりと村民として迎えるためにも、やはり住む家の確保は重要だと考えるが、先ほど民間事業者やP F Iの取組はしていないと村長の報告にありました。スピード感を持った対応をすると6月議会で答えているわけです。それはそのロードマップ、

時間的なものを押さえて計画に対してどう行動するか。ロードマップを含めてどう考えているのか。このスピード感を持った対応というのは、今の形はスピード感を持った対応なのか答えてください。

- 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。
- 與儀光浩 企画政策課長 お答えいたします。

6月定例議会で今回我々も空き家活用住宅について現状12戸、これから今年度に6戸増やすということで、そのほうに今注力した形で事業を取り組んでいるところです。PFIのほうについては全く何もしていないということではなく、今はまだ具体的にどういう計画の下、どういう契約をやりながらどのように進めていくかと、どの場所にどういった形でというような具体的なものはまだ出ておりません。しかしながら、今境町のやっている事業であったり、それ以外の佐賀県の事業であったり、いろいろ今調査を始めているところです。PFIを使ってのですね。それについては、まずは今ある空き家活用住宅、空き家バンク、これをしっかりと軌道に乗せて、それからでも十分にできるのではないかというふうに考えています。今年度は6戸増やすわけですけれども、以前空き家活用住宅の整備はしたけれども入居者がいないという時期もございました。まず今年度は6戸を整備し、その中においても全然足りないというような状況があればこの空き家活用住宅、今バンクのほうについては公表しているのが1か所で、なかなか登録がございません。借りたいという方は、今1つの住居の登録に借りたいという方が4名ほど登録されています。その中においてもなかなか今整備が終わった段階での公表という形になりますので、私たちのほうで今100万円を使った形で住宅整備して、ではいつでも貸せられるようになりますよという形で初めて公表という形になりますので、その中においては1軒に対して4世帯が今希望されているというところです。そういった方々も、空き家活用住宅の整備に伴ってまた入居が決まっていくのではないかというふうに考えられます。PFI方式につきましても、方法として様々な方法が全国的にされています。補助事業の中の45%を行政が支出して、それ以外を民間、民間のほうについては家賃収入等で補っていく。自治体については、その土地の賃貸料で補っていくというような方法を取られているところ。また、境町のように用地を町民から提供を受けたところ、そういうところに民間の力を借りながら事業振興、30年間で住み続ければその住宅を譲渡するというような施策等も取られています。様々な施策がある中、国頭村にどういったところが一番適しているのかどうか。今、国頭村において一番ネックになっているのは村有地が少ないという部分もございますので、こういった事業を推進する際にはどうしても土地の購入からなってくると思われます。そういった具体的にまだ事業には乗つかっておりませんけれども、インターネットを駆使して、いろいろ試行錯誤しているところでございます。以上です。

- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 今の課長の答弁を聞いて、本当に需要と供給のバランスというのはきちんとロードマップの中に載って考えられているのか。スピード感というもの考え方方がどうなのかというのは、今の課長の答弁を聞いて村長か副村長はどう感じましたか、スピード感を持ったロードマップ等の中に載せるという意味では。
- 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。
- 宮城明正 副村長 需要と供給のロードマップの作成というのは、正直まだ持ち合わせておりません。すけれども、対外的な考え方をさせていただきたいのですけれども、国頭村については県内の他市町村と比べて移住政策というのはかなり進んでいるほうだと思っています。ですから、確かに土地の問題、あるいは空き家を貸す貸さないの問題は全国的にあるのですけれども、それをどう解消していくかというところで、

最近住民の方々も考え方が少し変化しているようで、問合せ等も住民の方々からもあつたりします。そのために移住バンクというのを創設しましたので、その移住バンクをどういう形で内外にアピールして、そこに集約して、その需要と供給というのも出てくると思います。そこでどういうふうにやっていくかというところが今後の課題なのかというふうに思います。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 課長の話の中からも今こんなことに取り組んでいるとか、境町の話とかいろいろ調査していると。そういうことも含めて、できれば3年でどこまでの予定だとか、そういうのを村民に示してくれたほうがいいかと。そうしないと今いろいろな、先ほど質問したインターで来た人だとか、空き家対策の部屋とか、そこを借りたい人たちの熱い思いに応えるのにはのうのうとしてはいられないと思うので、そのロードマップはぜひ作っていただきたい。よろしくお願ひします。

次、1番の質問に行きます。自然災害・流域再生、科学的知見の必要性ですが、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化、土砂流出、崩壊等対策に加えて雨水貯留機能によって下流域の水害を軽減する、森林管理の話です。期待が高まっていると。今回、大國林道もすごいサイズで大きな崩壊が、私が知っている限り3か所はあります。ところで国頭村の森林ゾーニング、再生するところは単に河川改修のみをイメージする、私もそのような考えでしたけれども、それだけでなく流域治水における森林の役割も幅広く考慮する必要があると考えるが、これに対してはどのような見解をお持ちでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 森林が持つ水源涵養林だというふうに理解をしてよろしいでしょうか。流域再生含めて。いわゆる流域再生を含めるときに、まず洪水を抑制するための土壤に浸透させるという役割が恐らく水源涵養機能なのかと思いますので、その兼ね合いをどうしていくかというところだと思います。その辺をどういうふうに考慮していくかというのは、やはり専門的知識を持った科学的知見というのはどうしても必要になりますので、そこをしっかりと取り組む必要があるのかというところがありますので、村長のほうからも答弁ございましたが、くり返しにはなりますが、その科学的な知見は必要だと思いますので、しっかりとどういった形で進めていくかというところを検討しながら進めていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 水源涵養機能、確かにこれをどうにか幅広く考えていかないと、村土の84%が森林である国頭村ですよね。それで副村長も情報はお互い持っているかと思うのですが、国立研究開発法人科学技術振興機構、JSTと呼ばれていますけれども、そこの共創の場形成を支援するプログラムチームというのがこの前のシンポジウムに来られた先生たちを中心としていますが、そこに流域治水の取組に関する連携協定というのを国内の二、三か所のところとやっているようですが、これのいいのは地域の自治体が必ず入るということです。なので、これまでにもいろいろな流域再生の話がありましたけれども、例えばダム水源地域ビジョンの話の中では必ず砂防ダムを撤回してくれとか、いろんな話が常にありました。国営のダムです。なので、地域住民が望んでいるような流域再生に取り組むことへの、このJSTとの連携協定、それを結ぶことによって、より可能性が高くなるかなと。各地域の流域再生が進むのかということを考えたりしますが、ここに対してはどのような考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 去るシンポジウムの中で、流域治水とは、というところからまずお話をいただきました。その中で、いわゆる流域全体の中で洪水の流出を抑制すること、そういったところが求められる中に

は、その流域の全体の地域の方々と一緒にやらないと、という内容がありましたので、そこはハード面ソフト面含めた取組だというところだと思います。なので、村長のほうからも御答弁がございましたけれども、産・官・学の取組という意味では専門的な科学的知見を持つ大学の研究者、あるいは起業家、地域の方々であったりという協働で取り組むという姿勢が大事なのかというところで、そこは洪水に対する災害の抑制も含めて、地域の振興活性化まで結びつけていくという考え方だというふうに認識しましたので、そこは大事な分野だと思います。その連携協定というところもそのときに話題として後ほど私のほうにもございましたので、そこはどういった形の連携協定なのかというところだと思います。東村の取組というところもございましたので、東村も赤土対策にかなり苦労しているというところと、国頭村では藻場再生プロジェクトもやっていますので、東村との連携も含めて、視野も含めて考えたらいいのかというふうに思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 赤土の話が出ましたので、国頭村赤土等流出防止対策地域協議会、その営農対策事業の取組は、私はすごくすばらしい活動をしているなというふうに評価しています。赤土等堆積量の調査、定点カメラによる映像解析、工事のS S分析、水質汚濁指標ですね。それから現地の踏査、農業者や漁業者への聞き取り調査、ドローン調査による裸地面積の調査などである。加えて昨年度は発生源の対策として緑肥の栽培、心土破碎、グリーンベルトの植栽、キュアマットの設置、沈砂池土砂撤去などを行ってきています。協議会の構成のメンバーも副村長を会長としてJA、漁協、森林組合、観光協会、農業委員会、役場関係課の課長。この報告書を見せてもらいましたけれども、まさに森は海の恋人、宮城県の畠山さんが言った言葉ですけれども、森は海の恋人、赤土の流域への流出と畠の肥沃土の流出は、農業者も漁業者も決して望むものではない。このような考え方も今、協議会は実践し始めているとすごく評価しています。これまでの取組から、先ほどの研究者との協働も含めてですが、どのような課題や展望、ゴールを目指しているのか。6月議会にも聞きましたけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 赤土対策協議会の中では様々なステークホルダーが集まって、営農活動だけではなくて、海の問題だけでもなく、観光の問題だけでもなく、みんなで一緒に考えましょうというのが一つの考え方であります。要はその赤土の海域に、先ほど議員のほうからもございました流出に関して海域に影響を与えていた。一方で、営農活動においては農地の土の流出というところの営農的な影響もあるという意味では、当然農業生産を守る取組も重要ではあります。かといってまた、経済活動もしっかりとやらないといけないというところもあると思います。ですので、しっかりと目指すべきところゴールは、その赤土等がないという美しい海の再生と併せて経済活動との調和の取れた持続可能な共創社会といいますか、そういったところを目指すべきだろうなというふうに思っています。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 赤土協議会の件が出ましたので、今年度の取組を簡単に御紹介させていただきたいと思います。赤土協議会に関しては令和5年度から6年度にかけて、まずは流出がどういう形で出ていくのかという調査を中心に行ってきました。その報告書は見ていただいたと思うのですけれども、今年度、令和7年度からはさらにその対策にかじを切っていこうということで、今EFポリマーという民間会社があるのでけれども、そのEFポリマーを活用してどれくらい、圃場を今2か所ないしは3か所を予定しているのですけれども、そのEFポリマーを入れているところと入れていないところで、どれくらいの流出抑制が見込まれるのかという取組を今年度からスタートしていきます。ただ、これは1年で終わるものではな

いという認識をしていまして、複数年をかけてその流出抑制の効果が上がるのか、そういう部分の取組を今後赤土協議会としては積極的に取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 E F ポリマーは 100% オーガニックな保水のやつですか。これは昨日、現場でこんな話が出ていました。沈砂池の浚渫したやつを再度畠に戻せないかと。それも結構研究者たちは開発していて、しっかりといい土になるというふうな実証実験も石垣ではかなり高くやっているので、本当にすごくいい赤土の協議会で、いい取組をしているなと思うので、そこら辺も含めてぜひ取り組んでください。

漁協の藻場再生プロジェクトについて少し再質問します。藻場再生プロジェクトの目標というのがあって、水産動物の振り籠である海草の海藻場、それから海の藻、その藻場をしっかりと形成し、豊かな海を取り戻すとあります。先ほどからある赤土対策協議会設立も近隣自治体と比べたら相当遅れてスタートしましたが、科学的な調査や現場の取組含めて先行した事例になってきているなというふうに感じています。それで先ほど課長からあった E F ポリマーのまた新しい取組もするということも聞いて、いいなということを感じました。ちょっと紹介しますが、環境省も戦略的な「令和の里海づくり」基盤構築事業というのを行っています。これは今年からかな。国頭漁協の藻場再生プロジェクトの支援をしているパタゴニアというメーカー、パタゴニア日本支社と環境省が協定を結んで取り組んでいますが、パタゴニアも国頭漁協に関係していて、この辺の取組、今の赤土対策協議会の取組だとか、藻場再生プロジェクトの取組というのは、やんばるの世界自然遺産の価値、それから国頭村の価値というのをすごく高めることに大きくつながることだと感じていますが、IUCN の指摘事項にもこういう流域の再生の話がありましたよね。それに対してもすごくいい、結果としてすごく高い評価につながるものではないかというふうに感じますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今 IUCN のほうから 4 つのタスクフォースが上がっています、2 年前の 12 月に日本政府のほうで回答しています。その中の 1 点で河川再生というものがございますが、これに関してはほぼ奄美大島を中心に河川再生を行うという部分で、まず奄美大島からモデル的に河川再生をどうしていくのかという取組が始まるのかという認識です。沖縄本島北部に関していくと 8 か所の河川再生の対象場所があるのですけれども、ほぼ国管理のダムや構造物になっているので、人の生活にも影響してくる施設を再生するというのはなかなか難しいのかという認識はあるのですけれども、そういった動きも行いつつ、赤土協議会のほうでもそういった河川再生に向けた取組も同時並行的に行っていければいいのかと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 確かに奄美を指していたようですが、必ずしも奄美だけの話ではなくて、今の国頭の取組、比地川も堤防が壊れたりしているわけですよね。それから奥で 20 年前にやった奥川の再生、それも 20 年前にここを引っ張った先生が来て、地下に潜る水がきちんと戻っているというふうに指導した先生がすごく喜んでいたけれども、沖縄県の相談相手になっていた先生がこの前シンポジウムの基調講演をした島谷先生で、やはり自然の造りの中から無理なところに護岸を造ったところは、この前えぐられているわけです。そういう意味では再生するところというのは、流域の再生は、地域の人から見たら昔はタナガーやウナギがいて、そういう川を再生してもらいたいというのが森林ゾーニング計画の再生するところという村民の気持ちなのです。だからそこは諦めないで今回のきっかけにして、本当に地域住民が満足するような川

の再生というのは、流域の再生というのは山の何でもかんでも切るなという、そういう考え方方が私は大嫌いなのだけれども、きちんと管理することが大事で、山に降った雨が直に浸透して、それからじんわりと川に流れて海に行く。それは自然災害を止めるという一つの方法だというふうなことをきちんと言っているので、そういうふうな考え方でぜひ I U C N に対しても今やっている取組も含めて報告すれば、すごく高い評価につながるかと思います。頑張ってください。

では最後に、重度心身障がい児の支援についてお聞きします。先ほど答弁にもありましたけれども、県立北部病院はリハビリ部門の専門職である嚙下障がいのある患者さんの機能回復や維持を支援する言語聴覚士、S T の小児スタッフは1名しかおらず、9月と10月は外来がストップするという話を聞きました。名護療育医療センターも S T の言語聴覚士、P T の理学療法士の人員不足で利用者は困っている現状があると。先日は保護者の皆さんとか事業所の皆さんとかと話をたくさんさせていただきましたが、産まれた子どもに対して親として精一杯のことをあげたいという気持ちですよね。先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、様々な福祉サービスの情報共有の場がほしいということを話しているお母さんもおりました。親として年々の経済面の不安もあるような話をしているお母さんもいらっしゃいました。片方では村内の事業所の協力や、また10月から重度心身障がい児の訪問看護を始めてくれる東部へき地診療所の先生とも少し話しましたけれども、彼は高齢者の面倒、訪問看護とともに含めてやっていますが、重度心身障がい児の訪問看護も10月からやってくれるという話を聞きました。また、役場、福祉関係者の理解と協力があつて村内の支援環境はよくなっています。重度心身障がい児に関して現状の課題と解決に向けての展望を改めて聞きたいと思います。

- 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。
- 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

まず、これまで私たちが重度心身障がい児に該当するお子さんが少なかった、現在でも多いわけではないのですが、なかなか経験がなかったということがございます。でもこれまでいらっしゃったお子さんも成長されて20代になっている方々もいて、そうするとその方たちが成長してしていくにつれて何が必要なのか私たちも分かってくるという、我々も経験しながらサービスを充実させて、共にやらせていただいているところがございます。医療ケアが必要と言っても皆さん抱えている障がいは別ですし、必要なりハビリも別々ですので、その都度サービスを入れていく。そして、その仕組を整備していくことを現在やっています。その中でも支援している御家族から、そのたびにいろんな要望を聞いて、そして専門の方を探しながらサービスに加えていくということを繰り返しています。今おっしゃっていただきました東部へき地診療所にいらっしゃっている先生も今年4月から来ていただいたのですが、訪問ということに関して全ての皆さんとのところに訪問に行ってくださるというお気持ちがあって、それが少しずついろんな形で結びついています。ですので、今まで通院のサービスで行っていたものを、先生が来てくださることで移動しなくとも自宅で見ていただけるということが可能になってきましたので、そういった面では家族の方も少しずつ時間がつくれるようになるのかとも思っています。先ほどの御質問にもありました接触や各種のリハビリというのも、北部圏域では大変人材が不足していて有資格者がいらっしゃらないという現実があります。ですけれども、いろいろ調べて、いろんなところに要請をしますと、定期的に回ってきてもいいですよとか、そういうサービスを今度始めていいですよというお話を聞けてはおります。ですので、今確かなことは申し上げられないのですが、すごく発展できる部分も私たちも実感はしています。たくさんのお子さんではない分、回ってきていただく回数とか、それから費用だとかというところも十分検討できる範囲でございます。ですから急いで

人員を確保して、そして事業所の協力を得てリハビリも進められるようにはできる望みは大分あると思って いますので、最近でも重度心身障がい児のお母様たちともいろいろなお話をする機会も持ちました。そして、 かなり細かいところまで要望を言っていただいたので、それを実現するにはどうしたらいいかということも 少しづつ考えられてきています。ですので、徐々に要望にお応えしてサービスにつなげたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 よろしくお願ひしたいと思います。何か二十歳になつたら経済的な不安要素があるというふうな話もしていたので、そこら辺は今の意見を、話をたくさん聞いてしっかりと対応していただ ければと思います。

最後に村長に、その北部圏域のスタッフが足りないと言われているもの、それをお母さんたちはお母さんたちでその都度その都度呼びかけている、声をかけているようですけれども、村長の立場で何かの機会は今 の不足のところ、リハの担当がいないとか、そこは声をかけて県に対して、あるいは国に対してやってもら いたいのですが、いかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えをいたします。

今の議論を聞いてみて様々な課題があると認識をしています。特に先ほど答弁にあったとおり人材の確保 というのが非常に大きな課題かと思っています。それをどう確保していくかというのは、なかなか村だけでは 厳しいところがあります。それから北部地域で、あるいは県も含めて国にも要請なり、そこをしっかりと 取り組んでまいりたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 これで3番 山川安雄議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午後 2時58分）

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録（第4号）

招集年月日	令和7年9月12日			
招集の場所	国頭村議会議場			
開散会等日時 及び宣告	開議	9月19日 午前10時00分	議長	山城弘一
	散会	9月19日 午後 0時24分	議長	山城弘一
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	島袋晴美	6番	与儀一人
	2番	大田孝佳	8番	宮城誠
	3番	山川安雄	9番	金城利光
	4番	山城正和	10番	山城弘一
	5番	渡口直樹		
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	8番	宮城誠	9番	金城利光
職務のため議場 に出席した者	事務局長	奥原崇	主任	宮城美希
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	環境保全課長	平良政幸
	副村長	宮城明正	農林水産課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	新垣隆雄
	会計管理者	知花博正	商工観光課長	前田浩也
	総務課長	宮里幸助	教育課長	宮里光
	企画政策課長	與儀光浩	振興策推進室長	樋口淳一
	住民課長	山城修		
	福祉課長	金城由美子		

議事日程	日程第1	一般質問 ① 宮城 誠 議員 ② 与儀 一人 議員 ③ 山城 正和 議員
会議に付 した事件	1. 一般質問	
会議の 経過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 これから一般質問を行います。

初めに、8番 宮城 誠議員の一般質問を許可します。8番 宮城 誠議員。

〔8番 宮城 誠議員登壇〕

○ 8番 宮城 誠議員 皆さん、おはようございます。通告書に沿って一般質問を行います。

1. ハブ捕獲と咬傷対策について。

沖縄県のハブ咬傷被害はピーク時に、年間500名を超えていた。近年では50名前後と被害は減少しているようであり、村が実施しているハブ捕獲数は年間約25匹前後と伺っている。村民からの目撃情報も頻繁に聞こえるが、ほとんどが捕獲に至らずの状況だと思う。そのような中で8月7日に奥間小学校付近でタイワンハブの目撃情報があり、行政無線による注意喚起があった。

タイワンハブは名護市、本部町、今帰仁村、恩納村、読谷村で多く目撃されていたが、これまでやんばる3村での目撃情報はほとんどなかった。今回の件で、本村にも生息している可能性があり、警戒をしなければいけない。特にタイワンハブは毒性も強く気性も荒いことを踏まえ、住民の安心・安全な生活を守るため、捕獲対策等に努めていただきたいので、以下の質問を行います。1つ目、現在のタイワンハブ目撃情報は。2つ目、現在のハブ目撃情報と捕獲状況。3つ目、今後のハブ対策について伺います。

必要に応じて自席より質問いたします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 宮城 誠議員の一般質問にお答えいたします。

質問1、ハブ捕獲と咬傷対策についての1点目のタイワンハブについては、これまで複数件の目撃情報が寄せられています。

2点目の在来ハブの捕獲状況については、これまでにハブ罠の設置依頼が16件あり、捕獲数は2個体となっています。

今後のハブ対策につきましては、沖縄県や環境省と引き続き連携し、タイワンハブの分布状況を注視するとともに、在来ハブを含め目撃情報が寄せられた際には迅速に対応してまいります。また、住民に対しても注意喚起や安全確保のための情報提供、罠の設置などを継続し、安心・安全な生活環境の維持に努めてまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 皆さんのお手元に写真が配られていると思います。この写真は大宜味村と名護市の境の喜友名牧場に続く農道に設置された防護ネットでございます。道沿いに恐らく東村まで行っていると思いますけれども、ところどころにハブの捕獲器とトラップが設置されていて、これは自然に入る状況にしています。8月30日に私たち国頭村のふれあいセンターで講演会がありまして、沖縄県の衛生環境センターの寺田さんが講師で「ハブの生態と対策について」の講話がありました。そこで東村、名護市、本部町からもたくさんのお客さんが見て、熱心に講話を聞いていましたが、特に民泊をしている方が多く来て、子どもたちを受け入れた場合に、ハブの咬傷が大変だということで、東村から多く見えていました。その中でいろいろ話を聞いた中で、私たちが今まで知らなかった、いわば迷信みたいなもの、これは駄目ですとい

うこともたくさんありましたので、質問の中でこれから取り上げていきたいのですが、特に今回質問したのは、沖縄県でハブがいる、いないという島が幾つかありますけれども、その中にハブがいる島に粟国村が本来はいますが、この資料には載っていません。皆さんも新聞で見た覚えがあると思うのですが、粟国村で2017年に3匹のハブを捕獲し、それから2022年までに190匹以上捕獲されている状況ですけれども、それを受け、粟国村はハブ条例というのを作り、現在対策を取っているようございます。例えば石垣を造るとか、家の石積みでもきれいに隙間なく作ることに対しては補助していくと。また、ハブにかまれたときの費用弁償として2万円の負担を行っているということ。それから今ある石垣の穴埋めや、資材を現物支給するということの対策を取っていると聞いています。そういう事例もあるが、国頭村はどのように考えているか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 現在、国頭村においては、村長の答弁にもありました、地域住民の方から集落周辺でハブを見かけたという事で、その捕獲をお願いしたいという連絡が来ます。その御連絡が来た上で、役場職員がトラップを設置して、防除するという取組をしているところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 先ほど村長からの答弁にもありましたけれども、住民からの訴えはほとんど夜ハブを目撃して、それで役場に電話を入れて、来てもらって捕獲してもらうんですけれども、私も3回か4回お願いして、1回は大きなハブが入ったということがありました。それから何回も来てもらいましたが、ハブが入っていない状況で、何か別の方法もないのかということをいろいろ考えて、ある農家が1センチ網のネットを畑に、ハブを獲る目的ではなくて、鳥を寄せつけないためのネットを張っていたら、これにハブが入るということで、実際見ましたけれども、頭を突っ込んで、引っかかった状態で、生きていると思ったら死んでいたそうです。そういうものも結構効果があると聞いていますが、そういったことは考えてないですか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 ネットによる捕獲という部分に関して、現時点では国頭村のほうでそのような方法で実施するということは、検討はしてはいない状況です。ただし、これだけ国頭村は広いエリアになるので、そのネットをどこからどこまで設置するのかとなってくると、なかなか難しいところがあるのかという認識をしています。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 先ほど粟国村のハブの話をしましたが、最近はお互いの国頭村でもタイワンハブの件で騒がしくなっていて、タイワンハブは実際に2022年の1か年の捕獲数が3, 317匹、捕獲を開始して9年間で約4倍に達しているというデータが出ている。それからすると私たち国頭村で1、2匹目撃されたとしても5~6年後には恐らく大変な数に増えていると予想されます。そういうことから観光客も今後多くなることや、子どもたちにとって遊びの中で危害が及ぶ可能性があることから、タイワンハブが増加することによって大変なことに繋がると危惧をしていますが、何か思い切った対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 タイワンハブの目撃情報が一般の方から8月7日に動画を撮影されて、その情報を環境省が確認し、その後、国頭村にも連絡があったという状況で、急速奥間小学校周辺に罠を設置さ

せていただいている。現状としては、国頭村でマウストラップを10基、あと沖縄県事業のほうでマウストラップも含む、先ほどの三角のものと、ドリフトネットというまた新たな取組があつて、ドリフトフェンスと粘着トラップというものも置いて、約40基置いています。それで8月12日から置いているんですけども、今現在約1か月を過ぎたところですが、まだ捕獲に至っていない。今、1週間から2週間に1回、探索犬による調査もやっていますけれども、今のところ目撃情報がないという部分が現状です。今後そのタイワンハブの取組についてどうしていくのかという部分で非常に大事な部分かと思っていまして、先日環境省と沖縄県を含めて、今後そのタイワンハブの取組をどうしていこうかということで打合せをさせていただきました。そのときに令和5年度に環境省と沖縄県、国頭村、大宜味村、東村、名護市、本部町、今帰仁村の8者で、実は沖縄では北部地域におけるタイワンスジ及びタイワンハブ防除実施計画というのが策定されていて、これの有効期限が令和15年末までとなっています。ここで何を明記しているかというと、まず役割分担、例えば国、環境省はどこをやると。沖縄県はどこをやると。市町村はどこをやるというまず役割分担を明確にさせていただいて、環境省においては、遺産エリアの部分にもし仮に出た場合は、環境省がやる。その周りの部分は沖縄県。市町村は集落においてタイワンハブが出た場合、防除対策を行うという部分での役割分担を明文化しているところです。先日それで打合せもやってきたところですけれども、先ほど村長の答弁にあったとおり、複数件、実際に我々が聞いているのは3件、情報をいただいているのですが、それ以降の情報がない。奥間小学校周辺に1か月以上セットアップを設置しているけれども、防除にも至っていないという部分でいけば、どれぐらいのボリュームをやつたらいいのかというのが正直今、見えていない部分がありまして、今後はタイワンハブに関する取り組みはやっていかざるを得ないという認識はありますが、どこからどう手をつけていいのかというのがまだ決まっていないので、その事業のボリュームも出てこないというのが現状ですけれども、ただ今後も環境省、沖縄県と連携をしながら、お互いの役割分担を明確にして取組を図っていきたいと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 常日頃、捕獲の職員にはありがたいなと考えています。5回に1回ぐらいか、6回に1回でも捕獲できるような方法を、あらゆる手法を使って捕獲してほしいということと、先ほどの探索権を使って捕獲というのもいい案ではないかと考えています。訓練をさせれば、人間では探せなくても犬は探せるのではないかと思っています。ぜひ課長の答弁で、まだ私も安心していないんですけども、村民が安心できるような施策を強く打って、ぜひ国頭村で安心して観光もできる、生活できるような、そういう村にしてほしいということを要望して、一般質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで8番 宮城 誠議員の一般質問を終わります。

次に、6番 与儀一人議員の一般質問を許可します。6番 与儀一人議員。

[6番 与儀一人議員登壇]

○ 6番 与儀一人議員 通告どおり一般質問を行います。

1 林業振興等について。

令和7年5月30日、国頭村民ふれあいセンターにて、第41回国頭村森林組合通常総会が開催されました。事業報告書の冒頭、主な事業活動内容の中で、令和6年11月9、10日に沖縄本島北部「やんばる」に豪雨があり、国頭村比地区、辺土名区等では短時間の集中豪雨による床上浸水、床下浸水、車両被害等自然災害が発生しました。また、当組合苗畑においても奥間川上流土手3か所が崩落し、濁水が苗畑に入り込み苗木等が流され、翌日から職員・従業員の皆さんで土に埋もれた苗木を1,000本余り回収したが枯れ

てしまいました。現在施設復旧に向けて取り組んでいるところです。国頭村林業振興に関する要望書の中に行政からの人材派遣等もあり、地域活性化起業人制度により人材派遣依頼をしたところ、令和6年10月国頭村から2名の派遣がありました。

国頭村内における環境保全・資源保護事業等の要請（継続）について、国頭村長、議會議長へ提出いたしました。環境省からやんばる国立公園林道等監視体制強化業務、外来哺乳類調査業務、沖縄県から希少野生生物密漁・防止対策業務、森林モニタリング調査委託業務等、村から国頭村営林道密漁対策パトロール等があり、環境保全への取組を行いました。森林公園については、村より除草業務等を受託しています。

販売事業については、沖縄県森林組合連合会主催による県産材需要調整会議が開催され、県産材需要拡大宣言について当組合も含め、12団体承諾し、沖縄県農林水産部長、県内各市町村長宛て通知しており、森林環境譲与税等活用等もあり、県産木材の拡大が見込めます。

購買事業においては、苗畠豪雨被害により、352万2千円余りマイナスになった。森林部門においては、森林整備事業の減少があるものの、今期決算では、当期剰余金588万3千円余りを計上することができました。

今後につきましても村・県行政及び関係機関等の皆様に引き続き御指導と御支援賜りますようお願い申し上げますとの事業報告がありました。

（1）令和6年11月の豪雨による被害を受けた苗畠の復旧状況と、今後の再発防止策について伺う。

（2）流されてしまった苗木の損失額と、今後の苗木確保計画について伺う。

（3）災害時に行政と森林組合の間でどのような連携が取られ、今後の災害発生に備えた連携強化等を伺う。

（4）地域活性化起業人制度による行政からの人材派遣の目的と、これまでの活動内容、今後の期待効果について伺う。

（5）派遣された2名の人材が具体的にどのような業務に携わっているのか、また、森林組合の業務改善にどのような貢献があったのか伺う。

（6）沖縄県産材需要拡大宣言に承諾した12団体は、今後具体的にどのような事業拡大策を計画しているのか伺う。

（7）森林環境譲与税の活用状況と、それが県産木材の需要拡大にどのように結びつくと考えているのか伺う。

（8）今後の事業において、森林整備事業の減少にどのように対応していくのか伺う。

2 タイワンハブ目撃情報について。

2025年8月14日の沖縄タイムスの記事を抜粋。

国頭村で特定外来生物の毒蛇「タイワンハブ」とみられる個体が目撃されました。これは村内初の事例となる可能性があります。目撃情報は環境省に寄せられたタイワンハブの可能性が高いと判断した村が、捕獲のため目撃場所周辺に約10個のわなを仕掛けました。これまでのところ捕獲には至っていません。村の担当者は、現状を見極めるため一定期間わなの設置を続けるとしています。環境省と村は、タイワンハブと思われる個体を見かけても近づかずに連絡するよう呼びかけています。

（1）今回目撃された個体がタイワンハブと断定された場合、村としてどのような影響を想定しているか伺う。

（2）村の自然環境や固有種への影響について、専門家の見解を踏まえどのように考えているか伺う。

- (3) 目撃情報を受けて、村と環境省はどのような連携対策で対応にあたっているのか伺う。
- (4) わなを仕掛けた後に捕獲状況と今後の捕獲計画について伺う。
- (5) 万が一、村内でタイワンハブの繁殖が確認された場合、どのような対策を講じるのか伺う。
- (6) 住民への情報提供はどのように行っていますか。また、どのような点に注意を促しているか伺う。
- (7) タイワンハブと思われる個体を発見した場合、住民が安全に対応するための具体的な手順や連絡体制を改めて周知する予定はあるのか伺う。
- (8) タイワンハブの生息域拡大防止に向けて、国や沖縄県とどのような連携、協力体制を構築しているのか伺う。
- (9) 外来生物対策に必要な予算や人材について、国や県にどのような支援を求めているのか伺う。

以上、質問席より再質問を行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ **山城弘一 議長** 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ **知花 靖 村長** 与儀一人議員の一般質問にお答えいたします。

質問1の林業振興等についての1点目についてお答えします。昨年11月の北部豪雨により被害を受けた苗畑の復旧状況と今後の再発防止策については、森林組合に聞き取りをしたところ、現在は約8割が復旧しているとのことです。残りの復旧作業としては、苗を生育する箇所の砂利撤去や散水ポンプの設置を予定しているとのことです。また、再発防災策として、決壊した堤防の復旧を河川管理者である沖縄県へ要請していると伺っています。

2点目の災害による苗木の損失額は1千2百万円で、苗木の確保については企業や団体、小中学生を対象に被災地見学ツアーを開催し、団体ごとに圃場の区画オーナーになってもらうことで苗木本数を確保する復興支援プロジェクトを計画していると伺っています。

3点目についてお答えします。現在、災害時に倒木等が発生した場合の撤去作業等については、森林組合において迅速に対応していただいている。今後、村内林業施設の巡回等の協力体制が整うことで、より早急な対応や災害の未然防止等も期待できることから、森林組合と具体的な内容について話し合いの機会を設けたいと考えています。

4点目と5点目は関連しますので、恐縮ですが、一括してお答えします。国頭村森林組合からの要望もあり、昨年10月から地域活性起業人制度を活用して、2人の人材を国頭村森林組合へ派遣しています。活動の内容については、本村の林業や森林組合の課題解決に向け取り組んでいるところであります、本村の林業振興及び地域活性化に貢献することを期待しています。

業務の内容としては、森林組合内部の状況分析・改善、村内の連携強化、外部組織との連携、営業活動、商品開発、商品販売体制の確立、森林組合のブランディングを行うSDGsプロジェクト、情報発信などに取り組んでいます。また、沖縄県等の外部組織との情報共有や、森林組合内部の情報共有、労働環境・給与待遇の改善による人材確保、ホームページの立ち上げや新規販路開拓、沖縄県森林組合連合会の系統販売を通さない直接販売の実現など、多岐にわたる活動を確認しています。

6点目と7点目は関連しますので、恐縮ですが、一括してお答えします。沖縄県産材需要拡大宣言に承諾した12団体の今後の具体的な需要拡大計画について森林組合に聞き取りをしたところ、宣伝団体の中に建築関係の団体も加盟しており、建築資材で県産材の活用が見込まれることや公共施設等へ県産材を使った玩具等の導入に向けて関係機関へのPRに取り組んでいくと伺っています。

また、本村では森林環境譲与税を活用し、新入学児童へ学童机を導入していますが、県産材需要拡大宣言に基づくPR活動によって環境譲与税の活用が中南部の市町村等へ普及できれば県産材の需要拡大に結びつくと考えています。

8点目についてお答えします。森林整備事業については、自然公園法規制や環境要因変化等による施業地が減少したことも要因の一つとして挙げられます。しかし、森林の有する多面的機能を損なわないためにも森林整備事業は欠かせないものと認識しています。今後も持続可能な森林施業を展開していくよう沖縄県とも密に情報を共有し計画に沿った事業実施に努めてまいります。

質問2のタイワンハブ目撃情報についての1点目についてお答えします。今回の個体がタイワンハブと断定された場合、村としては、まず人への被害、生態系などへの影響を強く懸念しています。特に毒性が強く攻撃性の高いことから、人身被害を未然に防ぐことを最優先に対応してまいります。

2点目についてお答えします。専門家の見解によれば、タイワンハブは繁殖力や適応力が高く、固有種の捕食や生態系に深刻な影響を及ぼす可能性があると伺っています。村としても住民の生活環境及び自然環境への影響があると認識しています。

3点目についてお答えします。目撃情報を受けて、国頭村・沖縄県・環境省が連携し、監視・調査を強化しています。村では現在、目撃箇所周辺に10基の罠を設置し、沖縄県では40基以上の罠設置に加え、週1回程度の探索犬導入を行っています。さらに環境省では職員による夜間の見守りを継続して実施しており、三者が役割を分担しながら連携を図っています。

4点目についてお答えします。これまでのところ罠による捕獲には至っておりませんが、国頭村・沖縄県・環境省が協力しながら、罠の増設や設置場所の見直しを含め、今後も継続的に捕獲体制を強化してまいります。

5点目についてお答えします。万が一、村内で繁殖が確認された場合は、村単独での対応は困難であると認識しています。まずは沖縄県、環境省と連携した対策を行うなど、長期的なモニタリングなどの対策を講じる必要があると考えています。

6点目及び7点目については関連しますので、恐縮ですが、一括してお答えします。本村では現在、行政無線を活用した周知や村のホームページへの掲載、報道機関を通じた情報発信を行っており、また、学校を通じて保護者へ啓発を促し、子どもたちの安全対策の強化も進めています。今後はさらなる啓発強化のため、広報誌への掲載など、住民の皆様に情報が届くよう周知をしてまいります。住民がタイワンハブと思われる個体を発見した場合は、捕獲を試みず、役場や環境省に速やかに連絡をしていただくようお願いしています。今後も改めて周知を徹底し、安全な対応につなげてまいります。

8点目についてお答えします。本村と沖縄県では、目撃情報以前から連携し、村が発注する土木・建築工事において、資材搬入時に探索犬による確認を行っています。また業者には勉強会の受講を義務づけ、啓発活動を徹底しています。今後も沖縄県、環境省と協力し、侵入防止に努めてまいります。

9点目についてお答えします。外来生物対策において、現在は特定外来生物であるツルヒヨドリの防除業務を環境省の補助金を活用して実施しています。現時点でタイワンハブの捕獲に係る予算等については支援を求めていない状況ですが、沖縄県や環境省と連携を強化し、住民の生活環境や生態系の保全に向けた取組を積極的に講じてまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 今回のタイワンハブは奥間で確認されたと。あと2か所、3か所の確認があると

いうことでした。あと2か所においては、私が認識しているのは、与那では一応殺して、役場に報告したということを聞いています。それはいつ頃なのか、その因果関係、例えばここにあるように要注意外来種、ヘビ、トカゲの特徴という形で、実は車両の荷台、エンジンルームによく入り込むんです。前にニュースで流れていましたが、ハブがボンネットから出て、車の前に来て車が止まったときに逃げていったと。こういうことも可能性があるわけです。現在そういった確認を探索犬を使っての確認等も取っていると思いますが、これはマンガースの実績がありますよね、シェパード犬でそういった個体の識別、いるのかいないのかとか、糞があるとか。その見解として出されていますか。犬が吠えたり、ハブがいるような形で犬が反応したということは環境省から報告がありましたか、その辺はどのように捉えていますか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 まず、1点目の与那の件に関しては、森林組合長を通して、写真を撮った方にお伺いしたところ、今年の7月2日であったという情報までは聞いています。ただし、その殺したタイワンハブの個体をどこに持っていたというところがまだ確認ができていなくて、今そこを追跡で調べさせていただいているところです。2点目の探索犬の件だと思うんですけども、村長の答弁にもありましたとおり、沖縄県の事業において、国頭村が今、発注している工事の6件で資材が搬入された場合に探索犬が行って、臭いを嗅いで、いるかいないかというチェックを今年度から実施させていただいている。ただ、それに関して実際出てきたかというと、まだ実績はないんですが、その担当者に聞いたところ、ほぼ8割、9割ぐらいは臭いで認識できるということで、探索犬の効果は非常に高いということを伺っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 タイワンハブの件から質問をしています。ここに一応資料として、私、取ってきましたが、やはり水際対策が本当に大事ではないかと思っています。タイワンハブの発見、現在村初めてではないかということで、村民は怖がっていると思います。例えば畠とか、山に入るにしても、このタイワンハブの特徴としてはすごく動きが速かったり、毒性が強いと。要するに今ある在来種のハブに比べてです。そして木の上によくいるとか、物陰に隠れやすい性質と、あとは山の中の枯れ葉に擬態するという特徴を持っているようです。ということは、森林ツアーや農林、そして山のツアーやいろいろ自然に溶け込みやすい性質があると。そういうことを聞いてしまうとやはり躊躇してしまう。活動に制限、気持ち的に制限も起るし、そういうのがあると思うのです。だから水際で本当に止めて、そういう形で入っていないんだというところまで宣言できるような形に持っていないと、私は相当影響があるのではないかと思っています。そういうことで、タイワンハブの在来種のいろいろな駆除という形で私ちょっとネットからも取ったんですが、物理的な拡散防止と侵入制限、タイワンハブの主な脅威は、在来種との交雑やホンハブよりも高い攻撃性を持つ点、そしてやんばる地域へのさらなる北上です。防除フェンスの活用、インフラ対策、主要な移動経路となり得る地域、既に定着が確認されている地域とやんばるの森地帯との間に防除フェンス、マンガース北上防止柵活用も含むを検討し、これは一応源河、その辺でやられているわけなのですが、しかし、それが機能しない中でこうなったのか。そうであればまた新たな防除策を構築しないといけない状況に置かれる可能性があるわけです。そういうことも申し上げています。を検討して、物理的に拡散を防止すると。小学校などの人命に関わる重要施設や、これは村長からもありましたとおり、希少生物生息の周囲に集中的に設置し管理しますと。そういう形で防除柵、そして罠等も仕掛けざるを得ないのかと。すごくお金もかかります。やはり国、県の支援も必要だと思います。沖縄美ら島財団研究でも侵入防止柵の侵入を制限し得る

ことも確認していますと。実績が上がっているということでございます。資材等の移動・管理、水際対策、答弁にもありましたとおり、建設、農業資材、車両、土砂などに紛れてハブが運ばれるケースが多いため、生息地からの資材搬入時には厳重なチェックと洗浄を義務づけますと言いますが、これが本当に民間でできるのかどうか、公共ではできるかもしれません。車のボンネットにも入り込むぐらいです。とても難しいのではないかというところもありますが、そこもやはり村民の意識も含めて行っていかざるを得ないのかというところがありますので、この辺もぜひ村民へのいろいろな情報提供と共有、やはり共有というのが大事だと思いますが、そういうのも位置づけて活動していくと。要するにそういうようなことも行ってもらいたいと思います。人的な環境整備によるリスク軽減と、ハブの生息環境を人里や集落からなくすことで、人身被害とハブの繁殖リスクを同時に下げますと。隠れ場所、産卵場所の除去、言いましたとおり、要するに石積みされているところの隙間を埋めるとか、資材、積み上げられた木財をきちんと掃除したり、いろいろやるということでしょう。そして草刈り等も含めて、そして屋敷周辺の石積みブロック、セメント、そして不要な廃材ごみ、産業廃棄物、野積みの木材などの徹底的な片づけということです。そして餌の除去、ネズミ対策、ハブの主要な餌となるネズミ類、クマネズミ、ドブネズミやジャコウネズミ、ビチャーが繁殖しないように生ごみの適正処理や農作物の残渣を放置しない環境整備を行いますということでございます。草刈り清掃の徹底、空き地やお墓、農地の雑草が伸び過ぎないように小まめな草刈りや清掃を所有者、管理者へ徹底しますということです。そして捕獲駆除の効率化、トラップによる捕獲、市町村貸出し等々、そして駆除技術の開発の応用、タイワンハブはホンハブと比べてトラップへの感度が異なる可能性があるため、誘因の疑似への改良や、より効率的なトラップの設置方法など、研究機関美ら島財団などと連携した技術開発を継続してもらうことも考えるべきだと考えます。こういったことを連携機関との連携、国頭村、環境省、沖縄県が連携して、特定外来としてタイワンハブ対策を一体的に進めることが不可欠、目撃の共有体制、強化迅速な初期対応につなげますということでございますので、この辺をしっかりと環境省、県、国頭村で連携して、そして前に答弁で区分分けと言いましたよね、そうではなく、徹底的に水際で、お互い共有して一緒になってやるというのが大事ではないかと思います。確かにいる、いないという確認としては環境省が先を行くのだと思います。犬を使っていろいろやったり、そこも区域分けではなく、徹底的に水際でお互いに抑えるんだということを行っていただきたいと思いますが、その辺どう考えますか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今いろいろと資料のほうをお読みいただいたと思いますが、今ちょっと分かっているのが、国頭村は今マウストラップのほうを奥間小学校の近くに置かせてもらっていますが、実は事業者さんから聞くと、あまりマウストラップは効果がないと。要はネズミはあまり捕食しないんだと。一番捕食するのはカエルらしいです。なので、まさに水際対策にはなるんですけども、そういったタイワンハブが好むような場所に取りあえず罠は設置はさせていただいているんですが、ただ餌はネズミなので、そこがうまくマッチしていないのかな。とはいって、カエルをどう確保するのかという部分がまた出てくるところではありますけれども、そういった情報をお互いで共有していきながら、まずは初期段階で対策を打つのは当然です。今現状やっているのは、緊急防除だという認識をさせていただいている。なので、集落周辺とか関係なく、沖縄県、環境省、国頭村、三者で奥間の目撃エリアに関してはやらせていただいているので、これを10月いっぱいまで取りあえず続けると今考えていますが、それで捕獲に至らなかつた場合、その後どうしていくのかという部分は、また環境省、沖縄県と話し合いをして、どのような対策をしていくのかということを検討する必要があるかと思っています。ただ、先ほども宮城 誠議員のほうからも質問がありまし

た。やはり我々も相当強い危機感をもちろん持っています。ここで防除できなければ、先ほどの栗国村の事例でもあったとおり、複数年でその個体数が増えていくとなってくると、在来のハブとの例えればエリアが競合した場合に、いわゆるタイワンハブのほうが勝って在来のハブ自体が減っていく。そうなってくると当然、生態系への影響というのも当然懸念される部分があるので、まずはどのような方法で、どういったことをまず最初にやっていけばいいのかという部分は、環境省、沖縄県と連携を図りながら、まず取り組むべきはしっかりと取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 ゼひ水際で、入り込みは許さないように、環境省、沖縄県、国頭村で一緒になつて取り組んで、村民、そして観光客に安心を与えるような対策を講じていただきたいと思いますが、一つだけ情報が入っていて、ハイブリットハブが懸念される特徴という形であるわけですが、それについてはどのように認識していますか。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 すみません、私も今、ハイブリットハブというのは初めて聞いた言葉ではあるんですが、当然タイワンハブと在来のハブの交雑によって、そういったハイブリットが出てくる可能性ももちろん否めないのは確かかなとは思うんですけども、ただ、実際そういったハイブリットハブが存在するという情報は私のほうでは聞いてはいないのですが、今後そういった言葉があるようであれば、そういう部分を注視して対応していきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 分かりました。ゼひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。林業振興等についてですが、最初に国頭村林業振興に関する要望書を国頭村長、議会議長へ提出したところ、行政から的人材派遣、また国頭村内における環境保全、資源保護事業等、環境省からのやんばる国立公園林道等監視体制強化業務、外来哺乳類調査業務、沖縄県からの希少野生生物密漁防止対策業務、森林モニタリング調査受託業務等、村から国頭村林道密漁対策パトロール等森林公園については、村より除草業務等を受託することができました。森林組合の事業を評価してくださった結果だと理解しています。

次に、奥間川の砂防ダムの近くの右岸・左岸が崩落していますが、県との話合いが持たれたのかということと、村はこれに対してどのように動きましたか。私が確認しに行ったところ、現在苗畑の奥のほうの砂防ダムがあります。そこの右岸・左岸が崩落しています。土のうが置かれているんですが、土のうもなくなつていて、左岸のほうも、反対側は苗畑ですかね、そこにおいても崩れがあつて、雨が降るとそこからまた崩れが出て、災害につながるのではないかと思いますが、その辺というのを、村はどのように認識して、県との情報共有がされているのか、その辺を伺いたいですが、いかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午前10時54分)

再開いたします。 (午前10時56分)

新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

先ほど与儀議員からありました奥間川のですが、県の管轄になるんですけれども、すみません、村では確認できておりませんので、現場の確認をして、今後、県へ要請をしていきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 村長から8割復旧しているとのことでしたが、私、昨日調査しに行きましたが、川からの土砂が流れ込み、約半分は使える、使える状態にもいかないですか、除去はしたということですが、半分はまだ使えない状況だそうです。どうですか、実施再建というのはとても厳しいです。苗木1千2百万円程度ですが、このハウスとか、いろいろな構造施設等も含めて、本当に甚大な被害でした。当初見に行かれたと思いますが、流れてきた流木等もすごく大きな木がハウスとかを飲み込んで、結局は壊したりして、その除去等すごく労力を要したということですが、村はそれについてどのような助成、補助を今後行うつもりであるのか、やはり被害もあるわけですから、その辺は多少行っていただきたい。予算も大変ではあろうかと思いますが、苗木の確保も含めて、今後やっていかないといけないところもあるし、国頭村の苗畠というのは意外と県の事業においても貢献しているところもあります。そういうものの含めて、やはり早急な復旧を目指すのは行政の支援が不可欠ではないかと思うんですが、現在、実施再建中での話合いや復旧の進捗状況の聞き取りとか、見に行ったり、確認したりしたことはありますか、どうですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、昨年の11月豪雨で甚大な被害を受けた苗畠ではありますが、その直後すぐ組合としては、それを復興しようということで、プロジェクトを立ち上げていろいろと動いているようですが、その中でも行政に頼らない復興を目指していきたいという彼らの強い意志というのを確認しております、私どももそれを高く評価しているところであります。これがどれだけかかるか、今のところ8割程度が復旧しているということを伺っていますけれども、今後についてもいつどの時点をもって、それが復旧ということになるかということについては、まだ情報がこちらのほうにありませんので、お答えすることはできませんが、しかし、行政としても今どれだけ進んでいるのかとか、また苗畠を確認したりとかということはやっているところであります。今後、組合のほうから正式に村に何かやっていただきたいことがあれば、その話合いの下、検討したいと考えています。現時点では彼らの自主的な活動、動きというのを高く評価して、それを見守っている状況であります。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 分かりました。経営側は多分そういう方針だろうと。苗畠、担当に聞くとちょっと厳しい状態があるということを聞き取ったものですから、それを今、上げていますが、分かりました。行政からの派遣において、この方々の今の問題点等というのはどのように認識して、例えば経営改善検討において、これまでどのような項目の調査、検討され、どのような結論や方向性が示されたのか。そして現在の経営状況を踏まえて、現在の経営状況というのは、今ある委託業務等があります。その部門とは別に林業関係、要するに伐採や造林そういう関係においての改善と、あと工場の今の現状、例えば機械設備や製材機械とか、そういうものが今後もつのか、現状というものの報告はどうなんですか、そういう調査というのは彼らはなさっているのかどうか。前に経営改善検討委員会の中で、それを引き継ぐ形でやっていくということを聞いています。それが一番の課題だったんです、私も委員の中で。なぜそういうことを言うかと言いますと、国頭森林組合の有形固定資産において、土地以外の、いわゆる機械設備等が償却率9.9%ほど。普通の工場機械ならもう使っていないんです、安全規格からしても何にしても。それが現状で、その取り替え等を十何年か前からどうしようかということで決めてきた。ですが前に進まない。先送り、先送り。となると、今ある特産品のキノコも出荷すると絶対にうまくいかないし、今の体制では先詰まりして、伐採をして工場に入れても、実質稼働して生産できるかというのも、後先、本当に限られた時間内で問題になってく

ると思います。それらがどのように捉えられているのか、そういうものが報告に上がって、テーブルに乗せられるのはいつ頃になるのか、その辺分かっていますか、どうですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

今、派遣されている活性化起業人の活動については、村長の答弁でも申し上げたとおり、多岐にわたって活動しています。これについては毎月報告される活性化起業人の日報等でも確認することができます。機械の寿命であるとか、あるいは更新の時期であるとか、そういうものについても本来でありますから所有している森林組合が独自でしっかりと確認をして、計画をもって判断して、そして今後どうしていくかということをしっかりと確認するべきだと思いますが、先ほどの経営改善委員会の立ち上げについても主導は組合なので、いつ頃からできますかという問い合わせをずっとやってきたところなんですねけれども、今、内部の人員配置等が落ち着いてからというお話をうたったんです。最近の動きでは6月末に決定して、7月から新しく組織の中で、これまで課としてはありましたけれども、その統括の課長の職を置いていなかったということがありましたので、業務課長を配置したと、課長補佐を配置し、あと工場の責任者も配置したと伺っています。その中でしっかりと内部の体制を把握して、そういう計画も立てられるのかとは思っていますけれども、それと経営改善委員会についても、内部の体制が整ってから関係機関に打診をして、それから立ち上げていきたいという準備段階であるという報告を受けています。その構成員として、当然行政も関わってくるかと思いますので、その中でしっかりと議論していきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 また先送りになるかという懸念がありますが、木材復旧等も行って、県産材利用推進についてという形で、具体的な目標値を設定されていますか。例えば今後5年間で民間兼市町村が県産木材を使用するといった目標、そして国頭村森林組合の生産目標における伐採計画は、結局県産木を普及しても材がなければ何もならないわけです。そこも含めて言っているわけです。伐採計画も、そして工場の生産能力も低下させてはいけないわけです。それで普及をするという形にもっていっているわけですから、その辺はどのように考えていますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 県産材の需要拡大については、宣言されたとおり、県内の公共施設等でどんどん積極的に県産材を活用していきましょうという動きではあります。その材はどっから持ってくるかとなると、国頭村のほうが産地になり得るということを想定しています。今、事業規模についても質問がありましたが、過去においては大体年間9千万円台を維持しておりましたけれども、これは村からの発注業務です。大体今7千万円台を推移しているところであります。この起業人の営業活動の中で、沖縄県のほうにもいろいろ県有林の施業について仕事を回してほしいという営業活動もしてきたところではあると聞いていますけれども、県のほうからは以前にも打診はしたけれども、組合のほうの人員の確保ができないということで、対応できないという返事があったということで、今現在、県有林の伐採の業務については行っていないと伺っています。今、組合のほうでは人員確保の面でも待遇の面であるとか、あるいはその業務の配置であるとか、そういうことをしっかりと改善をしていく、今後職員を増やしていくという動きもありますので、前年度についても新規採用で1名の実績があったということで、今年度、次年度についてもどんどん採用して、人員を増やしていくという計画もあるようですので、対応できる人員が確保できた時点で、また施業の規模というのも拡大できるのではないかと認識しています。以上です。

- 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。
- 6番 与儀一人議員 これにおいては林業作業者ではないと思います。直営班は今3名です。作業班も5名ぐらいですかね、そういう状況にあります。最後に、本村は国頭森林面積が村土の8割を占め、豊かな自然が残る地域であり、国際的にも重要な地域として確認されています。その自然は手つかずではなく、これまで人間活動との関わりにおいて存在しています。国頭村森林組合と村の活動は、今後森を守る役割をより一層重視されます。やんばる国立公園の地種区分の指定、世界自然遺産登録を受け、施業できる活動範囲は減少しています。さらに主要な林産物である木材の利用により、資本が山に返され、森林の適切な更新や管理が行われることで持続可能な山村の振興及び環境型社会の形成が図られることにつながる。また果たす役割、森林は雨を木や葉や幹で受け止め、表土を覆う植生や落葉は土砂の流出を防ぎ、発達した樹木の根は土砂崩壊を防ぐとともに、土壤に雨水を一時的に蓄え、徐々に川へ送り出すことで、洪水や落水を緩和している。また森林は大気の浄化、騒音や潮風、季節風の緩和などを行うほか、潤いのある自然環境や歴史的風致を作り出し、身近な自然や、自然と触れ合いの場を提供するとともに、野生生物の住みどころ、餌となり、複数な植物連鎖を作り出している。さらに森林には木材や山菜、木の実等の林産物を産出する重要な役割と合わせて、成長による二酸化炭素の固定を行っている。このように森林生物と水を貯えるとともに、県土保全、生命の財産、保全のほか、私たちの暮らしに必要な様々な恵みを与えていた。村は森林の恵みを通じ生活を営み、安らぎや潤いを感じ、文化をはぐくんできた。森林は人々の生活とともに、切っても切れない不可欠な存在となっている。森林をフルに活用して適度な更新、そして適切な管理を担うのは現在、森林組合においてほかにないと思います。持続可能な森林組合経営に取り組んでいただけるよう支援を求めて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 山城弘一 議長 これで6番 与儀一人議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。 (午前11時21分)

再開いたします。 (午前11時22分)

次に、4番 山城正和議員の一般質問を許可します。4番 山城正和議員。

[4番 山城正和議員登壇]

- 4番 山城正和議員 通告に従いまして、一般質問を行います。

1 新たな村税で財源を確保する取り組みを求める。

村の現状は少子高齢化と人口減少に歯止めがきき、村税の增收は期待できない。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費も増額していくことが見込まれます。令和7年度国勢調査人口の減少が推測されることから、地方交付税の減額が見込まれます。ふるさと納税の強化する取組だけでは今後の財政運営はますます厳しい状況になることが想定されることから、新たな村税で財源を確保することは村政発展の大きな課題があるので、早期の取組を求めて、次のとおり質問します。

①水源基金創設の取り組みは、北部三村と連携し進展しているか。

②地方交付税増額につながる村道台帳整備は全路線全て完了したか。

③国頭村エコツーリズム推進全体構想策定業務が発注されていますが、先進地事例等も参考にして、環境保全と観光振興を図る必要な新たな村税の自主財源を確保するため、法定外普通税の導入を実現されたい。

④国頭村周辺海域での海砂利採取は、村の貴重な資源の見返りとして、新たな村税の自主財源を確保するため、法定外普通税の導入を実現し、環境保全と地域振興を促進してもらいたい。

2 辺野喜土地改良農業用水取水堰決壊復旧支援について。

令和6年12月定例会一般質問で、令和6年11月9日、10日の集中豪雨で発生した辺野喜土地改良農業用水取水堰決壊復旧緊急的な支援の取組に対する答弁を求め、回答を得ましたが、その後における復旧支援の経緯と進捗状況及び今後の対応等について確認します。

3 こども園の法面除草対策と屋根設置は改善の方向で進展しているか。

令和6年12月定例会の一般質問で、こども園法面除草改善策として、コンクリート張りに変更し、壁面に子どもたちの壁画により景観の修景する計画を進めること。駐車場から玄関先までの屋根の設置が必要であることから、早期の改善を求めて回答を得ましたが、その後どのような改善策の方向で取り組みが進展しているのか。

4 奥ヤンバル鯉のぼり祭り復活の支援を求める。

村内の最大集客の一大イベントでありましたが、奥区の諸般の事情により実施できなくなり、令和元年第30回奥ヤンバル鯉のぼり祭り開催を最後に、今日に至っています。村が力強く率先して音頭を取り、次年度の復活に向けて奥区や関係者と連携し、協働の取組ができるよう支援を求める。

以上、答弁を得て再質問をさせていただきます。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城正和議員の一般質問にお答えいたします。

質問1の新たな村税で財源を確保する取り組みを求めるについての1点目についてお答えします。北部地域ダム所在市町村連絡協会の今年度の取組としましては、沖縄県に対する要請内容の取りまとめを行い、要請活動を行うこととなっています。今後、国頭村、大宜味村、東村、名護市、宜野座村、金武町の北部6市町村の首長連名による要請書を作成し、提出する予定です。

主な要請内容としては、水源地域環境保全事業助成金の拡充及び新たな基金創設に向けて協議についてとなっています。

2点目についてお答えします。現在、村道台帳未整備により普通交付税の基準財政需要額に反映されていない村道は、5路線あります。

台帳整備に係る費用については、村単独予算の執行になりますが、台帳を作成することにより普通交付税の増額が見込まれることから、数年で採算が取れることとなり、長期的に見れば財政運営が有利になると認識しています。台帳整備については全体予算を勘案しながら検討してまいります。

3点目、4点目については関連しますので、恐縮ですが、一括してお答えします。財源の乏しい本村にとって、自主財源の確保については重要課題だと認識しています。

環境保全、観光振興については、現在ある財源で様々な取組をしているところであります。

法定外普通税の新規導入の取組については、これまで申し上げたとおり、導入の目的、使途等を精査した上、特に採取された砂利は社会的インフラに必要不可欠な資源であり、租税特別措置法等との関連性、有識者の見解も参考にしながら今後の新税導入の是非を含め、慎重な検討が必要だと考えています。

質問2 辺野喜土地改良農業用水取水堰決壊復旧支援についてであります。昨年11月の北部豪雨により大きな被害を受けた農業施設については、今後の営農に多大な支援が懸念される農地や農道、土地改良施設など公共性の高い施設から順次、支援を行ってまいりました。

御質問にある辺野喜土地改良区の取水堰については、受益農家により決壊部分の応急措置がなされ、取水機能は維持できています。しかし、堰内部に土砂が堆積し、取水量が以前より低下していることから、土砂

の撤去と決壊した堰の修繕が必要だと考えています。今後、利用農家との調整を踏まえ、復旧を支援したいと考えています。

質問3 こども園の法面除草対策と屋根設置については、後ほど教育長から答弁させます。

質問4 奥ヤンバル鯉のぼり祭り復活の支援についてであります。令和元年の第30回奥ヤンバル鯉のぼり祭りを最後に今日に至っています。その間、奥区では、令和2年3月の区民総会で奥ヤンバル鯉のぼり祭りの中止の決議がされたほか、奥郷友会の解散により、奥ヤンバル鯉のぼり祭りの開催がさらに困難になっていると認識しています。各区が主体となった祭り等には、各区と協議の上、支援の方策について検討していくことを基本としています。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 山城議員の一般質問3、こども園の法面除草対策と屋根設置についてお答えします。

現在、こども園の法面除草対策につきましては、本園の保護者会等による庭園作業の活動の実施に向けて計画していますので、その保護者会、あるいは職員等の計画や考え方を尊重し、現状を見守りながら法面の適切な管理に努めてまいります。

また、こども園内の駐車場から玄関先までの屋根の設置につきましては、本園が耐火建築物であるため、法律上、同様な耐火建築物の屋根を設置することになり、多額な費用が必要となります。そのことから仮に本園の玄関前にある駐車場スペースの車両11台分に膜屋根テントなどを設置した場合、実施計画や地質調査を含めて、約5千万円の費用が見込まれました。そのため屋根の設置については、費用対効果等を考慮しながら慎重に検討してまいります。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 再質問をいたします。

これは新たな村税で財源を確保するという取組についてですが、私はこれまでその問題を取り上げてきたわけですが、その必要性を感じて、村長にこれは前向きに取り組んでくれと訴えてきたわけです。今回の答弁を聞いても導入含めて、有識者等の見解も聞いた上で慎重に判断したいという答弁ですが、やはり新たな財源を確保する必要性について、行政を進めるに当たって、国頭村の現状からして、近い将来を見据えたときに、このような状況ではいろいろなデータを見ても、村行政は行き詰まりが来るのではないかと思われるわけです。ですから私はあえて、そういうことを申し上げて、その可能性について前向きに取り組んでほしいということなのですが、村長の答弁の中身について、どの程度の懸念がある、いろんな問題等が想定されて、そういう答弁になったのか、この辺の説明をお願いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、砂利採取に関しての目的については、以前に私、砂利採取業者との意見交換を行いました。彼らは今ある法律で税を払っていると。そしてこの砂利を採取しているのは本村だけではないと。本島各海域で採取がされているということを踏まえると、そこは村だけが目的税を制定するには非常に慎重にならざるを得ないだろうと感じています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 この問題は資源という認識、今は県全域でも取ってやっていると私も把握しています。昨年の県に申請した砂利採取業者からのものも一応私は持っていますけれども、採取がいつまで続くか分かりませんけれども、県は県でもらっているわけです。私が前々回質問したとおり、要項があって、そ

れを取っていますけれども、1億円余り取っています。県とも相談をする必要があるのではないかと思います。いい方法はないかと、こういう厳しい状況の中で、財源は厳しいと。私は取るなということではなくて、取る必要性があって、県も認可しているわけですから、場所は分かりますよ。一時台湾からもやっているように、コストの問題とかいろいろあってできない。そして海域から取るというような格好になっています。しかも、潮を抜かないと利用できないという状況いろいろあります。こういう状況は県のほうにもしっかり言って、このことによってお互いの海域にどういう影響を与えるかについても、県は実際調査されていないのです。ですから私は謝敷海岸の保全であるとか、与那の海岸も含めて村のものです。そういう非常に深刻な状況に進行しつつあるものですから、私はもう10年ぐらい何とか県が責任を持って、因果関係の調査もしない。そのことによって対策も当然取ってくれないということ等の事例もあって、せんだって、与那海岸で、要するに日本ウミガメ学会の調査員もいますので、その方がウミガメを孵化して、100匹ぐらいでしたけれども、6時から与那海岸で子どもたち、それから親たちも含めて90名余り参加していました。それは謝敷海岸でもうなんですかけれども、ウミガメが産卵しても孵化できるかできないかという状況まで追い込まれている状況が現実にあるわけです。私はずっと10年以來、写真を撮って、記録を残していますが、これだけの状況になって、自然の状態での場所で孵化できない。卵を取って孵化して、子どもたちが観察できるような形、大きくなったらまた放流すると。漁港あたりの一角でもそういう飼育施設が出来たらと、海洋博でも今やっていますよね。小学校2校が関わっていて、そういう事例も話をしたんですが、そのためにも新たな税を、そういう子どもたちの環境保全の教育にも、そして国頭村のそういう海岸も金がかかるわけです。もちろん生かせますので、場合によっては、私はウミガメの保護条例みたいなものを制定すべきではないかということも言ったわけですが、検討しますということで、前に進まないわけです。ですから国頭村の価値ある海浜をどうしても次の世代に受け継ぐためにも、新たな税収を含めていろんな方策を考えるべきだと。ですから村長、この思いを県に伝えて、調整して、前に進めてもらえませんか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 謝敷海岸はウミガメの産卵地となっています。それで去る8月19日に沖縄県の土木建築部と北部12市町村の行政懇談会がありました。国頭村から4件の要望。1市町村4件にしてくれということで、その4件のうちの1件で、海岸保全について謝敷海岸の保全対策を県のほうで実施していただきたいという要望を出させていただきました。県からの回答については、謝敷海岸は一般公共海岸区域となっており、自然環境の保全や公共施設の機能維持の観点から、海岸管理者としてどのような対応が可能か、引き続き環境部や国頭村等と関係機関の意見交換、情報共有を行っていきたいと考えていますという回答でございました。海岸の浸食については、沖縄県議会でも質問が出ています。特に名護から以北、国頭にかけてかなり浸食している砂浜が多いということで、県のほうも県庁内部でそういう調査検討をして、それから有識者等を含めた委員会の立ち上げに向けて検討していきたいという回答でございますので、今後とも沖縄県とも情報共有を図りながら取り組んでいきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 水源基金の創設ですが、これは村長も御承知のとおり、国頭村議会も令和元年に決議をして、隣の東村も令和2年には決議をし、そして北部三村の連絡協議会の中でも決議をしました。北部三村もぜひ一緒になって取組を強化して実現してもらいたいと。その中には考え方としてはやはり資源です。資源をとって、企業局が運営している。要するに物を製造する時は原価を購入します。そういう関係からすると、原価の供給源である国頭村から買うという考え方としては当たり前です。これは1立方メートル

当たり1円ということで、あえて明記をして、沖縄県知事にも要請しました、もちろん企業局にも。そういう経緯もあるわけです。さらには企業局が取水しています。その更新に当たっても議会はいろいろ条件をつけて決議しました。国頭村議会としては、これは国頭村の資源でもって中南部の大きな都市機能を維持していますので、産業機能を含めて。そういうものからして、やはりどうしても鉄軌道をはじめ、文化的な面等で南北の振興の開きがあるというのは御覧のとおりですので、それはやるべきだと。今回、答弁の中にはありますけれども、今後とも引き続きやることですので、これはもう精力的にやってもらいたいが、まだめどが立たないわけです。水源環境保全の助成金、これはずっとやっているんですが、これも充実させること、これは当たり前です。基金が創設されるまでの間は、当然やってくれと。そして増額をしてやってくれというのを、実際に切実な問題ですので、ぜひそれは強力に取り組んでほしいと思っています。

私は宿泊税の導入についても、新たなということでやりました。今朝の両新聞、沖縄タイムス、琉球新報にも大きく報道されているわけですが、昨日の県議会で、原案の全会一致で導入を決定した。独自で導入を検討している市町村についても近日の議会等でも導入するということで日程等もあるわけですが、結局県からの配分、そして二重に入ってくるわけです。それはそれとして、国頭村は県からの配分だけだということですので、この件については前の答弁によると、計算では少額だという答弁があったわけです。実際少額だという答弁があったのは、いろいろ数字的にも検討して、そういう答弁をしたかと思いますが、今回の2%の県のものによって、国頭村に幾らぐらいの交付が見込まれているのか、検討されていますか。

- 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。
- 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

昨日沖縄県議会において、宿泊税条例が可決されたところであります。先ほど山城議員がおっしゃいました単独で導入しない36市町村においては、約21億円の交付金、もしくは補助金ということで、今後県が積算して配分するということになっています。単独で宿泊税を導入する5市町村において、宿泊施設を見ると400から500施設、かなりの規模のホテル、宿がございます。国頭村も宿泊税の導入に関しては今まで検討してきました。前の議会においても回答させていただいているが、宿泊施設がほかの市町村よりはかなり少ないとことと、単独で入れた場合にかかる人件費等もろもろを考えると、メリットよりはデメリットのほうが大きいというところでの計算となっています。ですので、今後単独で導入するということまでは考えていない状況であります。補助金については県が今試算中です。県の試算の予定がビックデータによる宿泊者数や各市町村の財政状況、それを踏まえて、計算方法を出しますということですので、まだ36市町村、どこが幾らというのは決まっていません。

- 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。
- 4番 山城正和議員 これは1人1万5千円で宿泊、2%とすると300円が入るという話ですので、オクマビーチ等に紹介してやれば、数字が分かれば大体、村がつかめることなんです。それも含めて検討すべきだということでいろいろやっています。これは今から村が導入するという考えがありませんので、とにかくそれ以外のものを求めているわけですが、この答弁には含まれていないのですが、どうですか。今、環境税、海砂利だけの答弁になっていますが。竹富町はいろいろやっています。国頭村もどうですかという話は前から言っていることですが、答弁には今回出でていません。

- 山城弘一 議長
- 休憩いたします。 (午前11時54分)
再開いたします。 (午前11時56分)

平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 竹富町のほうで訪問税が法定外普通税で導入されると。今、聞いているところによると1人1千円を徴収する。ただし、その徴収方法については船会社のほうで一時的に徴収をしていただいて納税するという仕組みになっているという情報は我々も聞いてはいます。ただ竹富町の場合でいくと、西表島に入島される方に対して徴収をするということを認識しますが、その場合でいくと、船という手段でしか移動ができないというところを考えると、その船を御利用される方から徴収するという仕組みは当然やりやすいものではあるのかという認識なんですが、例えば国頭村でどのような形で、徴収ができるものなのかという仕組みも当然考えなければならない。さらには、法定外普通税を財源として、どのように財源を充てていく。当然市ともしっかりと交渉する必要性があるという部分もありますが、ただ、今の国頭村のエコツーリズム全体推進構想に関しては、法定外普通税を導入する目的の一環として発注しているのではなくて、国頭村におけるエコツーリズムがどのような形で展開されなければいけないのか、そういう部分を念頭に発注させていただいているので、現段階では法定外普通税の導入については検討していないというところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 文教経済委員会は一応調査をしてきたわけですが、調査報告書も村長にあげているわけです。前回もその件に関連した質問をしたわけですが、やんばるの世界自然遺産を保全維持していくためのいろんな費用、コストは幾らかかるかというのも具体的には算出していないと。そしてそれを賄う収入はどうなのかということについてもまだ十分な検討も加えていないということですので、今ある財源で賄っているということの答弁です。ですから竹富町の場合にはそういうのを含めて検討して、2千円は必要だと。学識経験者から答申が出たわけです、いろんな費用コスト。それだけの収入は必要だと、支出も含めて。答申したんだけれども、村長が1千円の裁量でいろいろやって、事業者招集、いろんな方々でやって、今、条例上は1千円になるということになったわけです。ですから国頭村は管理費を含めて幾らかかるのかと。計算すると入りは幾ら必要になるというのは出てくるから、そういうことを学識経験者とか、いろんな専門家がいらっしゃいますので、検討すると。そうしないと将来に向かって、十分維持管理できません。ましてや今回台湾ハブの騒ぎも出たし、そういうものをどういう費用でもって、その保全対策をしていく一環の中でやっていくかといういろんな問題でコストがかかるんです。ですからそういう新たな財源というのは確保する必要があるという観点、これはもう当たり前です。将来の保全に残していくためには金がかかるわけです。だからこの金をどう捻出していくかというのは、行政を含めて、我々の責務です、つなげていくためには。ただ環境保全だけの話ではないですから、産業振興していくためにも金も必要だし、そういう意味ではこの財源をどこに求めて、どう確保するというのは行政の知恵であります。だから私はあえて、今回も出しました。しかし一向に前に進まないです。金がかかるわけだから、それをどう捻出するかというのは、今いろいろな方法があるわけです。竹富町の事例は出しましたけれども、1千円ということで、答申は2千円でした。町長に2千円を取るべきだと。そういうものも聞き流している格好で、委員会も今、立ち上げて、全体構想を進めているわけですが、そういう中で並行してやはりやるべきものをきちんと進めてもらわないと、構想は策定しても実際これに基づいて、国頭村もそういう保護を含めて、どれだけの金がかかるのか。そしてどれだけのメリットがあるのかも検討しなければ駄目だと思います。この辺の見解どうですか、村長、副村長でもいいです。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 今の竹富町の事例からいうと、先ほど担当課長からも話がございましたが、税とし

ては取りやすいという部分というところがかなり有効な手だてなのかと思います。伊是名村でもそれをやられているようすけれども、本村として、どういう形でお客さんから取るかというところを考えたときに、国頭村はエコツーリズムを展開するとき、ガイドから取るガイド料の中に含む、いわゆる協力金のようなところも一つの手だてなのかというところはあります。ただ、それはしっかりと法的に基づいた徴収方法なのかということは考えないといけない。条例を管理するかどうかというところも、以前にも話しもさせていただきましたが、それまでまだ熟度が達していないというところです。環境保全の財源というところは、様々な財源の取り方もあるかと思います。今やっている例えは仮に森林パトロールの財源は県あたりからの財源を取っているところあります。それをしっかりとどう管理していくかというところは、今ある様々な補助制度を活用しての財源確保というところも視野に入れないといけないと思います。ただ、それをどこが管理していくかというところだと思います。今のところ与那地域と世界遺産国立公園の保全を守るための様々な会議体がございますので、そこからの捻出というところもございます。国頭村独自でどうやって管理していくかというところは、今やっている外来種対策であったり、そういったところだと思いますけれども、管理的な組織をつくることも将来視野に入れながらやらないといけないのかと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 副村長はこれに長年関わってきて、屋久島のほうにも行って、調査し、導入が必要だということも言っています。私も報告書を全部読みました。ですからこの辺はきちんと検討委員会を立ち上げるとか、いろいろやらないとはつきり言って前に進まないと思います。我々も委員会で行っているいろいろ調べてきたわけです。もっと情報が必要だというのだったら、今、導入している竹富町に出向いて、前に進めるべきですか。今、全体構想を進めているわけですから、もう時間ないですよ。村が方針を示して、専門委員会を立ち上げてやらないと前に進みません、副村長、どうですか、村長でもいいです。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 先ほども担当課長からも話がございましたが、繰り返しになると思いますけれども、エコツーリズム全体構想というのは、財源確保のためだけの委員会ではありません。しっかりとした国頭村が将来的にオーバーツーリズムにならないような形の受け入れ体制を構築していくということがまずメインでございますので、保全活動をするための財源はどうなのかというところは次の話になりますから、そこは別として考えていけたらと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 私は忘れていませんが、国頭村の村有林が特別保護区に入りました、造林しているところも。しかも事業費が5億円。自腹切って完成したんだよ、造林して、特別保護区に。分かるでしょう。5億円よ、5億円、村が15%負担しているんですよ。これをどう回収するかという話です。これからエコツーリズムとか、何やかんやで収入が入るからと。こんな話です。とんでもないです。しっかりとものを計画立ててやらないと。今のものを進めているでしょう、2か年で、遅れながらにして。国頭村エコツーリズム推進全体構想の中で並行して、将来守っていくためにどれだけの金が必要なのか、それはどういう形で補填しているのか、当然検討しないといけないでしょう。先進事例がいっぱいあるわけでしょう。いまだかつて、この辺を明確にできないというのは大変な話です。村長、どう考えますか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 先ほどからいろんな財源の話が出ています。自然環境を保存するためには膨大な予算が必要です。山城議員が心配しているような財源についても、国頭村は脆弱な財政状況の中で、どう財源を

生み出すかというのは非常に大きな課題になると思っています。先ほどあった竹富町ですか、それから富士山、両方ともその目的税をだいぶ上げています。一つの要因は、オーバーツーリズムもあると思っています。それを抑えるためにも。そうしたら当然、その環境に使う財源確保と補填になります。若干そこが違うのは、向こうは入るところが決まっている。竹富町は船の部分。そこから取りやすい。富士山でも指定場所で入山料を取っていくというようなやりやすさがある。国頭村の場合、どういった財源が確保できるかというのは、しっかりと内容を検討しながら、その税を取つたらどれだけ入ってきて、その税を取るためにどれだけの入件費なり、費用を負担するのか、その効果も検証しないといけないと。それと税の公平性というのもある。その辺の観点から議論が必要だと考えています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 世界遺産に認定されて4周年になります。維持管理やいろんな面で行政は苦労していますでしょう。例えば新しい外来種のハブが見つかったとか、とんでもない話が今、一方では進んでいます。これも金がかかるわけです。仕組みがまだ進んでいない、検討しますではないでしょう。竹富町でも専門の組織を網羅して、そういう方向性に導いたわけです。ここではそういう組織をつくって今やっていますか。村長が答弁でおっしゃっていますけれども。見えてこない。そういういろいろな問題があるわけです。ですから前に進めてほしい。検討委員会も立ち上げないで、やるべきものはやっていないと私は見ているわけです。必要なものを。だからやるべきものはきちんとやったほうがいいと思います。担当課長はどう考えているのか、今のもうもうの制度設計に関して。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午後 0時11分)

再開いたします。 (午後 0時12分)

平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 再三財源の確保は当然必要性があって、先ほどの村長の答弁のとおり、富士山、西表島と我々国頭村として置かれている状況が異なる部分は、確かに否めない部分があります。また仮に法定外普通税の導入に当たっては、国頭村だけではなく、近隣の大宜味村、東村との整合性を図る必要性もあるのかという認識を持っています。両村ともどのようなお考えを持っているのかという部分は、まだお話を聞いたことがありませんので、そういう情報の交換だけはしていきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 これは竹富町からもらったんですが、課長持っていますか、いろいろ仕組みも出来上がっています。そうしたら財団をつくって、財団はそういうものを運営するために既にいろいろ活動しているわけです。環境保全をするための仕組みがあって既に竹富町は訪問税についていろんな面で先行している、委員会をつくって専門の方々に進出してもらって進めているんだよ。幾らぐらいコストや管理費用がかかるかとか、様々なものを含めてです。その結果、そういう結論が出る。国頭村はまだそういうのも立ち上げてない。十分勉強してから前に進めてください。

次、2番目、答弁を見ると現場も課長は行ったと思うんですが、決壊したところの手当を臨時にやっていますけれども、かなりお金がかかるわけです。そういうことで十分調整して早めに対応してほしいですが、どうですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

辺野喜の取水場については、昨年の豪雨災害のときに堰が決壊したというお話をしたが、状況は川幅いっ

ぱいの堰だったんですけども、その山肌のほうが崩れて、川幅が広がった分、そこから水が漏れてしまって、堰の機能を果たさなくなったということが取水機能が低下した大きな原因でした。その後、農家の皆さんが応急的にその決壊したところに応急的な堰をこさえて、現在水については圃場近くのタンクまでは来ていると。しかし、答弁にもあったとおり、堆積している土砂があまりにも多過ぎて、取水機能については低下しているので、何らかの対策が必要だということで、まず農家と協力しながらこのたまたま土砂の撤去については、応急にやりたいと考えています。業者に場所も見てもらったんですが、機械が入れられない状況です。過去には上のほうのミカン園のほうから機械を入れて、ここに堰をこさえたと聞いていますけれども、あれから何十年の間に結構この川については、自然の状況が大分回復してきて、今ではそういった機械を入れることによって壊れてしまうところも結構出てくるのではないかということで、それを懸念しているところあります。これを大々的に改修するとなると、その機械の入れ方をどうするかとか、自然に対する影響なども調査しなければいけませんので、少し時間はかかるかと思います。年度内に応急的な作業はして、今の水量の安定的な確保については、改善を図っていきたいと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 下流のほうから取水口までずっと歩いて、今の状況に至る前に現場も確認しています。そういうことをよく私も認識していますが、機械も現場に入りますので、十分地元と調整して、早めに対策をぜひやっていただきたいと思います。

最後に奥ヤンバル鯉のぼりの復活をぜひ次年度は村もいろいろと知恵を出して、地元と調整して、ぜひ子ども们的日前後にまず復活できるように、商工観光課長担当課長としてどうですか、やる決意はないですか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

過去数回、議会でも質問等がありまして、回答させていただいている。商工会や観光協会とも協議を進めながらやっています。集落のイベント行事等の復活、私も地元の集落で祭りや豊年祭の復活に携わったことがあります。その集落の熱意だったり、機運だったりというのが上がってこないと、あくまでも集落を主体とする催事ですので、それが例えば役場がかなり協力して復活したとしても、そういう機運というのがない限りは、継続が厳しいだろうと思っています。実はほかのいろんな方とも話をしました。集落の方が主体となってやるのかと。そこが盛り上がってきてやりますと。この部分を役場の皆さんちょっとお手伝いできませんかというところは協議の上で進めていけるのかというところの考え方あります。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 実行委員会を立ち上げて、奥区にも入ってもらい、方法はいくらでもあると思うんです。ぜひ前向きに取り組んで、波及効果含めて次年度復活をするということでぜひやっていただきたいですけれども。そうすると部下は、馬力をかけて調整して復活できると思うんですけども、村長、どうですか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 奥ヤンバル鯉のぼり祭りは、以前は県内でも定着した祭りということで、大勢の方が訪れていました。ただし、いろいろ事情があって、取りやめということになっています。先日ビーンクイクイで奥に行きました。そのときに区長とお話をしました。村が主体となってはできませんよとはつきり申し上げました。そこで区が主体となってやるのであれば、どういうふうにできるのか、それは一緒に協力はしましょうという言葉を伝えてあります。先ほどからですが、役場が主体でやるものではなくして、奥区がま

ずは主体となって、いただから無理な話です。またゴールデンウィークという中で、役場の労働組合とも相談をしないといけない。今は働き方改革によって、3日間職員を出せるのか等これまで役場職員については、ボランティアで協力してきました。そういうこともあるので、まずは奥区が主体となってやることを望んでいます。以上です。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 集落が主体となる催事等についての支援等に関しては、例えば今までゴールデンウィークに鯉のぼり祭りをやっているときには駐車場係等を役場職員がボランティアで行って、いろいろ協力したり、ほかの業務に関しても区から要請があったことに関しては、ある程度、協力はしていますので、協議しながら進めていくというところでございます。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 次年度は前向きに復活できるような方法、いろんな関係者の意見、区とも調整をしながら、できるような方向で、もれなく継続できるような方法を関係団体と調整をして進めてほしい。以上を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで4番 山城正和議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全て終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会 (午後 0時24分)

令和7年第5回国頭村議会定例会会議録（第5号）

招集年月日	令和7年9月12日			
招集の場所	国頭村議会議場			
開閉会等日時 及び宣告	開議	9月26日 午前10時00分	議長	山城弘一
	閉会	9月26日 午前11時31分	議長	山城弘一
出席（応招） 議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	島袋晴美	6番	与儀一人
	2番	大田孝佳	8番	宮城誠
	3番	山川安雄	9番	金城利光
	4番	山城正和	10番	山城弘一
	5番	渡口直樹		
欠席（不応招） 議員				
会議録署名議員	8番	宮城誠	9番	金城利光
職務のため議場 に出席した者	事務局長	奥原崇	主任	宮城美希
地方自治法第 121条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村長	知花靖	環境保全課長	平良政幸
	副村長	宮城明正	農林水産課長	田場盛久
	教育長	宮城尚志	建設課長	新垣隆雄
	会計管理者	知花博正	商工観光課長	前田浩也
	総務課長	宮里幸助	教育課長	宮里光
	企画政策課長	與儀光浩	振興策推進室長	樋口淳一
	住民課長	山城修		
	福祉課長	金城由美子		

議事日程	日程第1	追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約について 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について 意見書案第1号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書 決議案第11号 議員派遣の件について（総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式）
会議に付した事件		1. 追加議案第57号 説明 質疑 討論 採決 2. 認定第1号 報告〃〃〃 3. 認定第2号〃〃〃 4. 認定第3号〃〃〃 5. 認定第4号〃〃〃 6. 意見書案第1号 説明〃〃〃 7. 決議案第11号 採決
会議の経過		別紙のとおり

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議 (午前10時00分)

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

休憩いたします。 (午前10時00分)

再開いたします。 (午前10時03分)

日程第1 追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約についてを、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第57号

奥公民館建築工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 奥公民館建築工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 257,950,000円 |
| 4 契約の相手方 | (株) 北勝建設・(有)昭建設 特定建設工事共同企業体
国頭村字辺土名294番地の1
株式会社 北勝建設
代表取締役 新里 勝則 |

令和7年9月22日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による。

建設課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

[新垣隆雄 建設課長登壇]

○ 新垣隆雄 建設課長 追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約について補足説明いたします。

次のページをお願いいたします。資料1、入札結果報告書となっております。

次のページをお願いいたします。資料2、工事請負契約書となっております。

次のページをお願いします。資料3、契約保証証書となっております。

次のページをお願いします。資料4、配置図となっております。元の公民館と同じ場所での建替えとなっております。

次のページをお願いします。資料5、平面図です。延べ床面積が366.80平方メートルとなっております。

次のページをお願いします。資料6、断面図でございます。

次のページをお願いします。資料7、こちらも断面図となっております。

次のページをお願いします。資料8、イメージ図となっております。先ほど、お配りいたしました追加資料をお願いいたします。杭伏図となっております。杭の本数がトータル45本、杭全長が20.65メートルとなっております。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 今回の奥公民館、ここが共同売店の発祥の地でもあります、この仕上げの中で仕様書とか仕上げ表でやんばる材がどれぐらい使われているのか、お願いします。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

仕様書でいきますと資料5の管理室と玄関の間の木製カウンター、それから座りベンチ、それと各部屋の室名簿、そのほかのものにつきましては、今後請負業者と使えるところは使うということで、現場を確認しながら村産材、県産材を使っていきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 室名札と玄関受付カウンターと座りベンチということでした。それと今から協議していくということで、ぜひ使えるところは窓枠も含めて、使ってもらいたい。それから断面で気になるのは、GLラインから40センチメートルぐらいがFLフロアのラインになっていますが、この前の雨のときに10センチメートルぐらいは道のほう泥が積もっていたかな、その辺は十分加味してやっておりますか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

この件につきましては、奥区の建設検討委員会、コンサルも含めまして、3回ほど協議を行いました。その中で、もうちょっと高いほうがいいという意見もあったんですけども、最終的にこの40センチメートルでいけるということで、40センチメートルに決まっております。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今回建築工事の請負契約についての議案なんですが、これに関連して質疑をさせてください。先月の意見交換のときに商工観光課から奥区の資料館の件で話がありました。この奥区からはその大事な資料を含めた保管庫が必要で、要望したけれども、予算上のスペースを含めて確保が厳しいということがありましたけれども、そのほかに奥区の検討委員会も含めて、この建築に関わる要望は何かほかにないのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

建設検討委員会、先ほど申し上げましたけれども、計3回行われまして、今設置しているものより大きな要望は特になかったと記憶しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 正式な要望は特になかったということですが、奥の区長さん辺りからの懇談している中で空調設備を設置してほしい。あるいは太陽光も考えてほしいとかということがあったんですが、具体的な要望が出ていないということなんですが、もしその辺の話はなかったのか再確認をお願いします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

- 宮里 光 教育課長 質問にお答えします。

教育委員会においても、この建設委員会で建設課と合わせて出席したところでございますが、やはり空調設備については、今資料5にあるとおりに見ると、会議室と管理室だけの空調設備をお願いしますということでのお話がございました。それ以外については、要望が全くございませんでしたので、その計画に基づいて整備ができたらなと思っております。

- 山城弘一 議長

休憩いたします。 (午前10時13分)

再開いたします。 (午前10時13分)

宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 9月18日付で要請書は届いておりますが、区長と確認しております。お話ししましたとおり建設委員会の中で、決まった中での整備だけで引き続き整備後に空調と太陽光について整備に計画を今後検討できたらなということでありました。現在の整備に向けて特にホールについては、やはり施設自体が避難場所にもなっており、区民のコミュニティの一つでもありますので、今後コイル抜きですかね、室外機と室内機能、パイプを通すコイル抜きと後はクーラーに伴う電源の設置については対応できないかということでのお話がございましたので、それについては建設課と調整しながら整備・調整がうまく対応できるようにしたいと考えております。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今課長がおっしゃるように次の設備工事の発注も出てくると思いますよね、その辺と関連して質問させてもらったんですが、ぜひそういう次の工程に結びつくのであれば、今言ったように電源確保等その辺はしっかり情報共有をしながらやってほしいと思います。建築中にも検討委員会や区長あたりからいろいろ出てくると思いますので、その辺は混乱や誤解のないようにしっかりとフィードバックして、スムーズな建築が進むことを願っています。以上です。

- 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 先ほどの渡口議員から今後、電気設備・機械設備があると思うということでしたのですけれども、今回建築・電気・機械一式となっております。以上です。

- 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 大変失礼しました。電気・設備工事を含むということでしたので、先ほどの発言は訂正させてください。以上です。

- 山城弘一 議長 ほかにございませんか。 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 資料1の入札結果報告書を見ると、今回の落札比率が99.5%ということで、かなり高率の落札となっております。資料3の保証書を見ると保証期間が令和7年9月18日から令和8年3月31日までというふうになっております。今回は、建築・電気・機械ですか、包含された契約だというふうな説明があったわけですが、当然それは契約を含めて履行期間は年明けでも3月31日までに完了するというふうな計画で事業を執行される予定ですか。

- 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

- 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

この件につきましては、先ほど山城議員がおっしゃいました3月31日を工期としております。ただし、工事の進捗状況を確認しながら、隨時対応していきたいと考えております。以上です。

- 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回、電気・機械も入っているということありますけれども、この電気照明器具等はやはり省エネ対策を考えて、当初からLED設計というふうなことになっているのでしょうか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

山城議員のおっしゃるとおり、これからを見据えて照明器具は全てLEDで予定をしております。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 この機械・電気・設備ということで、工種は一緒に同一の企業体が施工するということですが、中の備品等について、例えば机、腰掛け、その他もろもろあると思うんですけども、この辺についての調整と発注時期等を含めて、村が3月31日までに納品を含めて全て完了するものなのか。そしてその検討委員会を3回ほど開いた中で、備品等についても十分調整されたのかどうか、もちろんその設備の中には緞帳等いろいろ、図面上はよくはつきりしないもんだから、その辺を含めてどうなっているのかですね。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城議員の質問にお答えします。

備品については、おっしゃるとおり建設委員会の中でお話が出ておりました。各公民館整備に伴うことについてはコミュニティ助成事業の中で関係課が手続を行って、備品を購入するということでお話をしておりまして、先日手続についての申込みがあったと伺っております。これについて詳細は当然会議用テーブル、テレビ、冷蔵庫、事務室のデスクなどを含めた備品が約3百万円手続をされているということなので、事業については令和8年度の助成事業と伺っております。令和8年度で申請に基づいて決定するということなので、その後の4月以降の購入になるかなと思いますが、ただ助成事業なのでこれから申請に基づいた決定があつて初めて備品購入になるかなと考えております。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 緞帳につきましては、工事請負契約の中に含まれておりますので、契約締結した後、すぐ発注ということになります。以上です。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 先ほどのコミュニティ助成での申請は確かに上がってきております。しかしながら、今回奥区だけではなく、せんだっての区長会で申請するところはありますかということで御案内かけたところ、ほかの地域も上がってきております。これまで何回申請して何回通ったかというのが一番の条件となってきます。それにおいて国頭村内の順位は決まっています。奥区のほうについては、今度2度目の申請という形です。やはり初めての申請は優先されるのではないかという危惧がありますので、以前に伊地公民館を落成したときも伊地区は申請したのですけれども、通りませんでした。隣の宇嘉区が通ったというような例もございます。昨年度は1か所のみの申請が通ったということであったのですけれども、それ以前までは2年、3年連続して2か所が通ったという経緯もございます。今は国内のいろいろな調整ですね、あのときは能登の地震であつたりで各申請が1件しか出なかつたのかなというふうに思います。恐れ入ります。先ほどの宇嘉区ではなく宇良区ですね。宇良地区が通ったという形でございました。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 当然、機械のほうに音響も入っていますよね。仕様書がないものだから中身が見

えてこないので、音響は当然入っていると思うんですが、その他の備品もそろわないとやはり奥区としては、4月以降落成の祝賀会であるとか、いろいろ行事もあると思いますので、その辺は十分調整してやる必要があるのではないかという感じもするわけですよね、今使っているもので当分対応できるのかどうかも含めて、次年度となると申請して発注するとかなりかかるのではないかなど想定されるものですから、しかも現時点では確定的なものでもないし、そういう意味では十分その辺の状況や役場の対応を含めて、これから調整していく必要があるのでないかなと思いますので、今までの例からするとオープンのときにはほとんど机、腰掛けとかみんなそろっているわけですよ。これまでの例としては、何で奥区だけは1年後になるのですかという話になるとまずいのではないかと思いますが、やはりその辺をしっかり対応してもらいたいのですが、しっかり奥区に説明して。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城議員の質問にお答えします。

この件につきましては、昨年から建設委員会の中でも出ておりました。既存のテーブル、椅子は保管して置いておりますので、今新しくコミュニティ助成事業の決定まで既存のテーブル、椅子で対応できるような体制で確認をしておりますので、引き続き奥区と情報共有しながら区民の行事に支障がないような対応ができたらなと考えております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 あと1点、建物はどうしても内装、外装という形でその建物の景観とかいうのが大体見えてくるのですが、このイメージ図を見て、資料の最後のほうに沖縄の一部赤瓦を使ったり、やはり地域の景観に配慮した形の設計にはなっていると思うのですけれども、この外観の塗装や、色合いについてもやはり奥区の意見等も聞きながらやったほうがいいのではないかなど私は思うわけですよ。もちろん発注はされているのですけれども、施工に当たってはカラーの選択とかいろいろ現場で調整しますよね。施工に当たってはこの辺も十分配慮しながら地域の景観にマッチしたような外観に仕上がるような形で配慮していただきたいと思うのですけれども、この辺の取り組みですね。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

先ほどのイメージ図につきましては、色については若干違っております。今後奥区の意見を聞きながら集落に合ったような色合いにしていきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 1点確認させてください。この建設委員会の構成ですね、やはり県産材、村産材を使うのであればやはりその辺をしっかりと分かれる委員会に踏み込んで促進を図るべきだと思います。ここだけではないんですよね。森林公园のおもちゃ美術館もそうなのですが、そういった方が委員に入っているのかどうか。そうすれば大体の木材の調達はどれぐらいできるとか、どういうものが可能だというのは大体分かってくると思うのですよ。そういうのから始めないと県産材・村産材の普及啓発というのはなかなか難しいのかなと。しかも調整しながら工期もあるわけですよね。そういう形であるのですから、そういうものを含めて委員会に入れ込んで県産材・村産材の普及啓発、そして優先的に使っていくという体制を整えるべきだと思いますが、どう思いますか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

今回の奥区の建設検討委員会の中には集落の代議員等々で専門の方はいませんでした。今後は、各集落またそういった場面もあると思いますので、有識者も交えながら検討していきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数でございます。したがって、追加議案第57号 奥公民館建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第2 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。決算特別委員会委員長 与儀一人議員。

[決算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇]

○ 決算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年9月26日

国頭村議会議長 山城弘一 殿

決 算 特 別 委 員 会
委 員 長 与 儀 一 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第1号	令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定

ただいま議題となりました認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について、9月16日の本会議において、決算特別委員会に付託され、9月24日に決算特別委員会が8名の委員出席の下執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、決算書や監査委員からの決算審査意見書など、提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく審査の結果は、全会一致をもって原案認定と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番 金城利光議員。

○ 9番 金城利光議員 認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の討論を行います。

歳入総額71億3,607万円、歳出総額64億2,254万円、歳入歳出差引額7億130万円、翌年度へ繰越すべき財源1億4,318万2千円となっております。実質収支額は5億7,034万8千円の黒字決算となっております。歳入総額に占める自主財源の村税、寄附金、諸収入等の比率29.9%となっております。特に自主財源の徴収に当たっては以前に比べて改善されていると評価するところであります。不納欠損金は223万1千円となっており、それは時効の成立で請求権の消滅による欠損金として処分されたと認識するところであります。また、村民の行政に対する要望等は時代の進展に伴い、多様化、肥大化していく傾向にあるかと認識します。そのためにも自主財源の確保は必要不可欠であり、税の公正な負担を図る上からも時効中断を図る対策等を検討すると同時に村税等の徴収に当たっては税徴収者と連携を取りながら、税に対する啓蒙啓発に努めて課全体で取り組んでいただけますことを強く進言いたします。本村の人口が減少するに至る厳しい現状下にあることは御案内のとおりであり、そのような状況下において、農業次世代投資事業を積極的に推進し、新規就農者の確保に努めて、農業の振興を図ると同時に国頭村移住支援金等についても広く積極的にアピールしていただきたいと思います。そして、辺戸岬地域においては、国頭村総合計画等で県民の憩いの場として整備していくと位置づけされていたかと認識しており、今後、辺戸岬地域をどう位置づけして整備していくことが我が国頭村が未来永劫に向けて持続的に発展していく基礎的条件になるかと思いますので、積極的に環境整備拡充を推進していくと強く進言いたします。特別委員会において、各

議員から指摘、提言のあった件については真摯に受け止めて改めるべきは改めていくという謙虚な姿勢で今後の行財政運営に生かしていただきますことを強く要望し、原案どおりに認定することに賛成いたします。

○ 山城弘一 議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第1号 令和6年度国頭村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第3 認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。決算特別委員会委員長 与儀一人議員。

[決算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇]

○ 決算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年9月26日

国頭村議会議長 山城弘一 殿

決 算 特 別 委 員 会
委員長 与 儀 一 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第2号	令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定

ただいま議題となりました認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日の本会議において、決算特別委員会に付託され、9月24日に決算特別委員会が8名の委員出席の下執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、決算書や監査委員からの決算審査意見書など、提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく審査の結果は、全会一致をもって原案認定と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第2号 令和6年度国頭村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

休憩いたします。 (午前10時45分)

再開いたします。 (午前11時05分)

日程第4 認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいております。

委員長より報告を求めます。決算特別委員会委員長 与儀一人議員。

[決算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇]

○ 決算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年9月26日

国頭村議会議長 山城弘一 殿

決 算 特 別 委 員 会
委 員 長 与 儀 一 人

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第3号	令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定

ただいま議題となりました認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日の本会議において、決算特別委員会に付託され、9月24日に決算特別委員会が8名の委員出席の下執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の質疑はありませんでした。

また、本案に対する討論もなく審査の結果は、全会一致をもって原案認定と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第3号 令和6年度国頭村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第5 認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長 与儀一人議員より審査報告がまいっております。

委員長より報告を求めます。決算特別委員会委員長 与儀一人議員。

[決算特別委員会委員長 与儀一人議員登壇]

○ 決算特別委員会委員長 与儀一人議員

令和7年9月26日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

決算特別委員会
委員長 与儀一人

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
認定第4号	令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について	原案認定

ただいま議題となりました認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定について、9月16日の本会議において、決算特別委員会に付託され、9月24日に決算特別委員会が8名の委員出席の下執行部から村長以下、関係職員の出席を求めて審査をいたしました。その審査における概要と結果を報告いたします。

歳入歳出の一括質疑が行われ、決算書や監査委員からの決算審査意見書など、提出された資料に基づき、関連した質疑が多岐にわたって交わされました。

また、本案に対する討論はなく審査の結果は、全会一致をもって原案認定と決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第4号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第6 意見書案第1号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者 渡口直樹議員。

[提出者 渡口直樹議員登壇]

○ 提出者 渡口直樹議員

意見書案第1号

国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年9月26日

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提出者 国頭村議会議員 渡 口 直 樹
賛成者 国頭村議会議員 大 田 孝 佳
同 上 宮 城 誠
同 上 金 城 利 光
同 上 与 儀 一 人
同 上 島 袋 晴 美
同 上 山 城 正 和
同 上 山 川 安 雄

(提案の理由)

外来種であるタイワンハブが世界自然遺産である本村で生息し繁殖した場合、生態系及び生活環境に重大な影響を及ぼすため、早急な対策が必要である。

国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書

本村において令和7年7月10日、集落で猛毒を有する特定外来生物タイワンハブが捕獲された。

タイワンハブは低地から山地森林域、住宅周辺など幅広い環境に生息し、人命を奪いかねない極めて危険な毒蛇であり、国頭村への定着及び繁殖した場合、村民の生命・財産を脅かし、地域経済・観光・農林業、さらに世界自然遺産に代表される本村が誇る自然生態系に計り知れない打撃を与えることは必至である。

この危機を看過することは断じて許されない。村民の生活環境と生物多様性の保全を含む本村の存立に関わる重大事であり、国・県・関係機関は一刻の猶予もなく、最優先で徹底した防除対策を講じなければならない。

よって国頭村議会は、村民の総意をもって以下の通り決議する。

記

1. 国及び県は、直ちに徹底した調査と緊急防除体制を構築し、タイワンハブの根絶を図ること
2. 国・県・村においても、全住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行い、危険回避と被害防止の徹底を図ること
3. 国・県・村および関係機関は緊密に連携し、被害発生時には即応体制を確立し、村民の安全を最優先に行動すること

4. 生物多様性豊かな世界自然遺産・やんばる国立公園の森を脅かす特定外来生物の徹底した防除処置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和7年9月26日

沖縄県国頭村議会

宛先 環境大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）
沖縄奄美自然環境事務所長 沖縄県知事

○ 山城弘一 議長 これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 4番 山城正和議員 議長、休憩をお願いします。

休憩いたします。（午前11時18分）

再開いたします。（午前11時27分）

○ 山城弘一 議長 これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑終結」と呼ぶ者あり）

質疑を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 （起立多数）

起立多数でございます。したがって意見書案第1号 国頭村における特定外来生物「タイワンハブ」生息に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された案件については、環境大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）は、文書で通告、沖縄総合事務局長、他官公庁は手交することでよろしいでしょうか。

手交に関しての議員派遣は全議員で行います。なお、変更等が生じた場合は議長に一任することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

日程第7 決議案第11号 議員派遣の件（総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式）を議題といたします。

[議員派遣の件 卷末に掲載]

決議案第11号 議員派遣の件（総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式）については、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、決議案第11号 議員派遣の件（総務大臣感謝状贈呈候補者授賞式）については、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の決定をいたしましたが、変更等が生じた場合は、議長に一任することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、変更等が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、令和7年第5回国頭村議会定例会において、議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって、令和7年第5回国頭村定例会を閉会いたします。

大変お疲れさんでした。

閉会（午前11時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議会議長 山城弘一

会議録署名議員 宮城誠

会議録署名議員 金城利光